

令和6年第1回定例会

美郷町議会会議録

令和 6年 3月 6日 開会

令和 6年 3月 21日 閉会

美 郷 町 議 会

令和 6 年第 1 回定例会

美郷町議会会議録(第 1 号)

令和 6 年 3 月 6 日

美 郷 町 議 会

令和6年第1回美郷町議会定例会会議録（第1日目）

令和6年3月6日（水曜日）

◎開会日時 令和 6年 3月 6日 午前10時00分 開会
◎散会日時 令和 6年 3月 6日 午前11時48分 散会

◎出席議員（10名）

1番 若杉 伸児君	2番 早川 節夫君
3番 中田 武満君	4番 兒玉 鋼士君
5番 山本 文男君	6番 中嶋奈良雄君
7番 川村 嘉彦君	8番 甲斐 秀徳君
9番 川村 義幸君	10番 那須 富重君

◎欠席議員 なし

◎欠 員 11番 小路 文喜君

◎会議録署名議員 1番 若杉 伸児君 2番 早川 節夫君

◎事務局職員氏名 事務局長 沖田 修一君 書記 森川 晴君

◎説明のための出席者職氏名

町長	田中 秀俊君	副町長	藤本 茂君
教育長	大坪 隆昭君	会計管理者	泉田 博文君
総務課長	甲斐 武彦君	税務課長	川村 博昭君
企画情報課長	田常 浩二君	町民生活課長	田村 靖 君
健康福祉課長	黒田 和幸君	建設課長	林田貴美生君
農林振興課長	松下 文治君	政策推進室長	長田 孝規君
教育課長	鎌田 次郎君	地域包括医療局事務長	田原 裕亮君
南郷地域課長	黒木 博文君	北郷地域課長	石田 隆二君

◎会議の経過 別紙のとおり

令和6年第1回美郷町議会定例会
議事日程（第1）

令和6年3月6日
午前10時 開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
1番 若杉 伸児 議員
2番 早川 節夫 議員
- 日程第2 会期の決定
3月6日 ～ 3月21日 16日間
- 日程第3 諸般の報告
(1) 議長
(2) 入郷地区衛生組合議会議員
(3) 宮崎県北部広域行政事務組合議員
(4) 日向東臼杵広域連合議会議員
(5) 総務厚生常任委員長
(6) 文教産業常任委員長
- 日程第4 報告 第1号 損害賠償の額の決定についての専決処分（専決第1号）
の報告について
報 告
- 日程第5 諮問 第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
答 申
- 日程第6 議案 第3号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第7 議案 第4号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第8 議案 第5号 公の施設の指定管理者の指定について
一括 提案理由説明
- 日程第9 議案 第6号 美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第10 議案 第7号 美郷町公の施設条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第11 議案 第8号 美郷町介護保険条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第12 議案 第9号 美郷町営住宅条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第13 議案 第10号 美郷町営賃貸住宅条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第14 議案 第11号 美郷町空家等対策の推進及び空家等の活用の促進に関する条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第15 議案 第12号 美郷町移住定住促進空き家活用住宅の管理に関する条例の一部を改正する条例
提案理由説明

日程第 1 6	議案 第13号	美郷町使用料徴収条例等の一部を改正する等の条例 <u>提案理由説明</u>
日程第 1 7	議案 第14号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 <u>提案理由説明</u>
日程第 1 8	議案 第15号	美郷町災害見舞金等基金条例 <u>提案理由説明</u>
日程第 1 9	議案 第16号	財産の無償貸付について
日程第 2 0	議案 第17号	財産の無償貸付について <u>一括 提案理由説明</u>
日程第 2 1	議案 第18号	財産の無償譲渡について <u>提案理由説明</u>
日程第 2 2	議案 第19号	令和 5 年度美郷町一般会計補正予算 (第 1 0 号) <u>提案理由説明</u>
日程第 2 3	議案 第20号	令和 5 年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)
日程第 2 4	議案 第21号	令和 5 年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
日程第 2 5	議案 第22号	令和 5 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 3 号)
日程第 2 6	議案 第23号	令和 5 年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 5 号)
日程第 2 7	議案 第24号	令和 5 年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)
日程第 2 8	議案 第25号	令和 5 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算 (第 3 号)
日程第 2 9	議案 第26号	令和 5 年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算 (第 3 号) <u>一括 提案理由説明</u>
日程第 3 0	議案 第35号	工事請負契約の締結について <u>提案理由説明</u>
日程第 3 1	議案 第27号	令和 6 年度美郷町一般会計予算
日程第 3 2	議案 第28号	令和 6 年度美郷町国民健康保険事業特別会計予算
日程第 3 3	議案 第29号	令和 6 年度美郷町介護保険事業特別会計予算
日程第 3 4	議案 第30号	令和 6 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第 3 5	議案 第31号	令和 6 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計予算
日程第 3 6	議案 第32号	令和 6 年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算
日程第 3 7	議案 第33号	令和 6 年度美郷町簡易水道事業会計予算
日程第 3 8	議案 第34号	令和 6 年度美郷町農業集落排水事業会計予算 <u>提案理由説明 施政方針の説明</u>

会 議 録

令和 6 年 3 月 6 日
午前 10 時 00 分開会

【事務局長 沖田 修一】

「一同起立・礼」・・・おはようございます・・・御着席ください。

【議長 那須 富重】

改めましておはようございます。

令和 6 年第 1 回の定例会になります。よろしくお願いいたします。

今回の議会は田中町政 2 期目の折り返しの予算編成になります。新年度は町の重要計画である第 2 期のまち・ひと・しごと創生総合戦略の 5 か年計画の最終年度であり、その成果が期待されます。人口減少の実態を踏まえた早急な対応が迫られていると思います。

また、災害復旧費は今年度当初より約 10 億円増の 24 億円の計上となっております。令和 4 年に発生しました災害の一刻も早い復旧を心待ちにしている町民も多くおられますので、早期完成を願うものであります。

執行部の皆様には、令和 6 年度も多くの積極的な施策が上げられております。執行部の皆様には十分な審議が行われるよう、御協力をお願いいたします。

また、議員各位におかれましては、新年度の予算を編成する重要な議会ですので、活発な議論を期待したいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で、挨拶を終わります。

ただいまの出席議員は 10 名であります。

ただいまから、令和 6 年第 1 回美郷町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、1 番 若杉 伸児議員、2 番 早川 節夫議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定を議題とします。

この件につきましては、議会運営委員会において検討がなされておりますので、委員長より報告をお願いします。

【議会運営委員長 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

議会運営委員長 山本 文男議員。

【議会運営委員長 山本 文男】

令和 6 年第 1 回美郷町議会定例会について、議長より諮問を受けました会期及び

日程につきまして、議会運営委員会は以下のように議長に答申いたしましたので御報告いたします。

会期については、本日から3月21日までの16日間とし、会期日程はお手元に配付してある会期及び審議予定表のとおりとしたところです。

以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

【議長 那須 富重】

委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

本定例会の会期は委員長の報告のとおり、本日から3月21日までの16日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

それでは、会期は本日から3月21日までの16日間に決定いたしました。

会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議の予定表のとおりであります。

日程第3 諸般の報告を行います。

本日まで受理いたしました請願・陳情は、お手元に配付いたしました請願・陳情文書表のとおりであります。記載のとおり処理しましたので報告します。

議長報告はお手元に配付の諸般の報告をもって報告とします。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書が、お手元に配付したとおり提出されております。

朗読は省略します。

次に、入郷地区衛生組合議会議員、日向・東臼杵広域連合議会議員及び宮崎県北部地域行政事務組合議会議員からの会議の報告については、お手元に配付した資料のとおりです。

次に、所管事務調査の結果について、総務厚生常任委員長、文教産業常任委員長からそれぞれ報告の申出があります。

初めに、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

【総務厚生常任委員長 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

総務厚生常任委員長 山本 文男議員。

【総務厚生常任委員長 山本 文男】

総務厚生常任委員会において調査を実施したので、会議規則第77条の規定により報告をします。

1. 調査日 令和6年2月8日
2. 調査場所 議会委員会室
3. 調査目的 子育て支援センター運営状況
4. 調査者 総務厚生常任委員、他議員、議会事務局職員

5. 対応者 副町長、町民生活課長、他担当職員

6. 調査の概要

子育て支援センター運営状況の説明を受けた。

(考察)

子育て支援センターは、町外から来て知り合う場がないとの声がきっかけで設置をし、職員が行事を企画して毎月第2、第4火曜日を基本として月2回、10時から12時で開設している。

令和5年度の1月までの実績は15回開設し、保護者、子供を合わせた町内の利用者は延べ40名で1回当たり1から3世帯の利用であり、固定した利用者となっている。

また、町外からも2世帯延べ28名の利用があっている。

総合戦略の令和6年度の年間目標300組からすると利用者が非常に少ないが、利用対象者や子育て支援センターを必要としている世帯数の実態からすると、計画に対する評価は難しいように思える。

利用者の評価はよく、もっと開催日や時間を増やしてほしいとの要望があるが、これ以上増やすことは職員の負担が大きいののでできないとの説明であった。

職員が行事を企画しての開設は職員の負担が大きいと思うので、要望のあっている開催日や時間を増やすには、利用者の意見を聞くなどして利用者も一緒に行事を企画するなど工夫が必要であり、また、関係機関との連携など、開設方法の見直しが必要であると感じた。

以上で、報告を終わります。

【議長 那須 富重】

次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

【文教常任委員長 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

文教産業常任委員長 甲斐 秀徳議員。

【文教常任委員長 甲斐 秀徳】

文教産業常任委員会において、令和6年1月29日に、役場委員会室において、2件の調査を実施したので、会議規則第77条の規定により報告します。

それでは、総務厚生常任委員会の調査の報告をします。

まず1件目です。

1. 調査日 令和6年1月29日(水)
2. 調査目的 総合戦略計画の第1期実績と第2期経過について
3. 調査者 文教産業常任委員、他議員、議会事務局局長、書記
4. 対応者 企画情報課長、他担当職員
5. 調査の概要

総合戦略計画の第1期実績と第2期経過について、説明を受けた

(考察)

第1期実績はある程度の成果があったと捉えているとの説明であった。しかし、平成30年度の社会人口の減少が目標の数値の40人より103人と多くなっている

る。

また、2040年の第1期の人口目標3,600人に対して、国立社会保障・人口問題研究所の予測では3,173人と、第2期では、人口目標を3,000人と下降修正しているが、同予測では2,636人と大きく減少している。

第2期の基本目標の経過では、移住者の目標が5年間で30人に対して、3年間で29人の実績で、目標を大きく上回る見込みとなっている。

出生数は、5年間で50人に対して3年間で18人の実績となっている。

第2期の途中経過の事業評価は44事業中30事業が効果が期待されるとなっているが、現状では人口減対策の効果は現れていないようである。

次期計画については、行政だけではなく町民の意見を取り入れて策定するとの説明があった。

委員からは、「今までの実績を検証して、次期計画の策定をする必要がある。もっとUターンが増える事業に力を入れるべきである。第1期の新規農林業者の実績は59人と目標を大きく上回っているが、そのうち農業は6名と少ないので、農業者確保の事業の充実を求める」との意見が出された。

まち・ひと・しごと創生総合戦略は、町にとって一番重要な人口問題解決の計画であると認識している。非常に困難な事業であることは承知しているが、町民一丸となって取り組み、少しでも成果を上げることが期待する。

次に、2件目です。

1. 調査目的 学校での不登校やいじめの対応状況
2. 調査者 文教産業常任委員、他議員、議会事務局局長、書記
3. 対応者 教育課長、他担当職員
4. 調査の概要

学校でのいじめや不登校等の未然防止とその解決を図り、学校では困難な事案への迅速な対応を行うため、教育支援センターに令和5年6月からスクールカウンセラーを配置したとの説明があった

(考察)

各学校月1回の定期巡回を行い、児童・生徒のみならず保護者の相談にも対応している。現在、新たに大きな問題の発生はなく、未然防止が図られている。

また、スクールカウンセラーを配置したことにより、過去は校長や教頭が対応に追われていたことが解消され、業務に専念できるとの説明を受け、一定の成果が Achieved しているようである。

一方で、スクールカウンセラーによる対応については子供の将来に大きな影響を与えることも考えられるため、関係機関とのしっかりとした連携は必要不可欠であると感じた。

家庭内トラブルについては、町の要保護児童等対策地域協議会や児童相談所など他の機関と連携し対応をしているとこのことであった。

以上で、報告を終わります。

【議長 那須 富重】

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第1号 損害賠償の額の決定についての専決処分（専決第1号）の報告について、町長からの報告があります。

これを許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

皆さん、おはようございます。

宇納間地蔵大祭も盛会に終わり、本日、今日から21日までの16日間の会期をもって、令和6年美郷町議会定例会の開催であります。

今回、33件の議案を提案しております。

その中で、特に予算等審査特別委員会を開催していただき、令和6年度各会計の予算審議をしていただくことになっております。職員一丸となって町民の福祉の向上のために頑張りたい所存でありますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、報告第1号 損害賠償の額の決定についての専決処分（専決第1号）の報告についての提案理由を申し上げます。

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

以上です。

【議長 那須 富重】

以上で、報告第1号の報告を終わります

日程第5、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての議題とします。

本件について町長より提案理由の説明をお願いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

御承知のとおり人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵害されることのないように監視し、もし、これが侵犯された場合には、その救済のため、速やかに適切な処置を取るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもって、その使命とすることとされております。

現在、本町では4名が人権擁護委員として法務大臣より委嘱されておりますが、このうち1名が令和6年6月末をもちまして任期満了となります。

南郷在住の若田徳子氏は、令和3年7月から人権擁護委員として御尽力いただいております。若田徳子氏は、これまでの経験もあり責任感も強く、最適任者として考えますので、引き続き、再任いただきたく推薦するものであり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見

を求めるものであります。

なお、委員の任期は3年となっております。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

諮問第1号については、お手元に配付した意見のとおり答申したいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、お手元に配付した意見のとおり答申することに決定しました。

日程第6 議案第3号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第7 議案第4号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第8 議案第5号 公の施設の指定管理者の指定について

お諮りします。

議案第3号から議案第5号までの3件を一括議題にしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号から議案第5号までの3件は一括議題にすることに決定しました。

3件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、議案第3号、議案第4号、議案第5号 公の施設の指定管理者の指定について、一括して提案理由を申し上げます。

町では、施設の設置目的を効果的に達成するために指定管理者制度を導入し管理を行っておりますが、このたび美郷町西郷デイサービスセンター、美郷町西郷いきトレーニングセンター、美郷町南郷高齢者生活福祉センターの指定管理者の管理期間が令和6年3月31日をもって終了することから公募を行ったところ、この3つの施設について、社会福祉法人美郷町社会福祉協議会より申請がございました。

その後、指定管理者選定委員会による審査を経て、社会福祉法人 美郷町社会福祉協議会を指定管理候補者として選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3か年であります。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月11日に総括質疑を行います。

日程第9 議案第6号 美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第6号 美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の改正は、令和5年度スマート農業等生産団地創出支援事業で購入しました農業用機械の使用料を徴収するため、改正を行うものであります。

なお、使用料の算定については、ほかの自治体の使用料、今後のメンテナンス費用を基に決定したところであります。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月11日に総括質疑を行います。

【議長 那須 富重】

日程第10 議案第7号 美郷町公の施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第7号 美郷町公の施設条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

第1条の改正は、中小屋天文台等施設及び中小屋キャンプ場等施設の使用料を、施設設備やサービスの質を向上するため、そして物価高騰等の情勢を鑑み変更するものです。併せて、パターゴルフ施設及び貸出テント老朽化による各サービスの廃止、車を横づけしてキャンプを楽しむオートサイトサービスの開始に当たり、別表第3にあるとおり改定するものです。

第2条の改正ですが、石峠レイクランド交流施設については、令和5年7月から新たな指定管理者となったことを受け、施設を広くPRするに当たり、美郷町にある施設としてより明確にするため、別表第1及び別表第3にある名称を「美郷レイクランド交流施設」に変更する改正です。

平成15年度に旧西郷村において整備された「造次郎フライトパーク」については、現在の利用状況や管理体制を考慮し、地元若宮区の利用や管理下にある実態に鑑み、別表第1から当該部分を削除し、当該施設の土地所有者である若宮区へ移管することによる改正です。

山草森林交流施設コテージ、石峠レイクランド交流施設コテージについては、施設設備やサービスの質を向上するため、使用料について変更する改正です。

美郷町南郷高齢者生活福祉センターについては、美郷町南郷高齢者生活福祉センター運営規則におきまして使用料を定め徴収しておりますが、公の施設条例での明記がなかったため、条例改正を行い使用料の明記を行うものであります。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月11日に総括質疑を行います。

【議長 那須 富重】

日程第11 議案第8号 美郷町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第 8 号 美郷町介護保険条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

このたび、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間で 1 期とした第 9 期介護保険事業計画を策定し、保険料の必要額を算定したところです。保険料の段階区分につきましては、現行の 1 2 段階から国が示す多段階化の 1 3 段階となっております。

なお、介護保険料の基準額となる第 5 段階は、今後の介護給付費の見込や高齢者人口の推移等将来推計を基に算定した結果、第 8 期の基準額と同額（月額 6, 380 円、年額 7 万 6, 560 円）となっております。

今回の条例改正は、第 9 期計画を策定したことによる関連する条文等の改正を行うものであります。

なお、低所得者層に該当する第 1 段階から第 3 段階におきましては、新年度において軽減措置を行うこととなります。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第 6 日目の 3 月 11 日に総括質疑を行います。

日程第 12 議案第 9 号 美郷町営住宅条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第 9 号 美郷町営住宅条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

南郷神門地区の「米上 B 団地」1 棟 2 戸は、昭和 54 年に建設された町営住宅です。この住宅は建設から 45 年が経過し、老朽化による破損が進んでいたため、取り壊し撤去いたしましたので、本条例の別表により削除するものであります。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第 6 日目の 3 月 11 日に総括質疑を行います。

日程第 13 議案第 10 号 美郷町営賃貸住宅条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第10号 美郷町営賃貸住宅条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

南郷上渡川地区の渡川本村団地1棟1戸は、昭和54年に建設された町営賃貸住宅です。この住宅は建設から45年が経過し、老朽化による破損が進んでいたため、取り壊し撤去いたしましたので、本条例の別表より削除するものであります。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月11日に総括質疑を行います。

日程第14 議案第11号 美郷町空家等対策の推進及び空家等の活用の促進に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第11号 美郷町空家等対策の推進及び空家等の活用の促進に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）が令和5年12月13日に施行されたことに伴い、関係する美郷町空家等対策の推進及び空家等の活用の促進に関する条例を改正する必要性が生じたため、改正するものです。

法の改正により、特定空家に加えて管理不全空家も市区町村からの指導・勧告の対象となり、現行の「適切な管理の努力義務」に「国、自治体の施策に協力する努力義務」が加えられたことから、より一層の所有者の債務強化と特定空家化を未然に防止する管理の確保を図るため、改正するものです。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月11日に総括質疑を行います。

日程第15 議案第12号 美郷町移住定住促進空き家活用住宅の管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第12号 美郷町移住定住促進空き家活用住宅の管理に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

活用しようとする空き家の改修費用は、物件の状態により異なり、状態がよければ改修費用は安く、悪ければ高くなります。使用料については、現行において上限額が定められているものの、改修にかかった費用が大きいほど使用料が高くなる算定であり、公平な使用料とは言えない状況にあります。そこで、公平性を保つために使用料を定額にする改正を行うものです。

以上であります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月11日に総括質疑を行います。

日程第16 議案第13号 美郷町使用料徴収条例等の一部を改正する等の条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第13号 美郷町使用料徴収条例等の一部を改正する等の条例について、提案理由を申し上げます。

令和6年4月1日に町立南郷小学校と南郷中学校を統合し、義務教育学校として開校することになりましたので、町立学校等に関連する条例を改正するものです。

第1条は、町立学校が全て義務教育学校となることを踏まえた改正です。

第2条は、学校給食施設の設置について、美郷町公の施設条例と美郷町立学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の2つに規定されていますので、美郷町公の施設条例から削除するものであります。

第3条は、町立学校が全て義務教育学校となることを踏まえた改正です。

第4条は、西郷義務教育学校の整備の際に田代幼稚園から西郷幼稚園に改名していただきましたので、今回、改正するものです。

第5条から第8条は、町立学校が全て義務教育学校となることを踏まえた改正です。

第9条の改正は、附属機関としての目的が達成されたため、廃止するものであります。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月11日に総括質疑を行います。

日程第17 議案第14号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第14号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、提案理由を申し上げます。

第208回国会において成立した刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）は、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設することなどを内容とするものでありました。このため、本町においても、このことに対応するため、所要の改正を行うものです。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月11日に質疑・討論・採決を行います。

日程第18 議案第15号 美郷町災害見舞金等基金条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第15号 美郷町災害見舞金等基金条例について、提案理由を申し上げます。

近年では、毎年のように全国各地で自然災害が頻発し、甚大な被害が発生しております。

本町におきましても令和4年台風14号が大きな爪痕を残し、加えて昨年台風6号により、新たな災害が発生しました。国や県等の関係機関と連携し、一日でも早い復旧に取り組んでいるところでありますが、災害規模が大きいこともあり、町民の皆様には御不便をおかけしているところであります。美郷町地域防災計画では、第2編第4章災害復旧・復興計画の第4節被災者の生活再建等の支援の中で、災害復興基金の設立をうたっています。

そこでは、町は、被災者の救済及び自立支援や被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ機動的、弾力的に進めるため、災害復興基金について検討するよう定めています。今回の基金は、その一環として、住民の安心で安全な暮らしの実現を目指し、生活再建の一助として支給する見舞金等を、被災地のニーズと地域ごとの特性を踏まえて支給する資金に充てるため、設置するものであります。

今後の運用に当たっては、公平を期するため、宮崎県安心基金、支援金等の基準を踏まえ、住民代表による委員会を設置して実施要綱・支給内容を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月11日に総括質疑を行います。

日程第19 議案第16号 財産の無償貸付について

日程第20 議案第17号 財産の無償貸付について

お諮りします。

議案第16号から議案第17号までの2件を、一括議題にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号から議案第17号までの2件は一括議題とすることに決定しました。

2件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第16号及び議案第17号 財産の無償貸付について、一括して提案理由を申し上げます。

歯科診療所の医師住宅につきまして、北郷歯科診療所は専用の住宅を使用していますが、南郷歯科診療所は専用の住宅がないため、通常利用されていなかった南郷診療所の医師住宅を使用しております。この施設について、所管替えを行い、令和6年度から南郷歯科診療所の医師住宅として活用したいと考えております。それぞれの歯科診療所の医師住宅を確保するに当たって、歯科診療所の円滑な運営ができるよう、無償貸付したく、議会へ提案するものであります。

なお、現在は住宅使用料として、いずれも年間18万円を徴収しておりますが、診療所の指定管理委託料として年間18万円と同額を支出している状況にあります。住宅が無償貸付となった場合は、令和6年度以降の指定管理委託料は支出しないこととする予定であります。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月11日に総括質疑を行います。

日程第21 議案第18号 財産の無償譲渡についてを議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第18号 財産の無償譲渡についての提案理由を申し上げます。

議案第7号で御説明しましたように、平成15年度に旧西郷村において整備された造次郎フライトパークについて、現在の利用状況や管理体制を考慮し、地元若宮区の利用や管理下にある実態に鑑み、美郷町公の施設条例から削除することに伴い、同敷地内にある屋外トイレについて、現在の利用状況や管理体制を考慮し、土地所有者である若宮区に無償譲渡するものであります。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月11日に総括質疑を行います。

日程第22 議案第19号 令和5年度美郷町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第19号 令和5年度美郷町一般会計補正予算（第10号）について、説明いたします。

今回の補正は、事業費の確定及び確定見込みによる不用額の更正が主なものであります。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ9億7,027万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ97億9,320万6,000円とするものであります。主な補正の内容につきまして、歳入から説明いたします。

初めに、町税に1億円8,756万1,000円を追加しました。これは、固定

資産税の決算見込額による1億8,346万1,000円の増額が主なものです。

次に、地方譲与税に1,026万3,000円を追加しました。地方揮発油譲与税に151万8,000円、自動車重量譲与税に874万5,000円を追加しました。いずれも交付額の見込みによる補正であります。法人事業税交付金339万2,000円を追加しました。

次に、国庫支出金から4億9,246万8,000円を減額しました。これは、災害復旧費、国庫負担金のうち公共土木施設災害復旧費負担金から事業費確定見込みに伴い4億5,002万8,000円を減額したことが主な要因であります。

次に、県支出金に3億210万5,000円を追加しました。各費目とも事業費の確定見込額による補正が主な要因ですが、うち農地・農業用施設災害復旧事業補助金1億4,749万4,000円の追加、林道施設災害復旧事業補助金1億7,832万1,000円の追加が主なものであります。

次に、寄附金から1,100万円を減額しました。これは、クラウドファンディング型ふるさと応援寄附金及び美郷版ふるさと応援寄附金の減によるものです。

次に、基金繰入金から7億3,638万2,000円を減額しました。歳出全般の減額やふるさと応援基金繰入金の充当により、財政調整基金繰入金を減額したことが主な理由です。

最後に、町債から2億9,310万円を減額しました。これは災害復旧事業などの、各種の事業費の確定見込みに伴う補正であります。

続いて、歳出について御説明いたします。

歳出につきましては、経常的経費及び各事業の見込額の確定による補正が中心であります。初めに、総務費から全体で7,390万7,000円を減額しました。

主なものとしては、一般管理費及び財産管理費の職員人件費の減額、企画費の空家対策事業費やクラウドファンディング型ふるさと応援事業補助金の減額による1,547万円の減額、CATVセンター運営費のサブセンター機器更新工事費の不用額の減によります2,608万円の減額などが、主な要因であります。

次に、農林水産業費から1億931万5,000円を減額しました。農業振興費や畜産業費を主にして、農業費全体で3,132万円2,000円を減額し、林業費からは7,729万3,000円を減額しました。水産業費においても70万円を減額しました。

次に、商工費から326万5,000円を減額しました。観光振興費の第三セクター清算補助金800万円の追加はありましたが、商工振興事業や速日鉱山施設管理費の不用額更正があったために、全体では減額となりました。

次に、土木費から5,899万7,000円を減額しました。これは、道路新設改良の防災・安全交付金事業や一般住宅対策費の事業費確定見込みに伴う減額補正が主のものであります。

次に、消防費から637万円を減額しました。防災無線施設費の防災無線施設管理費489万円の不用額更正が主な理由であります。

次に、教育費から2,832万8,000円を減額しました。これは、各種職員人件費の減額と高校生スクールバス購入費の不用額更正が主な理由であります。

次に、災害復旧費から6億5,489万5,000円を減額しました。事業費の確定見込みによる不用額更正であります。

次に、公債費から、元金及び利子合わせて350万円を減額しました。

最後に、諸支出金から120万4,000円を減額しました。特別会計繰出金の減額補正によるものです。

また、繰越明許費につきましては、第2表のとおりであります。物価高騰の影響により、労務者や資材等の手配に不測の日数を要したことや、台風6号災害対応に不測の日数を要したことによる事業進捗の遅れが主な繰越し理由であります。

地方債の補正のつきましては、第3表のとおりであります。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月11日に総括質疑を行います。

日程第23 議案第20号 令和5年度美郷町国民健康保険事業特別会計
補正予算（第4号）

日程第24 議案第21号 令和5年度美郷町介護保険事業特別会計
補正予算（第3号）

日程第25 議案第22号 令和5年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計
補正予算（第3号）

日程第26 議案第23号 令和5年度美郷町簡易水道事業特別会計
補正予算（第5号）

日程第27 議案第24号 令和5年度美郷町農業集落排水事業特別会計
補正予算（第3号）

日程第28 議案第25号 令和5年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計
補正予算（第3号）

日程第29 議案第26号 令和5年度美郷町国民健康保険病院事業会計
補正予算（第3号）

お諮りします。

議案第20号から議案第26号までの7件を、一括議題にしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」との声あり ）

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号から議案第26号までの7件を一括議題とすることに決定しました。

7件につきましては、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第20号 令和5年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出から、それぞれ1,707万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,947万8,000円とするもので

あります。それでは、歳入歳出それぞれの主なものについて御説明いたします。

まず、歳入予算につきましてです。

国民健康保険税から262万1,000円の減額、これは、被保険者数の減少に伴うものであります。続いて、県補助金の特別交付金から1,164万8,000円の減額、これは、保険者努力支援交付金や特別調整交付金など、それぞれ算定見込額へ補正するものであります。

また、一般会計繰入金につきましても、金額が算定されたことに伴い、保険基盤安定繰入金など合計189万7,000円を減額しております。

続いて、歳出予算につきましては、支出額がおおむね見込まれる経費について、それぞれ減額の補正を行っております。

基金積立金につきましては、先ほど御説明した歳入予算の減額に伴って1,581万7,000円減額するものであります。

また、償還金として、過年度分の普通交付金返還金を1万6,000円追加、さらに、繰出金として、算定結果に応じた直営診療施設繰出金を合計37万8,000円追加の予算を計上しております。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第21号 令和5年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,071万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,110万4,000円とするものです。今回の補正の主な内容です。

歳入です。保険給付費の実績見込みに伴う交付額変更により、社保支払基金交付金5,784万7,000円の減額となっております。

歳出です。保険給付費、地域支援事業費の各サービス費の過不足を調整した結果365万円を減額いたしました。社保支払基金交付金の減額により、不足する財源を介護給付費準備積立基金へ積立予定の5,000万円と予備費で調整いたしました。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第22号 令和5年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ137万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,765万8,000円とするものです。

補正の主な理由は、年度末を迎え宮崎県後期高齢者医療広域連合への各種負担金が決めたことによる予算額の調整と令和4年度の事業確定に伴う一般会計への繰出金の補正であります。補正の主な内容です。

歳入です。広域連合の各種負担金等の決定により一般会計繰入金の財源更正を行い137万6,000円を増額いたしました。

歳出です。広域連合納付金を142万6,000円増額し、令和4年度の事業確定に伴う一般会計への繰出金として577万円を予備費より充当いたしました。

以上で、説明を終わります。

議案第23号 令和5年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ24万円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億3,100万1,000円とするものであります。

歳入でございます。現年度水道使用料から実績見込みにより24万円を減額するものであります。

歳出でございます。簡易水道財産管理費の需用費から簡易水道施設維持管理費の電気料130万円を減額し、簡易水道事業債償還利子に1万7,000円、予備費に104万3,000円を追加しました。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第24号 令和5年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,132万8,000円を追加し、予算の総額を3億337万2,000円とするものです。

歳入です。まず、災害復旧事業の県補助金を67万円2,000円の減額と地方公営企業災害復旧事業債5,200万円の起債を計上しています。

歳出です。一般会計繰入金に5,132万8,000円を追加しました。現予算では昨年度の台風14号で被災した農業集落排水施設の災害復旧費には補助金と一般会計繰入金を充てておりますが、今回、起債において歳入補正を計上しましたので、相当額を一般会計へ繰り出すものであります。その他、農業集落排水事業施設維持管理費の電気料330万円を減額し、集落排水事業債利子1万4,000円、予備費に328万6,000円を追加しました。

以上で、説明を終わります。

議案第25号 令和5年度国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ232万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,063万4,000円とするものであります。

歳出補正の主なものです。職員人件費不要分265万円の減額であります。

歳入補正の主なものです。繰入金25万9,000円の増額及び診療収入255万9,000円の減額であります。

以上で、説明を終わります。

議案第26号 令和5年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出については2,332万5,000円の減額補正を行うものであります。主な内容につきましては、人件費や経費の実績による減額であります。賞与引当金につきましては、会計年度任用職員の勤勉手当支給に伴って、次年度の引当金を引き上げております。

また、資本的収入におきましては、中山間地域の持続可能な医療提供体制構築推進事業費補助金の交付決定に伴い、減額補正を行っております。

支出に関しましては、事業完了等に伴い減額補正を行っております。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月11日に質疑・討論・採決を行います。

日程第30 議案第35号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、議案第35号 工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

この契約は令和5年度、令和4年債台風14号2号箇所奥地林道度川大藪線の災害復旧工事であります。

去る3月1日、町内Aクラスの6業者による指名競争入札を行った結果、議案書のとおり株式会社南郷開発代表取締役 岩田進一と5,137万円で工事請負契約を締結するものであります。

被害箇所につきましては、大型ブロック積みや現場吹きつけのり枠モルタル吹付けを施工し復旧することとしております。

以上、今回、発注いたしました工事につきましては、予定価格が5,000万円以上でありますので、地方自治法第96条第1項第5号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で、説明を終わります。

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月11日に質疑・討論・採決を行います。

それではここで休憩といたしたいと思いますが、5分を目安にしたいと思います。11時5分からの再開とします。

(休憩：5分間)

(再開：午前11時05分)

【議長 那須 富重】

皆さんおそろいのおようですので、休憩前に引き続き会議を再開します。

- 日程第31 議案第27号 令和6年度美郷町一般会計予算
日程第32 議案第28号 令和6年度美郷町国民健康保険事業特別会計予算
日程第33 議案第29号 令和6年度美郷町介護保険事業特別会計予算
日程第34 議案第30号 令和6年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第35 議案第31号 令和6年度美郷町国民健康保険診療所事業
特別会計予算
日程第36 議案第32号 令和6年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算
日程第37 議案第33号 令和6年度美郷町簡易水道事業会計予算
日程第38 議案第34号 令和6年度美郷町農業集落排水事業会計予算

お諮りします。

議案第27号から議案第34号までの8件を一括議題にしたいと思います。
これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第27号から議案第34号まで8件を一括議題とすることに決定しました。

8件につきまして、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

令和6年度美郷町施政方針。

本日、令和6年第1回美郷町議会定例会の開会に当たり、町政の運営に臨む私の所信と主要政策の概要を申し上げ、町民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力を賜りたいと思います。

さて、我が国の経済はコロナ禍の3年間を乗り越え改善しつつあります。30年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、経済の先行きには前向きな動きが見られます。しかしながら、他方で賃金上昇は物価上昇に追いついておらず、個人消費は依然として力強さを欠いています。

こうした中、政府はデフレ完全脱却のため、総合経済対策を策定し、デフレ脱却のための一時的な措置として国民の可処分所得を下支えするとともに、構造的賃上げに向けた供給力の強化を図ることとしております。今後の経済財政運営に当たっては、この対策を速やかに実行し、政策効果を国民一人一人、全国津々浦々に届け、デフレから完全脱却するとともに、新しい資本主義の旗印の下、課題の解決に向けた取組、それ自体を成長のエンジンに変えることで民需主導の持続的な成長、そして成長と分配の好循環の実現を目指しています。

一方、本町では産業分野全般における後継者問題や従業員不足、農業においては

耕作放棄地の増加、畜産業においては飼料価格の高止まりなど、基幹産業を取り巻く状況に好転の兆しは見えておりません。また、令和4年9月に発生した台風14号の災害に加え、令和5年8月に発生した台風6号の災害により、町道や林道、農地や農業施設等の災害復旧工事は、令和6年度以降も継続せざるを得ない状況であります。

このような中、私としましては全ては町民のためにを基本に、諸課題に真摯に向き合いながら、地方自治の本旨に基づいて効果的な施策を推進してまいります。

喫緊の課題となっている町道等の災害復旧工事につきましても、引き続き、国や県と十分に協議を行い、建設業と連携を図りながら、迅速かつ着実に実施してまいります。また、美郷町では第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、地域課題解決や交流人口、関係人口の増加による定住が促進されるための計画である美郷町地区別定住戦略、通称「ちくせん」を策定し、令和5年度から町内24の全ての行政区で地区が主体となった計画の実践が始まりました。これまで顕在化していた地区の課題に対して少しずつではありますが、自分事化として目が向けられるようになっており、各地区での人口減少対策、地域課題解決、交流関係人口増加の3つの目的に沿って様々な事業が展開されています。

今後も、各地区との対話の場の設定など相互の信頼関係を築きつつ、無理せず前向きに、そして自分事化にできる「ちくせん」事業を推進してまいります。この取組は短期間で結果が出るような取組ではなく、まだ種をまいた段階であり、継続は力なりを基本姿勢に、この取組が住んでよかった、住み続けたいと感じることができるよう誠意、努力してまいります。

美郷町になり18年目を迎えました。時代の流れに対応できるまちづくりとともに、心の絆をしっかりと結び、田舎の原風景を守りながら、お互いが支え合う地域づくりを目指してまいります。

以下、主な政策につきましてもその概要を御説明申し上げます。

1、農林業の振興

本町の基幹産業である農林業の振興は最重要課題であり、重点的に取り組んでまいります。

特に、担い手の確保と育成対策の充実を図り、農林業の振興と地域活性化を推進します。

農業の振興につきましては、日本型直接支払制度や新規就農者育成総合対策等、国・県の農業政策を活用し、農業生産活動が継続できる体制づくりに努め、農業所得の向上と経営安定を図るとともに、親元就農や事業承継による新規就農者の確保を目指します。また、昨今の情勢を鑑みた支援を行い、栽培面積や飼養頭数、飼養羽数の維持、生産者の営農意欲向上に努めます。関連して、耕畜連携を推進し、循環型農業の確立を目指し、遊休農地の抑制、化学肥料低減、定着を図ります。

また、将来の農業や農地利用の在り方等を明確化する地域計画の策定を令和6年度中に完了し、本町農業の振興発展に努めてまいります。

林業の振興につきましては、森林整備計画の基本方針にのっとり、適切な森林施策を維持し、県が提唱する再造林率日本一を目指すため、特に伐採後の的確な更新を山林所有者や林業事業体に強く促してまいります。これに伴う林業事業体の強化や担い手、後継者の確保、人材育成を含め、森林所有者の意識調査や大規模保安林化、作業道の整備等、様々な事業に森林環境譲与税を活用し実施してまいります。

椎茸や木炭等の特用林産物については、生産者の負担軽減と作業の効率化を図る

政策により生産意欲を促し、生産量や品質の向上に努めてまいります。

鳥獣被害対策につきましては、これまでどおり関係機関や団体と連携して捕獲による個体数削減や防護柵施設の設置等による対策を強化し、被害軽減に努めてまいります。

6次産業化につきましては、美郷町地域ぐるみで取り組む6次産業化基本構想に基づき、産業の振興に取り組んでいるところであります。町内において栗加工施設が6次産業化の形態を達成している唯一の施設でありますので、町の6次産業化のモデルとして、栗のさらなる振興を図りながら、町全体の6次産業化推進のための財源を確保し、他の農産物の振興にもつなげてまいります。

2、商工業観光の振興

商工業の振興につきましては、商工業活性化の中心的な役割や地域コミュニティー機能担う商工会への支援をはじめ、中小企業育成や意欲ある法人・個人等が行う新規起業や経営拡大、事業承継などを各種支援制度によって継続的に支援します。

今後も総合的な振興発展や社会一般の福祉の増進を担う地域唯一の総合経済団体である商工会との連携を密にしながら、地域の特徴を踏まえ、各種事業を展開してまいります。

観光振興につきましては、コロナ禍も収束とはいかないものの、次のステージに入り、町内での各種観光イベントもコロナ禍前と同規模で開催することができており、コロナ禍前のにぎわいを取り戻しつつあります。また、町の新たな観光ブランドとして「DRIVE TO MISATO」を打ち出し、プロモーション活動を実施しており、その成果もあって美郷町の知名度や「DRIVE TO MISATO」の認知度も確実に上がってきたと感じています。今後も引き続き、プロモーション活動を継続し、町内に点在する観光景勝地や飲食店、宿泊等への周遊機会の創出を図るとともに、体験型・交流型のツアーの推進を通じて、交流人口・関係人口の拡大に取り組んでまいります。

3、道路環境・交通体系の整備

地域の基礎的な社会資本である道路整備につきましては、適正な維持管理を行うことにより、道路施設の長寿命化に努めます。また、生活の利便性向上や交通の安全性を確保するために、国・県の補助事業及び過疎対策事業などを活用し、再整備に努めてまいります。

国道につきましては、台風14号や台風6号により国道327号が甚大な被害を受け、国道388号が代替路として有効に機能したところであります。国道327号の一刻も早い全線復旧を切望するとともに、自然災害から住民を守る命の道として、国道388号の整備を改めて強く感じたところでありますので、門川町松瀬工区の早期の完成と北郷黒木川への早期の事業着手、南郷新屋敷工区の早期の工事完成を関係機関と連携しながら、要望活動を行ってまいります。

県道につきましては、西都南郷線、宇納間日之影線、東郷西都線など計画的な整備が進められていますが、今後も継続して要望活動を行ってまいります。

地方公共交通対策につきましては、通院や通学、買物など町民の多様な移動ニーズに対応するための重要な施策の一つです。現在、交通空白地帯の解消と高齢者福祉の観点から、コミュニティーバス、通称みさとバスを運行しており、主に通院を目的とした利用があることから、引き続き、地域の移動手段として持続可能な体制を整備してまいります。

また、本町と隣自治体と連絡する廃止代替バス路線及び広域的コミュニティーバス路線については、町外への貴重な移動手段として位置づけられているため、新

たな利用者の確保は図りながら、その存続と路線維持に努めるとともに、ニーズに応じたダイヤの改正や車両の小型化など、県や沿線自治体と共に運用システムの抜本的な見直し・検討を進めてまいります。

4、水道施設・生活排水処理施設の整備

令和6年4月より簡易水道事業及び農業集落排水事業は公営企業会計へ移行します。世帯の減少や諸経費の高騰など、経営環境は年々、厳しくなっていますが、合理的、持続的な経営を念頭に、施設の改修・更新と維持管理に努めてまいります。また、地区個人管理の給水施設や合併浄化槽に対しましては、整備方法の助言や維持管理の支援に努めてまいります。

5、環境衛生の充実

家庭ごみの適正処理につきましては、日向東臼杵広域連合と連携し圏域全体で取り組むとともに、資源循環型社会への転換を維持するため、分別収集の啓発を重点的に行い、ごみの減量化・資源化に積極的に取り組んでまいります。また、不法投棄防止の啓発やパトロール等による監視に継続して取り組んでまいります。

6、環境保全の推進

本町は緑豊かな山林や小丸川、耳川及び五十鈴川など美しい自然資源に恵まれた地域であります。この豊かな緑や清流を保護するため、各水系汚濁防止協議会と連携した啓発活動を行ってまいります。

7、住宅環境の整備

既存の町営住宅につきましては、公営住宅とストック総合改善事業等による改修改善工事を計画的に進めるとともに、適切な維持補修に努め、住宅の長寿命化と居住環境の向上を図ります。また、耐用年数の経過した町単独住宅につきましては、取壊しを行い、維持管理費の削減に努めます。

また、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の中に位置づけられている移住定住支援の中から、住宅政策について重点を置き、空き家サブリース分譲地の整備を行ってまいります。

一般住宅につきましては、町民の生活環境の向上や定住促進、町産材の利用促進による地域産業の振興を図るため、町内で新築・増改築に要する経費に対して支援してまいります。

8、移住定住の促進

移住定住につきましては、お試し滞在宿泊施設を活用したオーダーメイド移住ツアーの実施や、国・県の移住支援金を活用し、移住定住の促進を図ってまいります。また、住まいにつきましては、地区別定住戦略と連携し、官民一体となって、空き家バンク登録数の増加を図り、紹介できる住宅の確保に努めてまいります。

雇用につきましては、ハローワークやふるさと宮崎人材バンクと連携し、情報提供に努めてまいります。

9、情報通信基盤の整備

地域情報化対策につきましては、ケーブルテレビネットワーク網が町内全域にわたり整備されています。自主放送の充実を含め、その安定運営と維持管理に取り組むこととします。また、ネットワーク光化事業完了により、町内全域で4K放送及び高速通信に対応できる光ネットワークが整備され、町内の放送通信環境格差是正が図られ、基盤強化がなされました。全ての町民が情報通信機器の恩恵を享受できるよう、今後も地域情報化の推進に取り組んでまいります。

庁内情報化対策につきましては、住民情報や税情報等の自治体クラウドシステムを利用していますので、住民サービスのための事務の効率化・迅速化と安定運用に

努めます。また、デジタル改革関連6法の成立により、令和7年度まで地方公共団体の情報システムの標準化が法的に義務づけられていることから、国の方針に基づいた標準化基準に適合するシステム変更に向けて取り組んでまいります。

さらにSociety 5.0時代を迎え、5GをはじめとするICTインフラ整備と利活用の促進が叫ばれている中、デジタル化をめぐる動きをより一層、注視するとともに、今まで以上に新たな情報化の推進に向けて検討を進めてまいります。

10、保健福祉の充実

①保険及び保健事業の充実

健康づくりとして、特定健診、後期高齢者健診及び各種がん検診の受診率向上に努めてきました。本町の国民健康保険事業における医療費につきましては、1人当たり医療費の順位が県内で上位になっていることから、今後も住民の健康管理、疾病予防のため、受診率向上を図りながら、医療費の適正化と健全な財政運営に努めてまいります。

さらに、データヘルス第3期及び健康日本21第3次計画を基に、国民健康保険事業と後期高齢者保健事業、介護予防事業と連携し、一体的に生活習慣病予防・重症化予防に取り組んでまいります。

母子保健については、妊婦健診補助回数を増やし、昨年度から実施しております産後ケア事業の対象拡大及び妊婦や未就学児世帯においてオンライン医療相談の導入により、親子の健やかな成長を支援してまいります。また、全ての妊婦子育て家庭がより安心して出産子育てができるよう、引き続き、美郷町子育て世代包括支援センターにおいて、伴走型相談支援や経済的支援を行ってまいります。

②社会福祉の充実

少子高齢化、超高齢化が進む中、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できることが求められています。そのためには町政による福祉施策の充実はもとより、町社会福祉協議会民生委員児童委員協議会並びに民間福祉団体等と協働・連携しながら、福祉のまちとしての環境づくりをさらに進めてまいります。

③児童福祉の充実

町民が安心して子育てができる環境整備のため、中学生までの子供医療費の無償化、保育料の無償化・減免、子育て支援センターの充実などを継続して推進するとともに、職員のスキルアップ等を通じ、保育所及び放課後児童クラブの充実を図ってまいります。

また、DVや児童虐待に対しては、要保護児童対策地域協議会や子育て世代包括支援センターと関係機関の連携を強化し、家庭相談の推進や幼児児童の権利擁護と育成環境の整備に努めてまいります。

④高齢者福祉の充実

令和5年12月1日現在、本町における住民基本台帳の65歳以上の高齢化率は52.2%であり、依然として県下トップの状況が続いています。高齢者が安心して地域で暮らせるためには、気軽に相談できる体制が必要です。社会福祉協議会との連携により、独居高齢者等への戸別訪問事業を継続し、高齢者の困り事や福祉ニーズに速やかに対応します。

また、高齢者の自主的運動教室を継続するとともに、高齢者がそれぞれ関心等に合わせて参加できるような多様な通いの場所づくりを地域と共に推進し、高齢者が家に閉じ込めることのないよう、地域で支える仕組みづくりに努めます。高齢者の多くは住み慣れた自宅での生活を望んでおり、その高齢者が支援や介護が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、

医療・介護予防生活支援、住まいのサービスを一体化して提供し、高齢者を地域全体で支えていくための地域包括ケアシステムの構築を継続し、地域の実情を踏まえた介護サービス基盤の整備拡充を推進します。

この地域包括ケアシステムを実現させるための重要な一手法である地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に推進するものであり、会議の定期開催等充実を図るとともに、令和6年度からの3か年計画で策定した第9期介護保険事業計画を基に、介護保険事業特別会計の適正な運営を図ります。

さらに、令和2年度から実施している高齢者の保健事業と介護予防の一体事業を充実させ、高齢者の健康づくり、生きがいくりの拡充を図ります。

後期高齢者医療事業特別会計につきましては、高齢者が安心して医療が受けられる体制を堅持していきませんが、引き続き、団塊の世代が後期高齢者医療保険に加入してくることから、医療状況を注視しながら、適正な運営に努めてまいります。

⑤障がい者福祉の充実

障がい者の日常生活や社会生活を支援するため、引き続き、自立支援給付や地域生活支援事業を適切に実施するほか、関係機関や当事者団体等の連携を図りながら障がい者が住み慣れた地域で社会と共生できるよう努めます。

また、様々な地域課題の解決に向けて開設された障がい児・障がい者支援事業所相談サポート美郷と地域全体で支援する協力体制づくりを目的とした地域生活支援拠点整備として開設された日向市東臼杵郡基幹相談支援センターの両センターと連携協力して、手厚い個別支援や支援体制づくりの強化を進めてまいります。

併せて、令和6年度から3か年で策定した第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画に沿って、事業を進めてまいります。

⑥ひとり親家庭支援の充実

社会情勢が変化する中、影響を受けやすいひとり親家庭等の自立促進と、児童の健全な成長を確保することが重要な課題となっています。そのため、子供の養育や経済面、健康管理など、多くの困難を抱えているひとり親世帯に対し、医療費の助成などを実施してまいります。

⑦消費生活の安定と向上

若者から高齢者まで幅広い年代層において、訪問販売や通信販売等の消費生活トラブルが多発している中、地域や関係機関等との連携により、悪質商法や詐欺行為を排除するとともに、日向地区広域消費生活センターとの連携による相談窓口の機能強化や未然防止に向けた消費者教育等啓発活動を強化推進してまいります。

⑩医療の充実

国保病院及び診療所事業につきましては、地方公営企業法に基づく独立採算制を目指しながら、同時に地域住民の保健医療福祉の役割を担うという公的医療機関の立場にあります。

今日まで医療の提供はもとより保健福祉の充実という面においても、中核的な役割を担う機関として地域包括ケアの実践等に努めてきたところです。また、令和2年4月からは、安心・安全な医療の提供を目指し、医師の働き方改革への対応や就労環境の改善など多くの課題を解決するため、医療提供体制の改編を行い、現在の体制を構築しました。

今後は、新たに更新が予定されている第8次医療計画や地域医療構想に基づく医療提供体制の変革に対応するため、病床機能のさらなる再編や機能分化が課題となりますので、それらに対応するためにも、県や大学、医師会等の関係機関との連携

を密にしなが、派遣医師の継続と定着医師の確保に取り組んでまいります。

町内3つの医療機関を維持し、持続可能な地域医療の確立を目指して、関係機関と連携しながら、さらなる医療の充実を目指してまいります。

⑫防災対策の充実

近年、頻発する台風や豪雨、さらには近い将来の発生が懸念される南海トラフ巨大地震等に対応するための防災減災対策が、喫緊の課題であると考えています。このことから、美郷町地域防災計画や美郷町国土強靱化地域計画など各種計画に基づき、災害から町民の命と財産を守り、迅速に復旧・復興が可能となるよう様々な対策を組み合わせる必要があります。

防災行政無線の改修等のハード面や、自主防災組織や外部関係団体との連携等のソフト面の両面から、防災減災対策の強化を図ってまいります。

⑬消防救急体制の充実

非常備消防自治体の本町では、消防団が唯一の消防機関であり地域防災の要であります。地域密着性要員動員力、即時対応力の特性を生かしなが、消防施設の充実や団員の確保、活動環境の整備など、消防力の維持向上に取り組めます。

救急業務につきましては、救急や搬送に関する業務の一部を民間に委託しております。これにより救急救命士による現場での傷病者観察や処置、病院へ搬送するまでに傷病者の状態や状況を病院側へ適格に伝えるなど、病院側の受入体制の充実も図られております。

さらに、救急救命士によるドクターカーやドクターヘリ、防災ヘリの要請判断を実施し、いち早い医療介入につなげております。今年度も関係機関との連携を強化するなど、業務の充実に努めてまいります。

⑭治山砂防河川対策の充実

治山砂防対策につきましては、自然災害から町民の生命財産を守るため河川対策につきましては災害の発生を予防し、また、災害の拡大を防止することを目的として、築堤や河床堆積土砂の除去対策事業の導入に向けて、国や県へ積極的な要望活動を行うとともに、土捨場の確保にも努めてまいります。

⑮防犯対策の充実

警察や駐在所連絡協議会日向地区防犯協会と連携し、町民の防犯意識の高揚を図ります。また、防犯灯のLED化の推進や既存設備の維持補修等を行い、犯罪の未然防止に努めてまいります。併せて、犯罪被害者等が必要とする支援を推進し、町民が安心して暮らすことのできる社会を目指します。

⑯交通安全対策の充実

警察交通安全対策協議会、交通安全協会及び交通指導委員会等の関係機関団体と連携を図りなが、町民一人一人に交通安全思想の普及を図ります。併せて、高齢者の交通事故防止を図るための美郷安全運転を推進するとともに、交通安全施設や通学路の点検・改善を行ってまいります。

⑰教育の振興

本町の教育全般におきましては、教育基本法の理念及び宮崎県教育基本方針を踏まえ人間尊重の精神を基本とし、一人一人が豊かな人間性を培い、変動する社会に創意工夫と生きがいをもって対応できるよう、たくましい体、豊かな心、優れた知性を備え、郷土の有為な形成者として、心身ともに調和のとれた人間形成を目指し、教育の振興を図ります。

また、昨年6月15日に閣議決定された教育振興基本計画において、2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会のづくり手の育成と、日本社会に根差したウ

エルビーイング多様な個人それぞれの幸せや生きがいの実現へ向けた教育の向上が掲げられました。

この2つの考え方を念頭に置き、その実現に向けて各事業に取り組んでまいります。

まず、生涯学習の推進につきましては、町立図書館を核として町民が主体的に学び地域生活に生かしていける環境の整備を行います。また、地域課題の解決に対する講座を設け、想像力や理論的思考力、チームワークを備えた人材の育成を促進いたします。

学校教育の充実につきましては、本町の教育目標であるふるさとを愛する心と豊かな国際感覚を育み、確かな学力を身につけ自分に自信と誇りが持てる心豊かな人材を育成するの實現に向け、本町の教育資源を生かした美郷ならではの一貫教育を推進します。特に、令和6年度は美郷南学園が学校種を義務教育学校に変更します。これにより町内全ての学校が義務教育学校となることから、さらなる施設の一体型両小・中一貫11年間の切れ目のない連続した学びの強みを発揮した教育活動を展開してまいります。

さらに、令和5年度に改正した教育支援センターにおいて、スクールカウンセラーの配置によるいじめや不登校等の諸課題の未然防止とその解決を図るとともに、学校だけでは解決困難な事案の迅速な対応を行うなど、一人一人の悩みに寄り添える相談体制を構築してまいります。

社会教育の推進につきましては、未来に向けて、自らが社会のつくり手となり、課題解決などを通じて持続可能な社会を維持発展させていくため、町民に対する多様な学習機会の提供と各社会教育関係団体の活動を支援してまいります。

また、教育課程の推進家庭教育の推進としましては、生きる力と心の教育の基盤を確立するため、全ての教育の出発点であることの認識を深めるとともに、家庭が本来果たすべき役割を見据え、各家庭の教育力の向上と地域による家庭教育支援体制の整備と充実を図ってまいります。そのため、各学校における家庭教育学級の活動支援と町主催による家庭教育推進大会を継続いたします。

⑱ 地域コミュニティー対策

地域の防災拠点となる自治公民館施設の整備促進と地域コミュニティーの核となる自治公民館活動の活性を図り、その支援体制の強化に努めます。また学校を核とした地域づくりと地域人材の幅広い参画を得て、地域と学校が相互にパートナーとして連携協働して行うコミュニティースクール事業、地域学校協働活動事業を推進してまいります。

⑲ 伝統文化の継承と活用

地域に伝わる伝統文化は、地域コミュニティーや文化の振興を図る上で貴重な資源であり、これをしっかりと継承することを目的として、保存継承活用を図ります。その手だてとして、後継者や指導者の育成を積極的に支援するとともに、郷土芸能保存事業を継続し、地域の貴重な伝統芸能の映像記録と保存を行ってまいります。

⑳ 国内外交流の推進

近年、グローバルのより一層の進展に伴い、これからの社会の担い手である子供たちには、国内外の多様な人々との協働によって未来をたくましく切り開いていく力を育むことが求められています。

現在、沖縄県豊見城との姉妹都市交流事業については、子供会育成連絡協議会などを介しての人事交流と産業、経済、行政の多様な交流により、友好の絆は確実により固く結ばれているところです。今後も平和の礎として継続し、さらには、史実

の保存と継承に努め、事業のさらなる充実を図ります。

韓国イムチョン中学校や扶余邑との国際交流事業につきましては、今年30周年となるイムチョン中学校との交流において、これまでの絆を生かし、より積極的に交流に努め、グローバルな人材の育成を目指してまいります。また、扶余邑との姉妹都市交流においては、町民レベルでの交流や韓国からの国際交流員によるハンゲル講座、幼児児童生徒への国際理解教育、異文化紹介などの事業をさらに充実・発展させてまいります。

②住民参加の促進

①広報広聴の充実

地域の特性を生かした住みよい地域社会の形成には、町民の声を政策に反映させることが重要です。町民の町政に対する意見や提案を広く収集し町民の声を町政に生かせるよう努めてまいります。また、あらゆる媒体を活用し町民が様々な情報を得られるよう努めてまいります。

②町民との協働の推進

令和2年度から町内の24行政区ごとに住民が主体となって取組を定め実践する美郷町地区別定住戦略事業を実施しています。各地区が主体となって計画した事業ですので、その計画に沿った取組をきめ細かに支援してまいります。

③男女共同参画社会づくりの推進

まちづくりの計画策定や事業の運営に当たっては積極的に町民の声を反映させるため、各種審議会、委員会、協議会などを活用しながら、町民の参加機会の拡大を図ります。また、各種委員の登用については、新たな人材の発掘と女性委員の登用に努め、積極的に男女共同参画社会の形成に取り組んでまいります。

②行政運営の充実・強化

厳しい財政状況の中、社会経済情勢の大きな変化に対応していくためには、引き続き行政改革に取り組んでいく必要があります。第6次美郷町行政改革大綱に基づき、今後も、本町を取り巻く環境に対応したスピード感を持った行政サービスの提供と、町民と行政が一体となった行政改革に取り組みます。

③財政運営の充実強化、地籍調査事業

①財政運営の充実・強化

健全な財政運営と財政基盤の強化につきましては、自主財源の確保と節減合理化を進めてまいります。そのため、町税の適正で公正な課税と徴収に努め、地方交付税など国の動向に左右されるものはその動きを常に注視し、適正に本町への財源へ反映できるよう努力するとともに、事務事業を単に前例踏襲するのではなく、より効果的・効率的なものとなるよう、検証・見直しを行ってまいります。

②ふるさと応援寄附金

ふるさと応援寄附金につきましては、今後も返礼品を充実させるとともに、寄附者への感謝の気持ちを伝えるため、寄附金の使い道を公表し、貴重な自主財源の確保に努めてまいります。

③地籍調査事業

地籍調査事業につきましては、南郷地域の山三ヶ地区13.30平方キロメートル及び西郷地域の田代峰・千本地区6.45平方キロメートルについて、法務局装置業務を行います。この成果による登記管理をもって地籍調査事業の完了となりますので、速やかに業務を進めてまいります。

結びに、本町の令和6年度予算の編成に当たっては、令和4年発生 of 台風14号災害及び令和5年発生 of 台風6号災害からの復旧・復興を最優先事項としつつ、更

新時期を迎えたケーブルテレビ設備及び防災無線設備の大規模改修費等を新規に予算配分を行いました。

一方、積極的な行政運営を行うためにふるさと応援寄附制度及び企業版ふるさと納税制度の取組を一層強化するなど、あらゆる事業において、積極的な財源確保に最大限努力するものとします。併せて、各課事務事業及び補助金等の見直しなどを継続して実施し、効果的かつ効率的に諸施策を推進するべく、美郷町独自の振興策を実現する実行予算を編成しました。

結果、一般会計で総額が107億7,067万5,000円となり、令和5年度との比較では13億4,768万4,000円、14.3%の増額となりました。

特別会計については、4つの特別会計の予算額合わせて23億7,676万1,000円、令和6年度より公営企業会計となります。簡易水道事業会計が2億9,401万8,000円、同じく農業集落排水事業会計が1億7,241万円、病院事業会計の予算額が7億8,959万3,000円となり、一般会計と合わせた令和6年度の美郷町予算総額は144億345万7,000円となりました。

以上、令和6年度の施政方針と予算規模について述べましたが、豊かで活力のある安全・安心の里づくりの実現を目指して全力を尽くしてまいります。

町民の皆様と議員各位のなお一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

以上で、施政方針を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月11日に総括質疑を行います。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次は、明日、定刻午前10時に本会議を開きます。時間をお間違えのないようにお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

【事務局長 沖田 修一】

「一同・起立・礼」・・・お疲れさまでした・・・。

(散会：午前11時48分)

令和 6 年第 1 回定例会

美郷町議会会議録(第 2 号)

令和 6 年 3 月 7 日

美 郷 町 議 会

令和6年第1回美郷町議会定例会会議録（第2日目）

令和6年3月7日（木曜日）

◎開会日時 令和6年3月7日 午前10時00分 開会
◎散会日時 令和6年3月7日 午前11時46分 散会

◎出席議員（10名）

1番 若杉 伸児君	2番 早川 節夫君
3番 中田 武満君	4番 兒玉 鋼士君
5番 山本 文男君	6番 中嶋奈良雄君
7番 川村 嘉彦君	8番 甲斐 秀徳君
9番 川村 義幸君	10番 那須 富重君

◎欠席議員 なし

◎欠員 11番 小路 文喜君

◎会議録署名議員 1番 若杉 伸児君 2番 早川 節夫君

◎事務局職員氏名 事務局長 沖田 修一君 書記 森川 晴君

◎説明のための出席者職氏名

町長	田中 秀俊君	副町長	藤本 茂君
教育長	大坪 隆昭君	会計管理者	泉田 博文君
総務課長	甲斐 武彦君	税務課長	川村 博昭君
企画情報課長	田常 浩二君	町民生活課長	田村 靖君
健康福祉課長	黒田 和幸君	建設課長	林田貴美生君
農林振興課長	松下 文治君	政策推進室長	長田 孝規君
教育課長	鎌田 次郎君	地域包括医療局事務長	田原 裕亮君
南郷地域課長	黒木 博文君	北郷地域課長	石田 隆二君

◎会議の経過 別紙のとおり

令和6年第1回美郷町議会定例会 議事日程（第2）

令和6年3月7日
午前10時開議

日程第1 一般質問

9番 川村 義幸 議員

1. 令和4年台風14号の災害復旧の進捗状況について

6番 中嶋奈良雄 議員

1. 町道黒木小黒木線の改良について

5番 山本 文男 議員

1. 公立図書館について
2. 北郷郷土資料館について

会 議 録

令和6年3月7日
午前10時00分開議

【事務局長 沖田 修一】

「一同起立・礼」おはようございます。御着席ください。

【議長 那須 富重】

おはようございます。

本日は、一般質問であります。

傍聴の方にもお出でを頂いております。ありがとうございます。御礼を申し上げます。

ただいまの出席議員は10名であります。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付の議事日程表のとおりであります。

広報用の写真撮影の申出がありましたので、これを許可しました。

日程第1 一般質問です。

今回、一般質問の通告のありました議員は5名であります。

本日は3名の一般質問を行い、残りの2名は明日、一般質問を行います。

通告順に一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

9番、川村 義幸の登壇を許し、1問目の発言を許可します。

【9番 川村 義幸】

議長。

【議長 那須 富重】

9番、川村 義幸議員。

【9番 川村 義幸】

おはようございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。何しろ一番バッテリーは、この何年間で初めてで大変、緊張しております。

私が通告しております質問は、令和4年の台風14号での災害復旧の進捗状況について、伺いたいと思います。

災害以来、災害復旧に対しては総力で取り組んでいると思いますが、現在、手つかずの災害箇所は何か所あるのか。また、災害にもいろいろありますが、生活用道路、生活用水道、農業用水路、農地の土砂の撤去など、分かりましたら種類に分けてお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【議長 那須 富重】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

おはようございます。今日から明日にかけて一般質問でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

今、議員の御質問であります。全体の箇所数等々交えて、また、完成したところという話であります。町道・河川は101か所被災し、完成63か所、未着手26か所でございます。また、林道は73か所被災し、完成46か所、未着手が16か所でございます。農道は7か所被災し、完成2か所、未着手3か所でございます。生活用水道の未着手箇所はありません。農業用施設は12か所被災し、完成10か所、未着手1か所でございます。農地は36か所被災し、完成21か所、未着手12か所でございます。被災した箇所が229か所になります。その中で完成が142か所です。約62%、6割くらいが、今の時点で完成をしているということになります。

以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【9番 川村 義幸】

議長。

【議長 那須 富重】

9番、川村 義幸議員。

【9番 川村 義幸】

ありがとうございます。かなりまだまだ手つかずの場所が、何か所かあるようです。特に道路はまだ手つかずの部分、それから一番困っているのは、水路もだと思えます。今後、復旧の見通しはいつ頃になりそうなのか。

また未着手の部分において、町民からの早急な要望や何とかならないかという苦情があると思えます。これに対して地区ごとの説明、被災者地区ごとの説明は行き届いているのかどうか、お伺いしたいと思えます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

今後の見通しになります。町道・河川は26か所が未着手となっておりますと説明いたしました。20か所は令和6年度中の完成を目指しております。残り6か所においては、令和7年度以降で完成が延長すると考えております。理由としましては、被災箇所への進入路となる町道が被災し、資材等の搬入ができないというこ

とであります。

次に、林道の未着手16か所であります。14か所において、令和6年度中の完成を目指しております。残り2か所においては、令和5年度の台風6号により再度、被災したため、令和7年度まで完成が延長するという状況であります。

農道農業用施設、農地の未着手の16か所のうち15か所は令和6年度の完成を目指しております。残り1か所の農地災については、被災箇所の進入路となる町道が被災し資材等の搬入ができないため、令和7年度まで延びるという予想であります。

復旧工事を行うには、地域の守り手である建設業の皆さんの力が必要であります。町内・町外の建設業も手持ち工事が大きくなり、現場代理人を配置することができないため、入札で不落が発生している状況です。落札業者が決まらない場合は、決まるまで工事の着手が遅れることとなります。

先ほど、「現在」という部分で説明いたしましたが、残りが58か所あります。令和6年度は、49か所完成見込みということです。割合で言えば84.5%であります。令和5年度、令和6年度合わせてますと、9割方の完成を目指しています。ただ、残り1割は、町道が被災して現場に行けない、まずそこを直していかないと先に行けない事情があります。その1割をどうクリアしていくかが問題になるということでもあります。

議員がおっしゃいますように、苦情等が出てきてるのではという話であります。確かに被災した地域の方々には、非常に不便な思いをさせています。町道に関しては通れない、迂回路が遠いということでもあります。これからどうするかという話の中で、区長さん等々を通して地域の方々には説明をしているところであります。

去る3月1日に、西郷の上区から嘆願書が上がってきたということでもあります。その嘆願書は、工事云々はよく理解してるということでもあります。町道が3か所被災しておりますので、順番に手前からやっていかないとできないこともよく分かってると。ただ、上の3地区に関しては迂回路で非常に難儀しておりますという内容であります。

「迂回路による移動距離と時間の制約のため、日常はもとより公民館活動に昼間に移動する時になど、日常生活に支障を来す状況です。また、燃料費の高騰により経済的な負担が増加しております。地区住民のほとんどが高齢者であり、多種多様な不便性といろいろな不安を実感している」ということでもあります。3地区の住民に対する生活支援に御配慮いただきたいという話であります。

これは中渡川も同じようなことが言えると思います。美郷町全体を見てみますと、その2地区が非常に生活に不便を来していると。その中で早くどうかしてくれという要望があり、それも分かると。状況は分かりますので、他の手だてはありませんかという話で嘆願書を持ってきてるということでもあります。

今回議案提案ということで、議案第15号 美郷町災害見舞金等基金条例の制定という話です。こういった人達をどういう方法で寄り添って生活支援、燃油高等の部分で手助けしていくかという基金の設置条例を議案として提案したということでもあります。

建設課は日々、災害復旧にかけて頑張っているところであります。いかんせん建設業の労働力と、町道の損壊によってなかなか進んでいないという部分もあります。今後そういう中で、早めに基金条例をつくって議案を通していただいて、きめ細かに支援をしていく必要があるかと思うところであります。

以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【9番 川村 義幸】

議長。

【議長 那須 富重】

9番、川村 義幸議員。

【9番 川村 義幸】

町道に関しましては、本当に奥へ行くほどなかなか不便な思いをしているようでもあります。

今、町長が言われましたように、入り口から順番にやっついていかないと奥の方ができないんだということも業者から聞いております。業者からいろいろ聞きますと、やはり手も足りない。今の業者の数ではとてもじゃなが発注ほどやっついていけない部分があるという話も聞いております。その辺を考慮しますと、やはりあまり無理は言えないのかなと思います。しかし、一番奥の方達は、特に火災災害などがあつた場合に、消防車も行けない、間に合わないという事態が起きる場合もあると思います。やはりそういう心配が一番あるのではないかなど。

そして、高齢化に伴って救急病院など必要な部分もあるかと思ひます。その時に素早く行けるような道路を早く直してほしいということが、地域の住民の方達の切なる思いだと思ひております。

それから道路もですが、農業用水路が直らないともうどうにもならないと。ある方からお話を聞いたのですが、今年はまだ諦めるしかしょうがないと。この諦めが、ひょっとしたらずっとの諦めになる可能性があるような気もします。

町長の施政方針の中に農作放棄地のことも触れております。これから特に山間部は、これが原因で放棄地が増えるような心配もあります。高齢化に伴い水も来ない状況であれば、これからやっついてしょうがないという気にもなると思ひます。だからそのこともしっかりと考慮しながら、取り組んでいただきたいと思ひます。

水路に関して、一番の取入口は入札にかけたけども不落に終わっていると聞いております。この不落に対して、もう少し見積金額を上げるなどの方法はないのか。そうしないと、本当に駄目になると思ひます。何もできないけど、田んぼを守るためにはトラクターで毎年、毎年、起こして守りしていかないと。でも、食べる米もないから買って食べて、なおかつ田んぼを維持していくのに燃料代など費用がかかるので、何とかならないですかねという話も聞いております。

そういうことも含めながら、何とか水路も早く何とかしてあげないといけないと思ひます。その辺どうなんでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

前にも言ったように、災害が人口減少につながるという懸念があると言ったような気がします。本当に、災害で今までの穏やかな生活が一変して変わると。今、議員がおっしゃいましたようなことが起きてくるという話であります。

そうならないようにという話の中で、今度、その水路の関係で現地調査に行くという話聞いております。この水路も何回か崩れて、なかなか非常に難しいということできずっとやってきました。仮復旧していたのですが、またそこが壊れて本当に迷惑をかけてると。農用地管理組合でやっていますので、そこに草が生えれば草刈りをしなければならぬということでもあります。1回、田に植えておけば、田の中の草は刈らなくていいと。畦だけ刈っておけばいいという話になります。植えなかったら本当に田全体を守っていけないと非常に大変な思いをして。その地区については、今年2年目も諦めざるを得ないという状況にあります。

入札不落であります、この不落の解消は議員がおっしゃるように単価を変えて、単価を上げてという話にはできないと。これは補助で、やはり歩掛という部分があります。全国津々浦々同じような方法でやっているということでもあります。今度はその方法として何があるかということを考えていく必要があると。随契ができないかなど話をしていく必要があるのかなと思っております。

困っているということは、眼前な事実です。そのことをしっかりとわきまえながら、ただ、法に触れないようにやっていく必要があると。そういうことを始めると収拾がつかなくなるという気がします。またやってはいけないことではなからうかと思っておりますので、違う手立てを考えていく必要があるかと思っております。

ただ、今度はその費用面に対してどう考えるかということになってきます。これも検討していく必要があるかと思っております。農地災害でつくれなかったという部分をどう考えていくのか、非常に難しいということでもあります。

仮に、能登半島地震において田が作れなくなったという話をしたとき、その田で今まで作った人達は、そういう補助をしてくれるかという非常に難しいのではなからうかと。そういう形で照らし合わせてみると、難しいということでもあります。

先ほど、町道が破損して迂回路を3倍も4倍も長い距離をいかなければならないという問題と、この問題はどのように違うのかしっかりと整理しながら、寄り添うことも考えていく必要があるかと思っております。

この災害に関しては、非常に頭が痛いということでもあります。本当に業者も少ない、そして高齢化している状況の中で、うちだけではなく日向圏域全部同じような状況であります。令和7年以降1割と言いましたけど、この1割をどうやって解消していくか、努力が必要だと思っております。

以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【9番 川村 義幸】

議長。

【議長 那須 富重】

9番、川村 義幸議員。

【9番 川村 義幸】

単価変更はできないということでありまして。でも不落となると、多分、不落は仕事がやりにくい部分やそれに見合った金額がないとできないという部分もあると思います。その辺が少し矛盾してるのかなと。

それともう一つ私が気になってたのは、あの災害は確か激甚指定を受けたんですよね。激甚災害を受けたと思いますが、それによって復旧作業がどんどん進むような感じを期待をしていたんですよね。

ところが、その期待に沿うような進め方が全然できていないのではないかと。今言うように、人手不足や業者不足があるのかと思います。

でも、被災された方達は激甚災害に指定されたことによって、早く直るんだよね、予算もたくさんもらえるんだよねという感じを受け取っていると思います。だから期待しながら待っているけど、なかなか直してもらえないということが地区の人達の本音だと思っております。

今言ったように説明もちゃんとしてもらえれば、なかなか納得はしてもらえなくても、それなりの条件をちゃんと毎回、毎回、話していただければいいのかなと思います。それに対して説明だけでは済まないと思います。やはり直っていかないとどうにもならない。今、一番気にしているのが田んぼ、道路はともかく、順番にやっていかななくてはいけないというのは地区の方達も分かっていると思います。でも、この水だけは何とかならないかなと。それだけは本当に期待しているところがあります。

この水に対してですね、例えば、今、「補助金でやる範囲しかできないですよ」ということですが、これに町単の上乗せなどで単価を上げるという方法はできないものなのですか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それに町単をつけてという話だと思います。そうした場合、よく分かりませんので、建設課長から答弁させていただきます。どこまでが補助でどこまでが町単の部分かという話になったとき、建設工事の上乗せと、1つの工事に国庫が100円まで補助して20円が町ということができるとは分かりませんので、建設課長から答弁をさせていただきます。

【建設課長 林田貴美生】

議長。

【議長 那須 富重】

林田建設課長。

【建設課長 林田貴美生】

町単を加えての設計の増額ということですが。まず各省庁、林野庁、国土交通省、その三者と私どもの申請者が、相対してその現場で災害査定を行い金額を決定する

わけです。あくまでも補助金の上乗せをする場合、施工を行う場合に増額したとか、何らかの原因で増額せざるを得ないという重変協議がございます。

川村議員からありましたその取水口の頭首工の取入口の不落の現場も、災害査定を受ける前に運搬費、小車運搬という人力による特装運搬車で資材を運ばなくてはならない、重機を運搬しなくてはならないので上乗せできないかという協議を大分しました。協議をしたのですが、実際、査定では頂けませんでした。ですので、今のような設計になっていると。

対外的に、今、不落はどういう状況になっているかというのを御説明しますと、農業土木が多ございます。なぜかというと、町道は町道脇の路側であればすぐ車も走りますので、条件的にやはり有利なのかなと思ってます。農業土木は、どうしても特装運搬車、人力運搬もあり、そういった面々を設計の中で見ても、現場代理人に言わせると、設計と実際の労働力と見合わないという御指摘も受けています。あくまでも補助で、その単価は国が示す単価を基に積算をしておりますので、それについてはちょっとできないという回答でございます。

再度また業者と現地を確認しまして、どうしても足りない部分があるようであれば、また町長等と協議しまして、すみ分けができないことはないです。設計書の中で補助と単独と分けられないこともないのですが、理解していただきたいのは、先ほど言ったとおり国の機関と私どもが申請して、それでそこで現場で決まったことがあくまでも災害の基本方針になります。そこは従事していきたいと考えております。

以上です。

【議長 那須 富重】

説明が終わりました。

【9番 川村 義幸】

議長。

【議長 那須 富重】

9番、川村 義幸議員。

【9番 川村 義幸】

今、話を聞いてると、後からでもまた追加できるような話なのですが。それだったら、最初からやったらいいのかなというような気もします。それと、最初の積算見積りが少し甘過ぎるのではないかなと思います。もう少しそこを最初から見据えて、人力部分、それから小さい機械しか入らない部分を規定どおりではなく、現場を見て本当にしっかりと積算していただければと。さあ見積りが出ました、これで入札してください、ところが業者はこれではできません。そういうことになると、本当にやりにくくなると思います。業者を入れてということは無理かもしれないのですが、見積りが甘いという気がするのですが、その辺どうなんですか。

【建設課長 林田貴美生】

議長。

【議長 那須 富重】

林田建設課長。

【建設課長 林田貴美生】

人力運搬とか見ていないわけではなく、見ています。それでももう少し詳細に見れないかと。私達は県が示す歩掛にのっとって積算をしております。見積りが甘いのではなく、見れるものは全部見ています。それに加えて、まだ見れないかということが農業土木には多いということによっております。そして、設計において積算は県を通して内容確認もしております。うちが積算したものを県に見ていただいて、この申請は妥当かどうかという審査も受けております。うちとしての積算が甘いということはないと考えております。

以上です。

【9番 川村 義幸】

議長。

【議長 那須 富重】

9番、川村 義幸議員。

【9番 川村 義幸】

積算が甘くないというのは了解ですが、やはり実際に業者が見てこれはできない、この単価ではできないからということで不落になると思います。

結局、最初の細かい積算がやはり甘かったんじゃないかなというふうにしか考えられないんですよね。業者も食べていくためのお金を稼がなくてはと、赤字を出してまでという気になると思います。我々もいろいろな建築の仕事をやってきたので分かりますが、赤字まで出してまでこの仕事は取りたくないというのが本音だと思います。だからそれを見据えて、やはりきちっとした積算が一番大事なかなと思います。またよろしくお願ひしたいと思います。

農業施設や林道など今回の議案の中で、単独で提案されてる部分もありますよね。農業施設に695万円、林道施設200万円。こういう町単で出せる部分があるのであれば、何か町単で出す方法を考えていただいて。少しでも早くやっていただかないと、本当に田んぼが駄目になるんですよ。もう2年遊ばせて3年目となると、手つかずに置いたらもう駄目になってしまいます。その辺のところを真剣に考えていただきたいなと思いますが、もう一度、町長、その辺どうでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

今、建設課長が申しあげましたように、そういう状況だということでもあります。

入札不調と入札不落という言葉がありますけど、うち不調はないということでもあります。不調は、出しても業者が集まらないということでもあります。開札をしたときに、もう設計金額を上回ってるということは、頭から取る気がないと。それがど

ういう話になるかと、いろいろ今の事情がそうさせているのかなと。

建設課長が申しましたように、そういう部分をしっかりと見ていると。また小さく見てくださいますよという部分もあったとしても不落になっていると。ただ、これが今のような状態じゃないとき、普通の状態のとき、台風14号、そして台風6号がなかったとしたらばという話ですが、そういう工事があったとすれば、多分、落札はしてると私は思うところです。

何がという話になったら、やはり箇所数が多いと業者も利益を上げるために条件が良い所。良い所は誰でも考えることでありますので、そういう方向に行くところとだろうと思っております。

そして業者数も少ないと、手持ちがいっぱいあると。その中でもう動けないということが現状かなと思っております。

単独で金額的に補助で拾えない金額なのですが、そういう工事はそんなに金額が大きくなりません。この補助というのをやると大きくなりますので、なかなかそうはいかんということでもあります。どうにかして業者や建設課がそういう実情を分かっている中で、出していきたいと思っております。

また、私の考えなのですが、町内の業者にとっていただきたいと。やはり金額的に大きいので、どうしてもそういう思いがあります。それで取れない時という話になると、同じ設計で、今度は日向圏域の業者を呼んで、それでも落札ができないと。それで今度はどうするかという話になって、また元に戻って、やはり町内の業者にさせていただこうと思ったら、設計変更をして入札をせざるを得ないと。

そうしていくうちに、どんどんどんどん延びていくということでもあります。本当に今が頑張り時であります。町民のいろいろな不平不満、そして苦労は重々承知しております。しっかりと対応していかなければならないと思うところでもあります。その対応はどうしたらいいのか、まだはっきりつかめてないところでもあります。

以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【9番 川村 義幸】

議長。

【議長 那須 富重】

9番、川村 義幸議員。

【9番 川村 義幸】

はい分かりました。

あともう一つ、私、ちょっと気になるのは、今、町長の答弁の中でありましたが、いい仕事は取れる、発注優先、順位といいますか。やはりいい仕事を早く出してしまおうと、悪い仕事が残るような気がします。逆に、悪い仕事からどんどん発注して直して行って。業者にとってはいい仕事を後に残すような発注の方法はなかったのかなと思います。その辺どうなんですか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

その具体的なことになると分かりませんので、建設課長になります。やはり優先順位というかプライオリティーがあるかなと思います。やはり喫緊にやらなければならないところと、ちょっと先に置いてと。そして、どうしても被災した箇所は前からやっていくしかない。どうしても優先順位は出てくると思うところでありませぬ。その辺は、建設課長に答弁をお願いしたいと思ひます。

【建設課長 林田貴美生】

議長。

【議長 那須 富重】

林田建設課長。

【建設課長 林田貴美生】

発注において、私どもは水路と農地で急ぐ箇所は一番最初に発注しております。

議員がおっしゃる用水路の件は多分、中区の現場だろうと思ひます。ここは災害査定という中で、簡易査定が行われました。箇所数が多くても、災害査定は1週間で終わらせなくてはなりません。工法を決めかねる、工法的に難しい、復旧が難しいところに関しましては、査定後に方針だけを決めて、後で熊本県の農水省に協議に行つて、それで本設計、こういう方針でいきますという期間が長く取られました。ですから、あの箇所だけ期間が長くなりました。農地、水路で急ぐものについては、令和4年度に先に発注して、後で町道をとつて発注の段取りをしております。急ぐ発注については、行えたと思ひております。

以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【9番 川村 義幸】

議長。

【議長 那須 富重】

9番、川村 義幸議員。

【9番 川村 義幸】

よく分かりました。そういうことで分かりましたが、なるべく早くこの復旧ですね。一番長いので、令和9年までかかると言っていたんですよ。もう少し早く何とか縮める方法にしっかりと取り組んでいただきたいと思ひます。

本当に住民の切ない思ひを皆さんがしっかりと受け止めていただいて、今後の復旧に取り組んでいただければなと思ひますので、よろしくお願ひします。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

【議長 那須 富重】

これで、9番、川村 義幸議員の質問を終わります。
ここで、10分間の休憩とします。
再開を45分からといたします。

(休憩：午前10時34分)

(再開：午前10時43分)

【議長 那須 富重】

それではおそろいのごとでございます。休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

通告順に質問を許します。

6番、中嶋 奈良雄議員の登壇を許し、1問目の発言を許可します。

【6番 中嶋 奈良雄】

議長。

【議長 那須 富重】

6番、中嶋 奈良雄議員。

【6番 中嶋 奈良雄】

通告順により質問させてもらいます。

能登半島地震の復興が一日も早く日常生活に戻ることを願います。台風14号での災害復旧に迅速な対応をしていただいていることに感謝申し上げます。

近年、車両の交通量などが多く、町道・林道の損傷が激しく、町内の側溝、路面、橋梁の両脇の凹凸など改良が必要となっています。その中でも黒木・小黒木線は、写真のように損傷が激しく生活、スクールバス路線、避難路として約700メートル四方、支障を来しています。また電動シニアカーの利用など、危険な状態である。町民の高齢化とともに町道の保守作業などが困難になってきている状況で、側溝でなくガッター敷設利用などが安全ではないかと思われませんが、今後の町道の改良について、お伺いします。

【議長 那須 富重】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

町道黒木・小黒木線であります。黒木集落と小黒木集落を結ぶ延長2.6キロメートルの2級町道だと聞いております。起点から1.5キロメートル間の拡幅工事につきましては、本線を利用する方々からの要望を受けまして、国費事業等により令和3年度までに完了し供用を開始しております。未改良である1.1キロメートル間の改良要望は現在まで行われていないという状況であります。

未改良区間は小黒木川と山林に挟まれており、拡幅工事を行った場合、大規模な切土や大型の構造物が必要となり、財政的には町単独による事業は困難であるため、国の補助事業による整備計画が必要であると考えます。町道小黒木・山口原線や下角・秋元線で、現在拡幅工事を行っておりますので、早急な対応は無理かなと思うところであります。

まずは、区長を代表とする要望書と署名書を提出していただき、当路線の改良に

ついて検討を行いたいと思っております。署名書には改良要望者に加え、関係する地権者の皆さんの記載もお願いをしております。近年、ほかの改良工事において用地交渉を行った際、相続手続が困難な土地や拡幅工事に同意いただけない方もいらっしゃいましたので、署名書に記載をお願いしているところでございます。

未改良区間においては、2年前に舗装や法面の補修、側溝改修を行っております。その前後の舗装も老朽化による損傷があることは把握しており、当面の間は、町道の維持管理委託業務により対応してまいりたいと考えております。

議員がおっしゃるように、未改良の部分があることは承知しております。これを直さなければならないと思っております。先程も言いましたように、いろいろな国庫補助を使って道の拡幅を行っているという部分もあります。まずはそういった段取りの中で、どういう制度事業があるのかを精査していきながら、その事業着手につなげたいと、やらなければならない改良と思うところであります。

以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【6番 中嶋 奈良雄】

議長。

【議長 那須 富重】

6番、中嶋 奈良雄議員。

【6番 中嶋 奈良雄】

町長が今、おっしゃったように、小黒木、山口原線も改良してもらっています。本当にありがたいことと思っています。今回、私が質問した黒木・小黒木線はバス路線であり側溝も路面も悪いです。これを早く補修していかなければいけないと思っています。シニアカーの利用もあり、台風の時には路面に水も出て通行不能のような状態になります。

以前は、小黒木公民館が避難場所になっていましたが、コロナ禍の時には公民館では狭いことから黒木の旧小学校の体育館が避難場所になりました。台風の時にはこの道路を通って行かなければなりません。非常に危険な状態の道路であります。

町長がおっしゃったように、なかなか予算面では難しいと言われてますけども、側溝などは700メートル近く損傷してます。これを何年も放っておくような状態ではないと思います。側溝は予算的にかかりますので、ガッター利用などでも安全ではないかと思われれます。現に、シニアカーが側溝に脱輪していたこともあります。怪我がなくてよかったですのですが、そういう意味合いもありガッターなどの利用は考えていないのか、伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

工法的なものは建設課長にお願いするとしまして、ときどき通ってみるのですが、令和3年度までした区間と残ってる区間ははっきり分かりますので、やらなければならないと。令和3年度まで国庫補助事業を入れてきたのですが、その後は要望関係でしっかりとしたものがなかったの。先程言いましたように、今後動いていく必要があるかなど。道に優先権はありませんので、早く県と協議をしていき、こういう事業でやっていきたいと思いますと話早くつける方がいいかなと思うところであります。

ただ、部分的に改良するよりか、やはり大規模にきれいにしていっての方が道としては使い道がいいのかなという気はします。そういう方法がよかろうとは思いますが、建設課長の考え方もありますので、答弁をお願いしたいと思います。

【建設課長 林田貴美生】

議長。

【議長 那須 富重】

林田建設課長。

【建設課長 林田貴美生】

先ほど、町長の答弁にもありましたように、補助事業は、国に路線の整備計画書を提出する準備がございます。それに搭載するのに時間を要します。

今までやってた事業が、通学路対策という事業でやっておりました。これはあくまでもスクールバス、学童や生徒がいるちいうことで、補助事業の採択に至ったわけです。今現在、小黒木のスクールバス利用者は5年生と7年生の2名ということでお聞きしております。これがもし子供がいなくなった場合には、この通学路対策という事業はもちろん採択はできません。そうなった場合には、今、小黒木・山口原線をやっている道路環境の整備で対応せざるを得ないと。ただ、これも採択要件があり十分な協議が必要となります。

先ほど町長の答弁にもありましたように、区長を代表とする要望書をまず出していきたいと思っております。本当に改良を行いたい場合に、用地ができずにとどまるという現場があります。線形を変えなくてはいけないという事例もございます。地元区長を代表とする皆さんで協議をいただきまして、関係受益者の署名も頂きたいと思っております。

それと、中嶋委員が側溝をガッターと申しておりましたけれども、金額的にはガッターが安くみえるかもしれませんが、変わりません。この側溝は何のためにつけるのかというのは、雨が降った時に表面水を処理するためにあります。山から出てくる出水の計算をして、側溝の大きさを決めるわけです。安易にガッターにすることによって、今度は路面を水が走ることとなりますので、側溝からガッターという考えはやめたほうがいいと思っております。それと金額は変わりませんので、そこはよろしく申し上げます。

シニアカーの脱輪があったとお聞きしました。また、現場を見まして、うちの担当と立会いをしまして、対応ができればと思っております。

以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【6番 中嶋 奈良雄】

議長。

【議長 那須 富重】

6番、中嶋 奈良雄議員。

【6番 中嶋 奈良雄】

私が調べたところでは、ガッターの方が安く上がると書いてありましたので、申し上げたんですけども。

最前に言いましたように、高齢化とともに草切り作業を年に二、三回行っていきます。また彼岸花ロードとしての景勝地でもあります。草を切った後、どうしても側溝に落ちてきます。それを上げるのが大変で取りづらく、行政にお願いしてもすぐに対応ができないこともあり、ある人からガッターの方が管理がしやすいんじゃないかとお聞きしたので、申し上げました。

シニアカーのことは、この路線ではないのですが。上の路線で右の前輪と後輪が脱輪して、人がいなくて心配して探していた時に、私が通りかかってシニアカーを上げに行ったということです。幸いにして、怪我はなかったのですが。

今から先は高齢化とともに、道路が狭いためにやはりそういうことが起きてくるのではないかと。怪我がなければいいのですが、怪我があった場合には補助などが出てくる場合もあると思ひまして、言ったわけなんですけども。

今から先は、道路維持が大変になってきます。見直しというか、どうしてもできない場合に、他の方法で側溝の砂利上げ、草切りなども考えなければならぬと思います。どう考えられているのか、お伺いしたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

今、美郷町内、業者に振り分けて町道等の維持管理の委託業務をして、安全性の確保をお願いしています。当面はそういう方法でやっていくしかないかなと思っております。先のことになろうかと思いますが、課長が言ったように計画書を作るために、要望書をそろえて、早いうちにいいですよというものをもらって事業に着工することが大切かなと思っております。

また、どういう事業に該当するのか、時間がかかるということでもあります。先程言いましたように、当面の間は建設業等の業者に維持管理をお願いして、その中で安全性を確保していくことが肝要かなと思っております。

早い段階でそういった話合いの場、要望書等を作って話をもっていければと思うところでもあります。

以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【6番 中嶋 奈良雄】

議長。

【議長 那須 富重】

6番、中嶋 奈良雄議員。

【6番 中嶋 奈良雄】

私もそのようなことは少し分かっていたのですが、この路線の700メートルは本当に危険な状態です。区長や住民の方の要望書をもって早急に出したいと思えます。また橋梁の両端は、損傷がひどく凹凸が見られます。町道でも、いろいろなところで見られます。そのことに関してお伺いしたいと思えます。これは小黒木線もですが、それに限らず改良などは考えていないのか、伺いたいと思えます。

【議長 那須 富重】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

悪い所を見て、全体的には研って舗装し直すなどやっております。所々に陥没がある部分に対して簡単な補修方法がありますので、やっていくといいかなと思っています。それは私が思うことだけであって、建設課がどういう考え方をしているか、建設課長に答弁をさせていただきます。

【建設課長 林田貴美生】

議長。

【議長 那須 富重】

林田建設課長。

【建設課長 林田貴美生】

橋梁については、5年に1回の橋梁点検を行っております、その損傷度により復旧するという手当をしております。

両端、継ぎ目。その都度、苦情がある部分は。小黒木・山口原線を見ていただくと分かるように、苦情があった場合には取り付けは舗装してあるのは御存じかと思えますが、そういう手だてもございます。そういった所は、担当に言っていただければ、そこは対応したいと思えます。よろしくお願ひします。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【6番 中嶋 奈良雄】

議長。

【議長 那須 富重】

6番、中嶋 奈良雄議員。

【6番 中嶋 奈良雄】

この黒木・小黒木線に関しては、区長、関係者などに早急に話をしまして、対応していきたいと思っております。早急に改良していただきますようお願いしまして、私の質問は終わりたいと思っております。

【議長 那須 富重】

これで、6番、中嶋 奈良雄議員の質問を終わります。

ここで、5分間の休憩とします。

再開を11時10分といたします。

(休憩：午前11時 3分)

(再開：午前11時 9分)

【議長 那須 富重】

おそろいですので、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。
通告順に質問を許します。

5番、山本 文男議員の登壇を許し、1問目の発言を許可します。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

今回は図書館資料館について質問いたします。

図書館長であります教育長に質問いたします。

この二、三年、本を読んでおります。延岡市立図書館にもよく足を運びますが、来館者がいつも多く、リタイアされた方が新聞や雑誌を読んでいたりと、若い人に限らず勉強する大人の方たちを多く見かけます。遠い昔に誰かが「その町の文化の程度が知りたかったら図書館に行ってみなさい」と書いていたのを覚えています。多くの方が本を見ながらペンを走らせているのを見ると、古くから受け継がれてきた延岡の歴史・文化というのを感じます。

また美郷町でもIターンの方が、役場の次に訪れるのが図書館だと聞きました。Iターンの方々の本町の文化の程度をどのように感じたのかは分かりませんが、図書館が情報の拠点となっているのは間違いのないことだと思います。

本日は図書館についての質問ですが、まず、図書館司書の仕事についてお尋ねいたします。

本町には1名の司書の方がおられます。司書の仕事とはどのようなものか。また、県立図書館やほかの図書館との連携をどのように行っているのか、お伺いします。

【議長 那須 富重】

教育長の答弁を許します。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 那須 富重】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

まず、御質問いただきましてありがとうございます。

私は教育長に就任しましてから7年目になりますけれども、この図書館についての御質問をいただいたのは初めてではないかなと思っております。大変ありがたいかと思っているところです。

今後の美郷町の人口減少といったことを考えたときに、この図書館経営、これをどうするのか今後、取り組んでいかなければいけないなど教育課でも考えております。次年度から新しい見直しについて検討していきたいと、研究していきたいと。そう

いった矢先に今回の質問をいただきましたので、本当にありがたいなと思っ
ているところです。今回の一般質問を参加させていただきながら、さらなる充
実に向けて取り組んでまいりたいと思いますので、本日はどうぞよろしく
お願いいたします。

ただいま質問のありました司書の仕事の内容であります。職員につきましては、
南郷、北郷、西郷と3館において合計8名の職員で対応しております。その
うち司書の資格を有する職員は1名だけあります。

したがって、その8名の職員で図書館業務、図書に関する様々な問合せに
対応するレファレンスサービスといいますけれども、そういった窓口業務の
ような業務、さらには、議員の御指摘のとおり県立図書館をはじめとする
関係する町外の図書館との連絡調整など多岐にわたっております。

以上であります。よろしく申し上げます。

【議長 那須 富重】

教育長の答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

次に、どのような図書館を目指しているのかということは、一番最後に
質問すればよかったなと昨日から考えながら思っていたのですが、もうこ
のまま質問したいと思えます。司書資格を持っておられる方は、今現在
1名です。その人もいずれ交代することもあると思えます。司書資格の
取得も含めて、どのような図書館を目指しているのか、お伺いします。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 那須 富重】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

図書館の目指す方向性ですが、現在、図書館に求められている利用者の
ニーズと要望といたしまして、単なる図書の貸出し、あるいは雑誌の閲
覧等だけに限らず、フリースペースとして、例えば、子育て支援とか各
種団体が気軽に集えるようなものが高まってきております。そのよう
な利用しやすい施設になっていけるようにしていきたいと考えていると
ころであります。

それから、司書の資格の取得につきまして、大学での研修もあるもの
ですから、なかなか増えていかないのですが、手当の面で多少、他の
職員とは差をつけるような形で、資格取得につながればなと取り組ん
でいるところです。

以上です。

【議長 那須 富重】

教育長の答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

もう一つ、司書のことであまり分かっていなかったんですが、資格を持った人の手当を厚くして入ってもらうということでしょうか。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 那須 富重】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

現在8名の職員がいるということは先ほど言いましたけれども、そういった資格を持たない職員もおります。そういう方々にも司書の資格を取得することによって手当をつけることができるということで、その意欲を高めてもらうために、そういった資格も用意しているところであります。それで資格を取らないかという相談をしたり進めているところです。

以上です。

【議長 那須 富重】

教育長の答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

その司書の資格を取るに当たって、助成とかも考えておられるのでしょうか。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 那須 富重】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

資格の取得には2か月間の別府大学司書講座を受講しなければいけないということになっています。それに対する補助は、現在しておりません。

【議長 那須 富重】

教育長の答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

その司書については、また後ほど、協力隊についても質問しますので、一旦置いて、ホームページについてお伺いします

県内の公立図書館でホームページを開設していないのは本町だけです。図書館の大事な業務である図書館の相互貸借もホームページの未開設のため、借受けのみで貸出しはできておりません。また、町民が来館するのをただ待つのではなく、ホームページを開設して積極的に情報を発信する必要があると考えますが、どのようにお考えなのか、お伺いします。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 那須 富重】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

図書館のホームページにつきましては、議員の御指摘のとおりそれぞれの図書館の専用のホームページはございません。

ただし、町のホームページ、美郷町役場のホームページの中に、教育・文化のメニューの中にも、図書の紹介の欄を開設しております。そこには図書館の開館・閉館の時刻、それから基本的な内容はもちろんですが、新刊図書の紹介、図書館での催物等の内容について、毎月、お知らせしているところであります。

ただ、貸出しといったものが御指摘のとおりできておりません。図書館独特のホームページの開設につきましては、今後、関係の方々とは相談していきながら前向きに取り組んでいかなければいけないのかなと考えているところです。

以上です。

【議長 那須 富重】

教育長の答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

前向きに取り組むと、今説明ありました。その前向きに取り組むというのは、断るといふことの丁寧な言い方だと何かで読んだことがあります。もう一度お願いします。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 那須 富重】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

決して断るわけではございません。我々もぜひ必要であろうと考えているところです。ただ、最初から言っておりますように3館ございます。3館それぞれにホームページを作ったり、その時の職員の対応も出てきますので、慎重に考えていきながら、最初に言いましたように町民が一番利用しやすい形でやっていきたいと考えております。

それから、利用しやすいという観点から付け加えさせていただきますと、「美さ本」という美郷町独特の活動がございます。これは県内に広がっているのですが、各公民館に直接、図書館が外向いて行って、そこで紹介するということが、大変評判を得ております。他の自治体でも、それを利用している状況にもございます。それをさらに充実させていくことにも取り組んでおります。そういったことも併せて考えていきたいなど。決して後ろ向きの前向きではなく、前向きの前向きで考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

司書の資格の取得とホームページの開設に併せて、協力隊の導入についてお伺いします。

椎葉村では、U・Iターンや関係人口の創出等の拠点として図書館が位置づけられています。これまで3名の地域おこし協力隊を受け入れ、活動費で司書の資格を取ってもらっているようです。全国的にも図書館に協力隊員を募集している自治体は数多くあるようですが、本町としても、ホームページの開設に向けて、ITスキルを兼ね備えた能力のある隊員を募集する考えはないのか、司書の資格も含めて、答弁をお願いします。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 那須 富重】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

地域おこし協力隊の配置についてであります。これは他の自治体でも取り組んでいるという情報交換をさせていただいているところです。ただ、配属の期間が3年間ということで、それが次々に変わっていく時にうまく補充していけるのかどうか。そういったところを考えると、現時点では本町において協力隊は考えていないというところでもあります。それよりも、先程申したとおり8名の職員のスキルアップに力を注いでいく方がよりベターではないかと考えているところでもあります。以上です。

【議長 那須 富重】

教育長の答弁が終わりました

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

協力隊のことは考えていないということでした。分かりました。

それでは、次に移ります。

読書バリアフリーについてお伺いします。

読書バリアフリー法は、2019年に成立したようです。障害の有無にかかわらず、全ての人を読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律です。

私は、この法律の存在を昨年7月、芥川賞を受賞された重度障害を持つ女性作家の記者会見で知りました。その内容は、「手で本を持つ、ページをめくる、目で文字を追う、読書姿勢を保てることは健常者にとっては当たり前の読書文化だが、障害者にとっては大きな負担となる。読みたい本が読めないのは権利侵害だ。読書バリアフリーの環境整備を進めてほしい」というものでした。

私もこういう方々がおられるのを認識しておりませんでした。この法律についての館長の思いをお聞かせください。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 那須 富重】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

議員の御指摘のとおり令和元年6月に、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」といたしまして、読書バリアフリー法が制定されています。

本町におきましては、障害のあるなしにかかわらず全ての方々が積極的に読書に親しむことができる環境を、現在の施設内でできる限り整備していきたいと考えているところです。拡大図書等も充実させております。その他にも、点字図書、あるいは図書、雑誌等の内容を録音した音声DAISYのサービスなどが利用できる場所もあるのですが、そういったものの利用の要望がございましたらば、本町ではなかなか準備できませんので、県立図書館とも連携しながら、ニーズに応じていけるようにしていきたいと、取り組んでいくところであります。

以上です。

【議長 那須 富重】

教育長の答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

学校図書館では、児童・生徒のこういった要望、そしてまた現時点での取り組みはどのようなものがあるのか、お伺いします。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 那須 富重】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

学校図書館においては、これまで読書困難者からの要望は上がってはきておりません。今後、上がってくるようであれば、早急に対応できるようにしていきたいと考えているところです。

学校自体がバリアフリーといいますか、車椅子でできるような環境は整っております。図書に関しても同様に、必要に応じて対応していきたいと考えております。

以上です。

【議長 那須 富重】

教育長の答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

ちょっとまた前に遡って、私、ホームページについて、今後どうするかメモするためうまく聞き取れなかったものですから。ホームページについて今後どうやって取り組んでいくのか、開設に向けて取り組んでいくのかについて、もう一度お聞かせください。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 那須 富重】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

ホームページにつきましては、どういう形にしていくか全然準備はできておりません。関係する方々等、御意見を頂きながら、順次、進めていきたいと考えているところです。他の自治体のホームページの内容を参考にさせていただきながら、本町でできるものについては、取り組んでいきたいと考えているところです。

以上です。

【議長 那須 富重】

教育長の答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

ありがとうございます。

また読書バリアフリーに戻りますが、読書が困難なのは障害を抱える人々だけでなく、加齢による衰えもあり、誰もが直面する課題だと思います。私も、読書に拡大鏡が欠かせなくなりました。

図書館を直接、利用することが困難な方もおられます。そういった意味で、今一番、読書バリアフリーに貢献しているのが先ほど、図書館長がおっしゃいました町の本活事業の「美さ本」だと思います。図書館利用が困難な方々への本の貸出しサービスで、月1回、町内27か所の公民館等に本を届けるものです。僅かですが、利用者は毎年、増加していて、令和4年度は、町全体で延べ500名ほどの方が利用されています。利用者のほとんどが高齢者ですから、字の大きな本が読みたいという要望が多いと聞いています。これは鬼平犯科帳ですが、私は始めてこの大活字本を借りて、字の大きさにびっくりしたところです。文庫本が3冊必要になります。値段的にもこれが500円ぐらいで、これがもう3,000円。ですから9,000

0円かかります。平成30年に、大活字本が何十冊か購入された経緯があったそうですが、そのあらましを担当課長、説明お願いいたします。

【教育課長 鎌田 次郎】

議長。

【議長 那須 富重】

教育課長。

【教育課長 鎌田 次郎】

御質問いただきましてありがとうございます。

議員の御指摘のとおり、非常に「美さ本」による効果が大きく500人で928冊、1,000冊近くが動いています。その多くが、御指摘のとおり大活字本ということですが、おっしゃるとおり平成30年にこの「美さ本」事業を始めるに当たって20万円の資料代の増額を行って、60冊ほど購入をいたしております。それからも計画的に購入のほうは進めておまして、現在、町内3館において273冊ございます。これを3館がシェアし合いながら、「美さ本」に持って行って貸出しを行っています。今回、どんな本が人気なのかを聞いて回ったのですが、ミステリーと恋愛が非常に人気ということです。可能性を持った大活字本による読書活動の推進ができるなと感じたところです。

以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

ありがとうございます。

平成30年に60冊が導入されて、各図書館に置いてあるわけです。5年経つと、ほとんどの方がもう読んでしまって、もう何回も読んでいる状態と聞きました。これを借りに行った時も高齢者の方が借りに来られていて、もっと増やしてほしいという声を聞いたところです。5年経って何度も同じものを読んでいるのも何か残念な気がします。後ほど、町長にもお聞きしますが、この機会に改めて図書費とは別で購入する考えはないのか、お伺いします。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 那須 富重】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

図書費とは別で購入するというのでしょうか。

【5番 山本 文男】

はい、そうです。

【教育長 大坪 隆昭】

図書については、毎年、予算をつけていただき充実させているところであります。

さらに、先ほど議員からお話がありましたように、1冊で3冊分ぐらいの費用もやはりお金がかかってしまいます。大活字本を購入いたしますと、その分、他の図書を落としてしまうという単純な計算になってしまいますが。その詳しいことにつきましては、担当課長に答弁させますので、よろしく願いたいと思います。

【教育課長 鎌田 次郎】

議長。

【議長 那須 富重】

教育課長。

【教育課長 鎌田 次郎】

大活字本の購入につきましては、3館で予算の枠の中で大活字本の出具合、人気によっての率を決めて計画的に購入がされてます。それと併せて、県立図書館の個人貸出用のマイラインというサービスがあり、これも利用ができます。

それと別で、セット本で30冊ぐらいをまとめて貸し出していただける機会が年間3回ぐらいあります。それにも県から借りる大活字本の枠を増やして、対応をしていくということにしています。ただし、県から借りた大活字本については、「美さ本」のように届けて持っていくということが難しいです。町内の図書館に置いて、そこで管理というのがやはり基本になってきます。議員、御指摘のとおり計画的に町単独での大活字本の増刷に努めていきたいと思っています。

以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

「美さ本」に県立から取り寄せた本が利用できないということは聞きました。

町長、数に限りがあるものですから、もう読んだ本を何度も読んでいくという状態は残念な気もしますが、何とか購入してもらえようかなという考えはないのでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

図書館に行って大切だなと思うのは、小さいお子さんの絵本と高齢者の本、あとの中は本当に自分が読みたい専門書は購入したりという話でいいかなと思っているのですが。そういう大活字本を読むと、読みやすいと。自分もやはりどんどんそういう年代になってきてますので、小さい字を読むと非常に目が疲れるということですね。図書館の図書購入費という中で増額というか、どのくらいの本を用意すればいいのかと年次的に計画しながら、そしてまた、県立図書館等々と連絡して使える部分など、財政的に厳しくなれば総額は変えずに大活字本をこれだけ増やすなど工面が必要になるのではと思っております。確かに本当に見づらくなったというか、年取っていくと、そういうことも大切かなと思います。そこはもう少し前向きに検討するという、増額という部分とそこでの本の購入と、どちらかの方法で計画的にやっていくことがいいかなと思っております。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

また、前向きに検討することが出ましたが、よろしくお願いたします。

字の読めない幼児への読み聞かせや、自宅にしながら蔵書が検索できるホームページの開設も読書バリアフリーの一環だと考えます。今後とも、幼児や高齢者までの読書環境の整備をよろしくお願いたします。

続きまして、次の質問に移りたいと思います。

【議長 那須 富重】

2問目の発言を許可します。

【5番 山本 文男】

北郷郷土資料館についてお伺いします。

資料館には町指定文化財の銅鏡ややじり、古文書、林業・農業生活用品などの資料が数多く収められています。平成27年頃から令和2年頃まで広報みさとの「次世代に繋げたい小さな歴史の旅」というコーナーで、様々な資料が紹介されてきました。開館から20年余りが経ち、何度か整理を試みたようですが未完成のままです。次世代につなげるためにも、このあたりで思い切って体系的に整理し一覧にする必要があると思いますが、考えを伺います。

【議長 那須 富重】

教育長の答弁を許します。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 那須 富重】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

図書館に合わせて郷土資料館について、大変ありがたい御意見を頂きましてありがとうございます。

議員の御指摘のとおり北郷の郷土資料館には、町指定文化財等も含めまして約300点の貴重な郷土資料がございます。現在、この利用状況なのですが、学校の子供たちが、北郷・南郷・西郷の小学校3年生が授業で使うために見学に来たりしているところです。御指摘のとおりご収蔵している資料のリスト、一覧表はできているのですが、それを体系的に、例えば、年代別あるいは利用方法、そう出展場所、そういったもの等の分類、体系分けができておりません。そのあたりを今後やはり充実させていきながら、その一覧表を見学の際に見てもらって、それを参考にしながら、授業での活用が幅が広がるようなものにしていかなければいけないかなと考えているところです。

以上です。

【議長 那須 富重】

教育長の答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

それでは、体系的に整理して一覧としていくということによろしいでしょうか。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 那須 富重】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

はい、そのとおりです。以上です。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

分かりました。

図書館と資料館の質問は終わりますが。最後に、図書館長として、西郷図書館とかには頻繁に行かれると思います。例えば、北郷図書館、南郷図書館には、教育長に7年なられて。何度ぐらい足を運ばれたのか、お伺いします。年間、何回ぐらい足を運ぶものですか

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 那須 富重】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

頻繁にはとは言えませんが、機会があるごとに、南郷に行った途中に寄る、あるいは北郷は学校に行った帰りに覗いてみる。あとは、職員に声をかけるようなことです。数えたことはないのですが、4回ぐらいは行っていると思います。

以上です。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

ありがとうございました。これでの質問を終わります。

【議長 那須 富重】

これで、5番、山本 文男議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次は、明日3月8日金曜日は午前10時に本会議を開きます。時間をお間違えないようにお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

【事務局長 沖田 修一】

「一同・起立・礼」お疲れさまでした。

(散会：午前11時46分)

令和 6 年第 1 回定例会

美郷町議会会議録(第 3 号)

令和 6 年 3 月 8 日

美 郷 町 議 会

令和6年第1回美郷町議会定例会会議録（第3日目）

令和6年3月8日（金曜日）

◎開会日時 令和6年3月8日 午前10時00分 開会

◎散会日時 令和6年3月8日 午前11時18分 散会

◎出席議員（10名）

1番 若杉 伸児君	2番 早川 節夫君
3番 中田 武満君	4番 兒玉 鋼士君
5番 山本 文男君	6番 中嶋奈良雄君
7番 川村 嘉彦君	8番 甲斐 秀徳君
9番 川村 義幸君	10番 那須 富重君

◎欠席議員 なし

◎欠員 11番 小路 文喜君

◎会議録署名議員 1番 若杉 伸児君 2番 早川 節夫君

◎事務局職員氏名 事務局長 沖田 修一君 書記 森川 晴君

◎説明のための出席者職氏名

町長	田中 秀俊君	副町長	藤本 茂君
教育長	大坪 隆昭君	会計管理者	泉田 博文君
総務課長	甲斐 武彦君	税務課長	川村 博昭君
企画情報課長	田常 浩二君	町民生活課長	田村 靖君
健康福祉課長	黒田 和幸君	建設課長	林田貴美生君
農林振興課長	松下 文治君	政策推進室長	長田 孝規君
教育課長	鎌田 次郎君	地域包括医療局事務長	田原 裕亮君
南郷地域課長	黒木 博文君	北郷地域課長	石田 隆二君

◎会議の経過 別紙のとおり

令和6年第1回美郷町議会定例会

議事日程（第3）

令和6年3月8日
午前10時開議

日程第1 一般質問

3番 中田 武満 議員

1. 南海トラフ大地震への防災対策について
2. 生産者直売所「いっつもや」の運営強化について

9番 甲斐 秀徳 議員

1. 西郷峰地区の水田圃場再整備について

会 議 録

令和6年3月8日
午前10時00分開議

【事務局長 沖田 修一】

「一同起立・礼」おはようございます。御着席ください。
おはようございます。
本日は、一般質問二日目であります。
ただいまの出席議員は10名であります。
これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。
広報用の写真撮影の申出がありましたので、これを許可しました。
日程第1 一般質問、昨日、3名の一般質問を行いました。本日は、残り2名の方の一般質問を行います。
通告順に一般質問を行います。
通告順に質問を許します。
3番、中田 武満議員の登壇を許し、1問目の発言を許可します。

【3番 中田 武満】

議長。

【議長 那須 富重】

3番、中田 武満議員。

【3番 中田 武満】

通告に基づき質問を行いたいと思います。1問目は南海トラフ大地震への防災対策についてであります。

本年1月1日に発生しました能登半島地震は、震度7を観測し、石川県各地に甚大な被害をもたらしました。亡くなられた方や行方不明の方は250名以上と聞いております。被災した家屋は7万戸を超えて、現在も避難されてる方も1万人以上いらっしゃるということでもあります。亡くなられました方には、心から御冥福をお祈り申し上げます。また、被災されました全ての皆様にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧復興をお願いするところでもあります。

能登半島の地震については、去年5月の大型連休中にも地震があり、被害も出ていたそうです。その後、また大きな地震が来ると予想され、不安が高まっていたところに発生した地震であったということでもあります。当然、防災対策もされていたと思いますけども、大きな災害があったわけです。

一方、表題のこの南海トラフ大地震については、もう何年も前から国から説明があっております。指針等も出されておりますけど、関東から九州の太平洋沿岸を10メートル以上の津波が襲う可能性があり、最大33万2,000人以上の方が死亡するのではないかと推測されているところでもあります。

今後30年以内ということで、70%から80%の確率で発生すると想定されております。30年以内は先に発表されておりますので、現在進行しておりますので、20年または10年以内に発生する、また明日、発生するかもしれないという状況で

はあるかもしれませんが。最大震度は7と予想されております。マグニチュードは8から9と言われております。

幸い宮崎県では、近年過去に大きな地震の経験はしておりません。もし発生しましたら、甚大なものになるだろうと県も想定されているようであり、県の推測によりますと、美郷町は震度6強でより7に近い震度と想定されているようであり、当然、地理的には本町には津波は来ないと思っております。ですが、山崩れによる道路、国道の損壊、また建物、住宅の倒壊の被害が想定される場所でもあります。それに伴っての停電、通信被害が想定される場所でもあります。

今朝の新聞にも載ってございましたけども、登半島では防災無線が一時停止しており、美郷町でも、この防災無線の停止はあり得るところでございます。

本町におきましては、令和2年に美郷町国土強靱化地域計画が策定されております。災害に備えるため、事前防災減災と迅速な復旧復興するための政策を計画的に実施し、強靱な地域づくりを行っていると考えております。本年度の予算にも、町道等の改良等も予算措置がされておりますので、随時、年次的に改良整備されると思っております。

そういった状況の中で、最近、千葉県での群発地震また先日の県内の地震、当地は震度3、昨夜も震度1の地震があったということで心配される場所です。今後、発生するだろう南海トラフ大地震への美郷町の対応について、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

【議長 那須 富重】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

おはようございます。本日、2名の議員の方の一般質問でございますが、よろしくお願いをいたします。

今、議員が能登半島地震からいろいろな教訓が出てくるということあり、本当にいつどこでという話であります。

南海トラフがいつ起こるかという話の中で、議員は30年以内と。これはいつ頃から言われ始めもう大分、年月が経っていると思っております。30年から差し引くと、もう近いのではということ。常在危機意識といいますか、もう起きる、もう今にも起きるということを持って対処していく必要が出てきたと思っております。

議員がおっしゃいますように、ちょうど3月2日23時頃、午後11時頃、美郷町は震度3であります。そしてまた昨日も地震が発生おり、見てみますと、震源地が同じようなところにあります。

考えていくと、やはりこういう予兆、地震のメカニズムは分かりませんが、その海溝にどんどんどんプレートが落ち込んでいく弾みで、地震が起きているのではという気がしています。海溝のプレートがはじけて、いつ南海トラフが発生するのか、それは分かりませんが、もう近いうちに、最低最悪を考えながら、やはり防

災をやっていく、常在危機意識をもって町民に周知を徹底していく必要があると思うところであります。

さて、本町では、国の基本計画や宮崎県国土強靱化地域計画を踏まえまして、議員がおっしゃいますように令和2年4月に美郷町国土強靱化地域計画を策定しております。本計画では、風水害と巨大地震を想定し、最悪のシナリオを回避するための町が取り組む主たる施策が示されております。

施策の内容としましては、建物や道路の耐震化、防災行政無線の整備、土砂災害対策、高齢者等の避難対策、備蓄品の整備、関係機関との連携など、多岐にわたって定められております。今後も本計画の方針により関係機関と連携を図りながら、様々な施策により、減災に取り組んでまいりたいと思っております。

まず、町内外の基幹道路（山地災害危険箇所）の整備につきましては、町内外等を結ぶ基幹道路のうち、国道388号は現在、改良工事が行われており、整備について県や九州地方整備局へ要望を行っている状況です。国道388号の松瀬工区や新屋敷工区の整備においては、事前の設計の段階で、宮崎県ホームページの土砂災害警戒区域等マップでも表示されていますが、急傾斜地、土石流、地すべり箇所を参考に現地踏査を行い、それぞれの箇所について定められた安全率を用い道路設計が行われますので、安全度はさらに増していくのではないかと考えております。

また、国道446号については第1次改良が終わり、全線2車線が確保されているため優先順位は低いと考えられておりました。しかし一昨年、昨年の台風により国道327号が甚大な被害を受けまして、代替路を担ったことについては県当局も把握しております。今後も継続して両国道の整備と防災・減災・国土強靱化のための予算・財源確保について、要望活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、避難訓練であります。年1回の町の統一防災訓練時に、自主防災組織により実施いただいております。令和5年の町統一防災訓練については、町内24地区41会場で防災訓練が実施され、消防団を含め延べ1,892人に御参加いただきました。

保育所、学校、病院、福祉施設におきましても、消防法の定めにより、火災や地震を想定した避難訓練を毎年、実施しております。また、その訓練に、危機管理担当や消防団本部員も加わり、より実践を想定した訓練も実施しております。今後も、防災意識の高揚に、積極的に取り組んでまいります。

能登の災害といいますか、やはり道が命の道として、その道が壊れてしまうと救える命も救えないということでもあります。道はやはり大切だなと。昨日から災害関係の話をしており、やはり道を早く復旧して、安全・安心を確保していきたいと思うところであります。そういう意味で全てが安全・安心、命を守るという部分につながってきます。総合的にやっていく必要があるなと思っているところであります。

以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【3番 中田 武満】

議長。

【議長 那須 富重】

3番、中田 武満議員。

【3番 中田 武満】

ありがとうございます。災害は必ず発生するという考え方で、よりきめ細やかな防災計画を計画・見直し等もいただいて、実践をお願いしたいところでもあります。

町長から先程3項目に対しての御回答が出たのですが、後戻りするかもしれないけれども、私がこの防災に対しての大きな項目3点を整理した考えであります。

国道が崩壊したら、当然、救援物資の運び入れとかもできないし、日向門川の津波等の被害に対しての応援体制も整わないような状況もあります。ぜひとも、近隣市町村との連携をしていただいて、早期の危険な場所、崩れやすそうな所を確定していただいて、年次的な改良整備をお願いしたいところでもあります。

特に、国道446号の日向市東郷の鎌柄峠の下り坂は、雑木が非常に大きくなりまして今にも壊れそうなどころもたくさんあります。それから388号では、松瀬付近の門川町の松瀬付近の道路は狭くて、また非常に生い茂っているという状況であります。これも門川町と連携して、早急な整備等を行っているところですが、さらなる整備を急ぐようお願いしたいところでもあります。

それから2点目、避難訓練、防災訓練等の内容の充実ということをお願いしたいところあります。各区で避難訓練・防災訓練は実施されておりますけれども、避難所に集まって消火器の訓練をする、火災に対する防災訓練になってます。今後、地震に対する新たな防災・避難訓練等も、地域防災への指導等も含めて、消防への幹部会の通達なり区長会への通達で御指導方、お願いしたいところでもあります。

あと学校、病院等のいろいろな公共施設の避難訓練も当然、実施されていると思います。学校等の定期的な当然、訓練もされていると思います。学校の訓練の状況等、分かる範囲で結構ですので、御説明をお願いしたいと思います。

【議長 那須 富重】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

学校関係の詳しいことは、課長または教育長にであります。各学校とも、各種の避難訓練を毎年実施している、これは当たり前の話であります。地震を想定した訓練の際、学校にいた場合の避難方法だけでなく、学校外にいた場合の身の守り方、また、避難の仕方、津波発生時の避難について指導をいただいているということでもあります。また、これに加えて、年に1回から2回のシェイクアウト訓練を実施し、地震発生時の行動の習慣化も図られております。

昨年度におきましては、美郷南学園が地域と合同で避難訓練を行い、中学生が地域の方を安全な学校に誘導したり合同で炊き出しを行うなどの取組をしています。学校で避難訓練をする際に児童・生徒に対して、意識づけをしっかりとやっていることと教育委員会から答弁書が届いております。詳細については分かりませんが、聞いていただければと思います。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 那須 富重】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

避難訓練につきまして、御説明させていただきます。

まず、学校におきましては、県内どこでも全国的に年に2回から3回の防災訓練を実施することにしております。内容につきましては、風水害それから地震、火災、不審者侵入を計画的に実施しております。最近におきましては、地震については毎年、実施するという学校の防災計画に沿って実施しているところであります。

先ほど言いましたシェイクアウトの実践例としましては、避難訓練をしますという子供たちに事前に知らせるのではなくて、いきなり、例えば、昼休み時間とか掃除の時間に「訓練です」と避難訓練を始めて、そのときに適切な行動、例えば、頭を守るようなことができるような訓練をしております。

また、学校以外に例えば、休日に買物に行っているときに、公共施設で地震に遭ったときにどうすればいいのかという行動についても、具体的に繰り返し訓練をしているところです。

さらに、昨年度の南学園の話が町長の方からございました。その訓練の様子を受けて、本年度から各学校に三日分の非常食を準備しているところです。学校給食会で非常用の給食のメニューがあり、火を使わずに食べることができる非常食を三日分、各学校で準備をしているところです。早速、今年、これは地震ではなかったのですが、本年度、水道管が破裂して給食が作れないということが起きました。その時にそれを使用したということも出ております。

先程から言いますように、年に2回から3回の避難訓練の時に、給食で非常食を食べることによって新しいものに変えていく計画も立てているところです。

以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【3番 中田 武満】

議長。

【議長 那須 富重】

3番、中田 武満議員。

【3番 中田 武満】

ありがとうございます。詳しく説明いただきまして、本当にありがとうございます。東日本大震災で御承知のことであると思っておりますけれども、宮城県の石巻市立大川小学校では74名の生徒と10名の先生方が津波で亡くなられたと。一方、岩手県の陸前高田市のある小学校では児童92名全員が無事だったという過去の震災の被害があります。陸前高田の学校は津波でも、生徒は無事だったということです。この差は、常日頃の訓練の成果だったそうです。そして、被害が大きかったのは、2

次避難先が想定されておらず、避難場所を誤ったために死亡が多かったということでもあります。町内には津波は来ませんが、いろいろな災害を想定した訓練をぜひともお願いしたいところでもあります。

次に、災害に関して、通告書にも書きましたが、災害関連死の問題です。

東日本大震災では約3,800人、熊本地震では死者の8割がこの関連死だったそうです。被害を受けたら、当然、避難所で心苦しい生活をして、病気になったり転倒したりして命を落とすケースが多かったということでもあります。

特に、美郷町は高齢者の独り暮らしもたくさんいらっしゃいます。常日頃から独りですので、今度、避難所に行くで大勢の人でござる返す可能性もあります。当然、ストレスもたまって病気になる可能性、そして命を落とす可能性もあります。避難所の環境整備、当然されてるとは思いますが、今後、さらなる関連死を防ぐような対策等もお願いしたいところでもあります。

その救援に対するボランティアの活動が今、日本中で行われています。この受入体制等、ボランティアの効果的な人員配置なり円滑な活動ができる訓練はされてるようが、何回も訓練を実施することが必要ではないかと思えます。よろしくお願ひしまして、この大地震への備えについての1問目の質問を終わりたいと思えます。

2問目に入りたいと思えます。

【議長 那須 富重】

2問目の発言を許します。

【3番 中田 武満】

では、2問目に入ります。

この南郷神門には生産者直売所「いっつもや」という直売所がございます。この運営強化についての質問であります。

この件は、昨年の第1回の定例会でもお願いしたところでもあります。その時に町長の回答は、「直売所は、安全・安心な地元産の農林産物を供給する役目を持っているので、出荷者の意見を聞きながら運営する必要があります」とあります。そして、「もう少し協議会の中に入ってサポートをしたい」という御回答いただいております。

ところが最近、この直売所がまた開けたり閉めたりということで、本来の直売所の機能を果たしてないと私は思っております。前にも言いましたけども、この直売所のいいところは、出品物が新鮮であること、新鮮であればお客さんが来て物を買おうと。お客さんが買えば、物が売れる、物が集まる。そしてどんどん相乗効果が出てくるということでもあります。そういった機能を持った直売所が機能しないと寂しいものがあります。今回は一目瞭然、店舗に立ってるこの「いっつもや」の看板を添付資料につけさせていただきました。「春夏秋冬」と書いてあります。当然、年間に生産された農畜産物をこの直売所で販売して、地元で消費するということが設置されております。

出荷者が農産物を出さなくなると、お客さんも減少すると。売上げも落ちていく状況になれば、当然、支出する補償金も増えていくような状況を、私は打開しなくてはけないと思えます。

今後、この打開策についてどう進めるのか、お伺いしたいと思えます。

【議長 那須 富重】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員おっしゃいますように、令和5年の第1回の定例会でちょうど1年になりますが、「いっつもや」の直売所の御質問をいただきました。

また同じようなことが起きているのではないかという話です。議員の考え方は、もう少し自主性を持たせて、中で一生懸命頑張ってもらったほうが良いという話がありました。私もそれには同感であります。ただ、出荷者協議会があるけど、それぞれの町をまとめた出荷者協議会であって、「いっつもや」自体の出荷者、生産者を集めてどうこうのということにはまだなっていないということでもあります。

この「いっつもや」もいろいろな変遷をたどってきました。最初は平成16年に南郷クリエーションがしておりました。その時の事務局はJAだったという話があります。合併に合わせて「いっつもや」や美郷ノ蔵、地蔵の里といった直売所がありますので、一括してレイクランドに持ってきたと。そして今度は、観光協会が法人化され民間に委託したということでもあります。その中で、やはりこういうことが起きていることは、非常に私としても本意ではないと思っております。

農業新聞の4コマ、ゴリパー一家で直売所のお話かなと思いますが。4コマですので、何か楽しくて、多分この直売所の売上げは相当なものがあるのでは想像するのですが。やはりそういう直売所になっていくことが理想かなと、その4コマを見ていつも思います。

今後、どのようにするかという部分であります。やはりある程度、出荷者協議会の全体の中で「いっつもや」を設けて、その人達がどう携わっていくか。生産するばかりではなく、やはり販売にも関わるというか。令和5年の一般質問であったように、栽培履歴、トレーサビリティのお話も議員がされたような気がします。それも大切な部分になりますので、やはり自分で作ったものはちゃんと責任を持って出すという部分も含めた中で検討していく必要があるかなと。

そして販売する人達がいらないということになると、議員おっしゃっていますが、「いっつもや」ですので、「いっつも」、「時々や」じゃないよと。「いっつもやよ」という話の中で、いつもオープンしてなければいけないとおっしゃってました。真にそうだと、またそれもしっかりなされてないという状況であります。観光協会等ともう一回煮詰め直して、しっかりと直売所の運営にバックアップする、携わっていく必要があると思うところです。

以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【3番 中田 武満】

議長。

【議長 那須 富重】

3番、中田 武満議員。

【3番 中田 武満】

ありがとうございます。もう認識は十分分かりましたので、理解いたしました。よりよい直売所づくりをお願いしたいところでもあります。先に戻りますけども、地産地消という経緯があると説明したのですが。これは当然、地元で穫れた安全・安心な新鮮で安くていい農畜産物を地域内で無駄なく使うと、食べたりしましょうということです。そうすれば、当然、地域の方が生産して利用するということであれば、地域の皆さん、町民の皆さんが健康で農林業、小さいですが振興になると。食料自給率のアップが増して、そしてこの農林業の多面的機能、農林業の持つ別のメリットを創出し、さらに地球の環境を守るということだったと思います。

平成27年9月に国連総会で採択されましたのがSDGs、丸いバッジがあります。この意味は、持続可能な開発目標ということだそうです。この「持続可能」というのは、「人間の活動が自然環境に悪影響を与えず、その活動を維持できること」という意味だそうです。私も初めて勉強しました。

この地産地消は当然、このSDGsにつながると私は思っております。これを実践しているのではないかと。国連の総会で採択されたことは、やはり日本も進めなくてはいけないし、地域も活動しなくてはいけない、実践しなくてはいけないということで、この地道な活動をお願いしたいところでもあります。

もう一つ、この直売所の活気を戻してほしいという理由が1つございます。

この神門本村地区または長堀は、南郷のメインストリートに直売所があります。いろいろな店があったのですが、もう閉まってるようなこともあります。写真にもありますように、横に協力隊の山原さんのアロマの施設があり、珈琲店を経営しております。その横に「いっつもや」があるのに、いつも閉まってるというのは非常に悲しいですね。南郷町民として寂しい気持ちがあります。この神門長堀地区の昼間の人口が、非常に少なく閑散としているという状況も最近見えております。早目にこの直売所体制を整えていただいて、活気ある神門本村中区にさせていただきたいと思います。そういうもう一つの理由であります。

話は少し変わりますが、今度は先程のSDGsの実践をしている、地産地消を実践しているという話で。渡川地区の「ちくせん」、地域戦略においても、地元で穫れた農畜産物を週1回、日向の直売所に運んで販売してるということです。この「ちくせん」と農産物の販売を合わせて活動する地域活性化を図っております。

当然、本来の姿であれば、神門にある「いっつもや」に出して消費していただくのが本来の姿です。けどそういう状態であるので、日向に運ばなくてはならない。今から春の新鮮な野菜ができるのに、その新鮮な野菜も出せないと。今が一番チャンスな時期です。先を見越した指導もしなくてはならないということでもあります。早くこの「いっつもや」が順調な経営に戻ることを期待しているところでもあります。私は、この直売所には思い入れがあり、順調になるようにまた質問を続けていきます。当然片一方では、この直売所の活性化に向けては協力をしていきたいと思っております。この南郷の議員他3名の方も一生懸命、「いっつもや」の活性化には協力を惜しまないと思います。今後とも強力な御支援をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

【議長 那須 富重】

これで、3番、中田 武満議員の質問を終わります。
ここで、10分間の休憩とします。
再開を10時48分といたします。

(休憩：午前10時37分)

(再開：午前10時48分)

【議長 那須 富重】

それでは、全員おそろいのおようですので、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

通告順に質問を許します。

8番、甲斐 秀徳議員の登壇を許し、1問目の発言を許可します。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8番、甲斐 秀徳議員。

【8番 甲斐 秀徳】

一般質問する前に、いつも町長が季節の事柄を先に言って、その時期の言葉をよく言ってるのを耳にしておりましたので、私も一言、言っていていいですかね。

国道327号線レイクランドの前のヤマザクラも満開に近い花をつけております。ようやく春を感じられる今日この頃であります。

林田建設課長には、最後のはなむけとなる質問にしたいと思っております。どうぞ前向きな回答を期待しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします

今回は、農地整備の件であります。

西郷村史にある農業については、私の親父が議員時代に随筆しております。これも何かの縁と思っておりますので、皆様方にもよろしくお願ひしたいと思っております。

戦後の農地整備事業を見ますと、昭和20年8月の終戦から、食料不足を補うため、ひたすら食料増産運動に終始した時期であり、農地の整備は実施されなかった。昭和27年になり、ようやく峰地区圃場整備が実施されたと書いてあります。その間には、戦後の農地改革、農地法改正が公布され、いわゆる農地解放などもあったそんな時代だったのではないのでしょうか

峰地区圃場整備をしている方に尋ねましたらば、全て人力で行ったということでございます。今ならば、重機を持ってきて行ったのでしょけけれども、あの時代は人間も多く機械がなかったことで人力で行ったのではないかなと思っております。

あの頃は牛馬での農耕が主体であり、耕運機もなかったのではと思っております。圃場も5アール程度から、広くて7、8アール程度でちょうどよかったのではと思っております。その状態が現在まで続いており、当然、農道もリアカーが通れるほどでよかったのではないのでしょうか。今の軽トラックでは少し狭い程度のところもあり、十分に注意して通っておりますが、なかなか非常に難しいところでございます。

この農道を全部計測しましたらば、平均2メートル前後の幅です。水路はU字溝が当時、設置されていたかは不明ですが、現状は継ぎ目より漏水が甚だしく、ところによっては道路が排水溝と同じになっております。そういう利用をされているためにいつも水が流れており、中干しの時期などは非常に乾かないような状況が続いております。

排水量はまちまちで、再利用されてる水もありますが、次の田んぼに流すだけで川に流す場所もないところもあります。1人でも遅く作付を行ってれば、その周りの人は迷惑なように水を処理するところがなくて、いつまでも田んぼの稲が刈れないというような状況も続いております。

このような状況の中、耕地整理後70年を経過し、現在では大型農機もなかなか

入りづらい圃場もあります。軽トラックもやっと通れる農道、世代交代の農業者にも、これでは喜んで農業もできないのではと思っているところがございます。

太田タクシーより林業センター寮近くまで、反対側は農業集落排水処理場の近くまでのこの範囲の圃場の再整備はできないか、お伺いいたします。

【議長 那須 富重】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、林田建設課長が最後の一般質問の中で、私が振ると思います。どちらかという課長からこの件に関しては答弁してもらった方がいいのかなと思っております。

まず、その地権者の同意が得られることが一番問題であります。土地改良法でいえば、地権者の同意は3分の2ぐらいあればいいという話です。今は100%ぐらい、全部がいいですよという話にならないと事業はしないとある町ではネットに書いてありました。そこまで難しいというか、その計画年度に非常に年月がかかる、同意を得るのに年月がかかるという前提で、もしクリアできたらという話で答弁をさせていただきます。

圃場内の整備を行う場合の事業費は高額となるため、国庫補助事業の採択を目指したいと考えております。考えられる事業としまして、みやぎきの農業農村整備事業等概要を参考に県に聞き取りを行い、農地耕作条件改善事業や中山間地域総合整備事業が採択要件に合致するものと考えられます。

農地耕作条件改善事業は西郷坂本地区で行っている事業で、圃場の区画整備、農業用排水施設、農作業道の整備が行える事業で、併せて、農地中間管理機構による地域内への担い手への農地集積を推進することが必要となります。

中山間地域総合整備事業につきましては、県が代行して行う県営事業と町が事業を行う団体営事業がございます。町全域で一体的に整備を行う必要があるため、生産基盤である農業用排水施設整備、圃場整備事業等、生活環境である農業集落排水施設、営農飲雑用水施設、防火水槽等の整備を行わなくてはなりません。中山間事業についても、県営事業として美郷町内全域で取り組んでいただいております。

事業による農道や用排水路整備に伴い拡幅が必要となる箇所については、用地取得が必要となります。相続登記を含む所有権移転登記を行うこととなります。近頃の相続においては、相続人が多くなり戸籍等の書類の収集が困難となり、最終的に相続登記を完成できない土地が多いため、十分な聞き取りが必要となります。また、圃場の区画整備による換地は、工期前の土地と、配分された工期後の新しい区画の土地とを法律上同一のものとみなし、従前の土地に設定された権利関係を、土地の変更と同時に一挙に移すため、亡くなられた方がいらっしゃった場合、相続する方々の中で代表者を選任することと相続人の半分以上の方々の同意が必要となります。

また、御質問の峰地区には、前も川村義幸議員から質問いただいた農道整備地区

と重複する区域がございますので、まずは区長を代表とする要望書と署名書を提出していただき、地権者の皆様を集め、整備の方針を固めたいと考えておるところであります。

区画を広くするのが本来の目的なのか、用水路それと農道という話になると、どちらもだということであります。この頃、見てみますとやはり軽トラが通らない、用水路が悪いと。拡幅、その田んぼの面積はそんなに変わらないと。変わらないというか、面積は広がらないという、どちらかというところのほうが大勢になっているのかなという感じはします。

もし、そういう先程言いましたように同意が全て得られれば、それはやっていく必要があるだろうと思うところであります。

以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8番、甲斐 秀徳議員。

【8番 甲斐 秀徳】

その件に関して、私もいろんなところに話を聞きに電話をしたりしました。電話をしなかったのが九州農政局だけで、他の所には全部、一応一通りしました。

農林省にも知った方がいましたので、そこにも電話を入れて聞いてみました。やはり一番最初に求められるのは、全員の同意が得られますかということが前提条件だと聞いております。

ただ昔の整備の状況であり、いろいろな人に転売し、登記が変わってそのままになっている方も多分いらっしゃると思います。そのような中で、こういう状況ですからと言って説明しても金がかかることなら、しなくていいとおっしゃる方がほとんどだろうと思います。

圃場整備から全部しないと1つの形態はできないし、今後、新しい人たちが農業をやっていく上で、やはり今のような狭い田んぼでは機械も入らないと。おまけに、これは1つの例なのですが、花水流地区でWCSをやった人が、もう今年からWCSを受け取りませんということになりました。なぜですかと聞いたら、今の大きいロールをする機械は後ろを連結しているの、曲がったりすると小さい五畝ぐらいではもうやってはいれない、非常に危険極まる入口という状況であります。

やはり入口からきちんと圃場もある程度、やっぱり1反歩、できれば、北郷地区のように昔に全部直して3反歩ぐらいにしておけばよかったですでしょうが。そういう状況ではないものですから、やはり次の世代の人達がこれをやろうと思ってもなかなか難しいと。

いろいろな国の事業の中で、新しい人が取り組む担い手が必ず出てきます。それと同時に、畑地化するのも結構だと。そういうことの中で、ビニールハウスを作って新しいものをするという条件などいろいろなものがあります。何かして五畝でビニールハウス作ってそこでやりなさいと言えないし、やはりある程度の面積もない

し距離もないといけないと状況の中を考慮して。今、小川地区か、上野原地区の圃場でないとできないという状況だろうと思います。

今後、担い手が安心・安全な農場で、今後の農業を続けていくためには、我々が今のうちにできるところまではしっかりやっていかなければならないと思いますが、町長はどんな感じでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

今後10年間で担い手が8割を占めるということを目標にすると。米であれば、今の経費の4割削減という話を国は打ち出しているということであります。そうなると、議員おっしゃいますように、農地が狭いことになると、なかなか機械化ができないということになります。そういう農地は扱わない、借手がないという話になってきます。当然そういうことを考えたときに、結局、水の管理でしょうから。そこも畑になるような可能性もあるという話であります。先程言いましたように、そういう条件の基があります。

1回集めて、協議といいますか。どのくらいの所有者がいるか私は分かりませんので、建設課長がちょっと調べてみますという話をしていました。どのくらいの地権者がいて、どのくらいの筆数があって、それをまとめていくのにどのくらいの労力というか時間がかかるというか、やはり至難の技ではないと思います。

それができれば、やはり放ったらかしはいかんだらうという気はします。そこで川村議員も言っていました、早くしないというのは、事故などがあるからという話であります。あまりにも狭いからという話があります。だから応急的にやらなければならない場所は、その前には思いますが、それは除いておいて、今度はそういう大規模な圃場整備を前提にクリアできるとするならば、やっていくべきではあると。それが先の担い手につながればいいかなと思います。

それでは、建設課長から筆数、所有者などの説明をさせていただきます。

【建設課長 林田貴美】

議長。

【議長 那須 富重】

林田建設課長。

【建設課長 林田貴美】

おっしゃってましたエリアの筆数を調べた時に、138筆ございました。所有者の持ち筆も合わせて集計させていただいたのですが、多少違いがあるかもしれません。時間がなかったものですから。1筆しか持ってない方が35名、2筆が15名、3筆が3名、4筆が1名、5筆が5名、6筆が3名、7筆、10筆が1人ずつです。

率直に申しますと、換地というのは点在している個人の方の土地を集めて圃場を広くするというのが目標でございます。先程申しましたとおり1筆の方が35名、

全体で64名です。その半以上が1筆しか持ってないということを考えると、27年前に圃場整備を行った段階でもこういったのが問題で、小さい区画でしか整備ができなかったのかなと想像するところがございます。具体的にちょっと前向きな話でなくなったのかもしれませんが、これが現状でございました。

あとは、換地に詳しい宮崎県土地改良連合会にもお話をしました。やはり換地前に1筆の方の名義変更するとか所有権移転をしながら、担い手の方に、それだけ買収をしたり税金の問題もでございます。それが簡単にできるかといったら難しい点もでございます。そういったことで昭和27年の大規模な区画整理ができなかったのかなと思ったところです。

面積は138筆で9.2ヘクタールでございました。今、西郷の坂本地区でおこなっている所が2ヘクタール程度です。これを単純に9.2ヘクタールに換算しますと、事業費的には4億円程度になり、それだけの負担も生じます。なかなかハードな事業になるのかなと思っています。

ただ、農道と水路の改修は県単土地改良等事業もでございます。中山間や国の事業もでございます。漏水であれば、そちらの事業の採択に向けて、いろいろな諸条件がございます。また現場を確認しまして、よい事業があれば前向きにやっていきたいと考えております。

以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8番、甲斐 秀徳議員。

【8番 甲斐 秀徳】

中山間地で調べれば、私も名簿を持っていたのですが、そこまでは調べなかったのですが。現状のようなところが多く、簡単に私も考えていたところもあったのですが。国営農地再編整備事業があります。これは確か令和2年ぐらいで終わってます。この事業でも、やはり実施要件が400ヘクタールなのですが。なかなかこれには当分及ばないかと、北海道とかそういう広いところがほとんどですね。

農地整備でいろいろなことをやっていたのですが、中山間地の農村総合整備事業など、いい事業があるから取り入れていただいて、やってもらえば非常にありがたいかなと思っています。

議員の皆さん方には私の概要欄を見ていただくとありがたいんですが。その中で2ページ目のところです。中山間地、どのぐらいの農業者の補助、手出しをすればいいのかというのが載っています。0%があるのですが、農地中間管理の事業になります。途中、中山間地域の整備事業の耕作者は2%でいいとなっております。これは諸条件があつてのことでしょうから、なかなか思いどおりには行かないと思います。これを今までずっと放っておいたと我々も悪いのですが、やはり早目にすべきだったかなと思います。

というのも、まからんやの裏辺りでも耕作放棄地が出てると状況でございます。

一番は役場の周辺地区で耕作放棄地が出るということは、中山間の山の裾辺りはもう荒れても仕方がないと取れると思います。やはりそれではいかんと私は思っております。

今後、畜産をやっている方が、もしそれをやめてしまうと、ますます耕作放棄地が増えるのではないかと考えます。この問題は、どうしても避けては通れない問題かなと私自体は思っております。できたら、みんなの意見をまとめることが一番ですけど、そこまでうまくいかない所があれば、最終的には、農地はもうある程度、段差がない所は土手を潰してという事業もありますね。これで対処していけばいいかなと思います。ブルか何か持ってきて、土手を潰してそのまま広げていくという事業もあります。そういうことも取り入れながら、そして最終的には、農道と用排水路をしっかりといただければ、その農地が蘇るのではないかと思っております。

今の現状でも、私が一番最初に言ったように、みんなが中干しする時に乾かせない、片方は水が来て水が抜けないという状況でございます。だからこういうことも含めて、きちんとしていかないと排水路もないような田んぼはもう考えられないと。今後、その取組を強化してもらえないかなと提案したのですが、どうでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

先ほども言いましたように、面積の拡大か、農道用排水路をしっかりとするのかという問題が出てくると。いろいろなやり方はあると思います。できれば将来に向かってと考えたら、やはりある程度の面積を確保してということが一番ベストであろうと。結局、そういう圃場整備ができたとするのが一番理想と。そして後の後世の担い手達がいい田んぼを残してくれたと、いい土地を残してくれたという評価につながる。ただ、トラクター、軽トラ、そして用排水路がきちんとなった。しかし、面積はそんなにないとすると、少し利便性はよくなったけど、何でこんなことをしたのかという話をする可能性もなきにしもあらずというような気がします。ただ、先程言いましたように、皆さんがその地権者がどう考えるか、それでもいいですよという話になれば動くしかないのかなと。

結局いろいろ言って、その同意がなければできないという話になれば、するかしないか、ではどうするかという話し合いを最初にしっかりとする必要があると。やはりそこがスタートラインかなと思います。今のままでは悪い、それははっきりしていることであります。何とかしないと議員がおっしゃるような方法で、皆さんいいですよとなれば、事業を持ってくればいいのかという気はしております。

畔の段差が5、6センチぐらいで済めば、もうこれは簡単なことですが。あまりにも段差があれば、どこかから土を持ってきて、ある程度埋め立てていって、表土だけ取っという工事の仕方もあるのかなという気がします。それはやはり皆さんと話しながら、もしそれで行くという話になれば、その工事方法等、圃場事業等は後で考えることになろうかなと思います。

以上です。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8番、甲斐 秀徳議員。

【8番 甲斐 秀徳】

一番、手っ取り早いのが、中山間地域農業農村整備事業の中の農業生産基盤整備事業なんです。この中には農業用排水路の整備事業、農道整備事業、圃場整備事業、それから、さっき言われたように町長が言うような盛土すればいいんですね。客土事業というのもあります。そういうことを含めて検討ができないかなと思います。

やはり地権者の意向を聞かなくてはいけないものですから、うまく作ったような文章があれば1回集めて、私自身が回って歩いて、こういう事業がどうですかと聞いて、ある程度よければ、集まっていたくような形で。

この圃場事業は、この2%で中山間地事業はよろしいですか。それをお伺いしたいのですが。

【建設課長 林田貴美】

議長。

【議長 那須 富重】

林田建設課長。

【建設課長 林田貴美】

そちらの方は、まだ私もうまく見ていなかったもので、またそれは調べます。分担金は、徴収条例で定めております。それに則って負担金は徴収したいかなと思っております。圃場事業は、本当に投資効果、何でもかんでも持ってくればよいというものではなく、効果が上がるかということが一番重要です。先ほど言った1筆が35名、1筆しか持っていない方については、言えば集積ができないんです。そこだけがどうなのかなと思っております。町長からあったとおり、詳しい方が先程言いました土地改良連合会の幹事部でございます。そことまた相談しながら、また議員に御相談しながら、今後の進め方についての考え方を定めたかなと思ってます。

以上です。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8番、甲斐 秀徳議員。

【8番 甲斐 秀徳】

それでは一番の根本のところは私も抜けておりますので、非常に申し訳ないなと思っております。もし仮に、こういうことでができる状況になった時に、例えば、農道辺りの広さや水路を今のようなU字溝ではなくパイプラインにできるかということも聞きたいのですが。仮にできたという状況で、どうなんでしょうか。

【建設課長 林田貴美】

議長。

【議長 那須 富重】

林田建設課長。

【建設課長 林田貴美】

それは皆さんの同意であろうと、そこも工法的なものは同意であろうと思います。パイプラインがいいのか悪いのか、私はあんまり言えないのですが。私は個人的には、パイプラインはあまりお勧めしないというところでございます。以上です。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8番、甲斐 秀徳議員。

【8番 甲斐 秀徳】

分かりました。今の農道の件ですが調べたところ、狭い部分で1メートル70センチぐらい、広い部分で2メートル5センチぐらいです。新しい圃場の耕地整理を、例えば、上野原地区でいろいろ調べた所、3メートルぐらいあります。その基準は、やはり3メートル近くなんでしょうか。3メートル近くあれば、大型機械の曲がっても入れるような状況もできるし、2トン車も行けるかなと思うのですが。これについていかがでしょうか。

【建設課長 林田貴美】

議長。

【議長 那須 富重】

林田建設課長。

【建設課長 林田貴美】

幅員については、また調べます。幅員が広がると、その分用地が取られる、耕作面積は減るということは頭に入れておいていただきたいと思います。そこを広くすることによって、農地が減ったよということではあまり効果が上がらないと思います。そのことも換地部と相談等いろいろ調べまして、今後定めた方がいいのかなと思っております。

以上です。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8番、甲斐 秀徳議員。

【8番 甲斐 秀徳】

県に聞けば、県は農政局に聞いてくれと言うし、農政局に行ったら、県に聞けと言われるし。そして、たまたま農林省の多面的機能に知った人がいるので伺ったら、こういうことですよとおっしゃってくれました。やはり最終的、一番最初に言われた地権者の問題が根本ではないかなと思っております。圃場整備をこの時点でやってよかったと言えるような取り組みを期待しております。私も努力しますが、前向きにこれを考えてよろしいでしょうか。町長。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

その前提をクリアできたら、やったほうがいいと。この問題はそこだけではなく、いろいろな場所、場所でやはりそういう問題があるかなと思っております。次の世代に優良農地を残すということであれば、この担い手が8割を占めるという話になれば、やはり使い勝手のよい農地を残していく必要があると考えます。前向きに取り組む必要がある思うところです。

以上です。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8番、甲斐 秀徳議員。

【8番 甲斐 秀徳】

ありがとうございました。我々も一生懸命、今後、地域住民と一緒に頑張って進めていければと考えております。また、皆様方に御協力をお願いすることもございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、私の質問を終わります。

【議長 那須 富重】

これで8番、甲斐 秀徳議員の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次は、来週3月11日曜日は午前10時に、本会議を開きます。時間をお間違えのないようお願ひします。

本日は、これにて散会いたします。

【事務局長 沖田 修一】

「一同・起立・礼」・・・お疲れさまでした・・・。

(散会：午前11時18分)

令和6年第1回定例会

美郷町議会会議録(第4号)

令和 6年 3月11日

美 郷 町 議 会

令和6年第1回美郷町議会定例会会議録（第4日目）

令和6年3月11日（月曜日）

◎開会日時 令和6年3月11日 午前10時00分 開会
◎散会日時 令和6年3月11日 午前11時40分 散会

◎出席議員（10名）

1番 若杉 伸児君	2番 早川 節夫君
3番 中田 武満君	4番 兒玉 鋼士君
5番 山本 文男君	6番 中嶋奈良雄君
7番 川村 嘉彦君	8番 甲斐 秀徳君
9番 川村 義幸君	10番 那須 富重君

◎欠席議員 なし

◎欠員 11番 小路 文喜君

◎会議録署名議員 1番 若杉 伸児君 2番 早川 節夫君

◎事務局職員氏名 事務局長 沖田 修一君 書記 森川 晴君

◎説明のための出席者職氏名

町長	田中 秀俊君	副町長	藤本 茂君
教育長	大坪 隆昭君	会計管理者	泉田 博文君
総務課長	甲斐 武彦君	税務課長	川村 博昭君
企画情報課長	田常 浩二君	町民生活課長	田村 靖君
健康福祉課長	黒田 和幸君	建設課長	林田貴美生君
農林振興課長	松下 文治君	政策推進室長	長田 孝規君
教育課長	鎌田 次郎君	地域包括医療局事務長	田原 裕亮君
南郷地域課長	黒木 博文君	北郷地域課長	石田 隆二君

◎会議の経過 別紙のとおり

令和6年第1回美郷町議会定例会
議事日程（第4）

令和6年3月11日
午後10時開議

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第1 | 議案 第14号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
<u>質疑、討論、採決</u> |
| 日程第2 | 議案 第19号 | 令和5年度美郷町一般会計補正予算（第10号）
<u>質疑、討論、採決</u> |
| 日程第3 | 議案 第20号 | 令和5年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第4 | 議案 第21号 | 令和5年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第5 | 議案 第22号 | 令和5年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第6 | 議案 第23号 | 令和5年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号） |
| 日程第7 | 議案 第24号 | 令和5年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第8 | 議案 第25号 | 令和5年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第9 | 議案 第26号 | 令和5年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）
<u>一括質疑、一括討論、個別採決</u> |
| 日程第10 | 議案 第35号 | 工事請負契約の締結について
<u>質疑、討論、採決</u> |
| 日程第11 | 議案 第3号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 日程第12 | 議案 第4号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 日程第13 | 議案 第5号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 日程第14 | 議案 第6号 | 美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 日程第15 | 議案 第7号 | 美郷町公の施設条例の一部を改正する条例 |
| 日程第16 | 議案 第8号 | 美郷町介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第17 | 議案 第9号 | 美郷町営住宅条例の一部を改正する条例 |
| 日程第18 | 議案 第10号 | 美郷町営賃貸住宅条例の一部を改正する条例 |
| 日程第19 | 議案 第11号 | 美郷町空家等対策の推進及び空家等の活用に関する条例の一部を改正する条例 |

日程第20	議案 第12号	美郷町移住定住促進空き家活用住宅の管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第21	議案 第13号	美郷町使用料徴収条例等の一部を改正する等の条例
日程第22	議案 第15号	美郷町災害見舞金等基金条例
日程第23	議案 第16号	財産の無償貸付について
日程第24	議案 第17号	財産の無償貸付について
日程第25	議案 第18号	財産の無償譲渡について
日程第26	議案 第27号	令和6年度美郷町一般会計予算
日程第27	議案 第28号	令和6年度美郷町国民健康保険事業特別会計予算
日程第28	議案 第29号	令和6年度美郷町介護保険事業特別会計予算
日程第29	議案 第30号	令和6年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第30	議案 第31号	令和6年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計予算
日程第31	議案 第32号	令和6年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算
日程第32	議案 第33号	令和6年度美郷町簡易水道事業会計予算
日程第33	議案 第34号	令和6年度美郷町農業集落排水事業会計予算

総 括 質 疑

予算等審査特別委員会設置

特 別 委 員 の 選 任

委 員 会 付 託

正 副 委 員 長 の 報 告

会 議 録

令和6年3月11日
午前10時00分開議

【事務局長 沖田 修一】

「一同起立・礼」・・・おはようございます・・・御着席ください。

【議長 那須 富重】

おはようございます。先週、現地の住民の要請に応えまして、議会として1年数か月ぶりに中区、上区の14号台風被災地区の現地視察を行ってまいりました。大変、お疲れさまでございました。

本所に戻ってまいりましたのが午後6時を回っていて、予定の時間を大幅に上回ってしまいました。現地の皆さんの議会に対する期待の大きさを感じたところでもあります。

現地では台風14号の爪痕が依然として生々しく残っていることを実感したところですが、改めて、この地域の災害復旧について考え、今後の要望活動にしっかりと生かしていける機会を得た視察ではなかったかと考えたところでございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

日程第1 議案第14号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とし、質疑を行います。

質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第14号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第14号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第19号 令和5年度美郷町一般会計補正予算（第10号）を議題とし、質疑を行います。

質疑を許します。質疑はありますか。

（ 「なし」との声あり ）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

（ 「なし」との声あり ）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第19号 令和5年度美郷町一般会計補正予算（第10号）の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起立全員 ）

起立全員であります。

したがって、議案第19号 令和5年度美郷町一般会計補正予算（第10号）は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第20号 令和5年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

日程第4 議案第21号 令和5年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第5 議案第22号 令和5年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

日程第6 議案第23号 令和5年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）

日程第7 議案第24号 令和5年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

日程第8 議案第25号 令和5年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）

日程第9 議案第26号 令和5年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）

お諮りします。

議案第20号から議案第26号までの7件を、一括して質疑を行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」との声あり ）

異議なしと認めます。

したがいまして、7件は一括して質疑を行うことに決定しました。
これから、7件は一括して質疑を行います。
質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
お諮りいたします。
議案第20号から議案第26号までの7件を一括して討論を行いたいと思います。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。
したがいまして、7件を一括して討論を行うことに決定しました。
これから、7件を一括して討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから、議案第20号 令和5年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第4号)の採決を行います。
この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。
したがいまして、議案第20号 令和5年度美郷町国民健康保険事業特別会計補
正予算(第4号)は原案のとおり可決されました。
続きまして、議案第21号 令和5年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算(第
3号)の採決を行います。
この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。
したがいまして、議案第21号 令和5年度美郷町介護保険事業特別会計補正予
算(第3号)は原案のとおり可決されました。
続きまして、議案第22号 令和5年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正
予算(第3号)の採決を行います。
この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第22号 令和5年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第23号 令和5年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第23号 令和5年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第24号 令和5年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第24号 令和5年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第25号 令和5年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第3号)の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第25号 令和5年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第26号 令和5年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第26号 令和5年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第35号 工事請負契約の締結についてを議題とし、質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ 「なし」との声あり ）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ 「なし」との声あり ）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第35号 工事請負契約の締結についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起立全員 ）

起立全員であります。

したがいまして、議案第35号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第11	議案第3号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第12	議案第4号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第13	議案第5号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第14	議案第6号	美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例
日程第15	議案第7号	美郷町公の施設条例の一部を改正する条例
日程第16	議案第8号	美郷町介護保険条例の一部を改正する条例
日程第17	議案第9号	美郷町営住宅条例の一部を改正する条例
日程第18	議案第10号	美郷町営賃貸住宅条例の一部を改正する条例
日程第19	議案第11号	美郷町空家等対策の推進及び空き家等の活用の促進に関する条例の一部を改正する条例
日程第20	議案第12号	美郷町移住定住促進空き家活用住宅の管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第21	議案第13号	美郷町使用料徴収条例等の一部を改正する等の条例
日程第22	議案第15号	美郷町災害見舞金等基金条例
日程第23	議案第16号	財産の無償貸付について
日程第24	議案第17号	財産の無償貸付について
日程第25	議案第18号	財産の無償譲渡について
日程第26	議案第27号	令和6年度美郷町一般会計予算
日程第27	議案第28号	令和6年度美郷町国民健康保険事業特別会計予算

日程第 2 8	議案第 2 9 号	令和 6 年度美郷町介護保険事業特別会計予算
日程第 2 9	議案第 3 0 号	令和 6 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第 3 0	議案第 3 1 号	令和 6 年度美郷町国民健康保険診療所事業 特別会計予算
日程第 3 1	議案第 3 2 号	令和 6 年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算
日程第 3 2	議案第 3 3 号	令和 6 年度美郷町簡易水道事業会計予算
日程第 3 3	議案第 3 4 号	令和 6 年度美郷町農業集落排水事業会計予算

お諮りします。

議案第 3 号から議案第 1 3 号、議案第 1 5 号から議案第 1 8 号、議案第 2 7 号から議案第 3 4 号までの 2 3 件を一括とし、町長に対する総括質疑としたいと思ます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがって、2 3 件は町長に対する総括質疑といたします。

これから、町長に対する総括質疑を行います。

通告順に質疑を行います。

通告順調に質疑を許します。

まず最初に、川村 義幸議員の質疑を許可します。

【 9 番 川村 義幸 】

議長。

【 議長 那須 富重 】

9 番、川村 義幸議員。

【 9 番 川村 義幸 】

それでは通告に従いまして、町長のほうにさせていただきます。

町長の施政方針の 4 番目に、「水道施設、生活排水処理施設等の整備を個人管理の給水施設や合併浄化槽に対しての整備方法の助言や維持管理の支援に努める」とありますが、具体的にどのような支援・対策を練っているのかお聞かせ願いたいと思います。

【 議長 那須 富重 】

町長の答弁を許可します。

【 町長 田中 秀俊 】

議長。

【 議長 那須 富重 】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、川村議員の「水道施設、生活排水施設ということで施政方針に書いてあるが、どういうことか」ということでもあります。

個人管理の水道については、申請に基づき、施設整備及び維持管理に要する経費に対し補助金を交付しております。申請に先立ち、申請者と業者を交えて現地確認を行い、より適切な改修や維持管理の方法を相談協議する機会を設けまして、事業が効果的なものとなるようにしますということです。現場に行つてどのような工法がいいのかとしっかり協議した中でやっていくことが、今後よかろうということでもあります。

また、合併浄化槽についても、引き続き、整備修繕及び維持管理に対する補助金を交付するとともに、特に設置の段階で放流先が適切に確保されるよう設置者、業者へ指導・助言をしまっているということでもあります。

いろいろな形で申請が出てきますが、それを「はい、分かりました」ということではなく、現場に業者と赴いて、こういう形が一番ベストではないかと確認をして、申請を上げてもらって施工に移ると、それが補助金の有効活用につながるのかなかろうかということで、こういう文言にしたところでもあります

以上です。

【9番 川村 義幸】

議長。

【議長 那須 富重】

9番、川村 義幸議員。

【9番 川村 義幸】

ありがとうございます。私はなぜこれを聞くかと言いましたら、個人的に水道を引いている方がかなり高齢者になっており、維持管理が大変難しくなっております。

町長が言われましたように今回、新しく改修工事に関しての取組は本当に助かると思いますが、その後の維持管理なんですよね。高齢のために、給水施設まで行けない。特に山間部が多いものですから、なかなか難しいということで、しっかり町で取り組んで欲しいなど。例えば、各給水施設の大きい所は委託業者をお願いして、管理も回ってもらっているみたいですね。この個人の方達の管理は本当に行き届いていないのではないかと思います。この取組をもう少し何とかしていただけないかなということで質問をさせていただいているのですが、どうお考えでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

その維持管理の前に、やはりしっかりとした施設をつくっていくことが維持管理をする上で少なくなくて済むという考え方の下に、最初はそういう方法でやっていきたいと思っております。個人または小規模の水道は、災害といいますか台風が来ると

すぐ傷むということは承知しております。その時その時に業者と一緒に行って、いろいろな方法で維持管理をしております。今後もやはりそういう方法でやっていく必要があるかと思っております。幾らいろいろな形でやろうとも、簡易というか本当に雨量が大きければすぐ駄目になるという施設もかなりあります。そこを見ながらしっかりとした整備、そして業者と一緒に維持管理を今後も努めていきたいと思っております。その時のお金という部分も出てくるかもしれませんが、ある程度、やはり簡易水道と同じような形で負担がかからないように、それは公平公正という部分から考えればやっていく必要は出てくると思います。簡易水道は置いておいて、やはり小規模と個人の小さい水道をしっかりとしていきたいと思っております。

全国でもやはり80%ぐらいに簡易水道が普及しているのですが、後2割がそういう部分で非常に困っているということです。市町村振興協議会の中で水道部会という部会があります。たまたまその部会長になっておりますので、全国に行っているいろいろな話を聞き認識しております。うちも同じような境遇かなと思っておりますので、議員おっしゃるようしっかりとしていきたいと思うところであります。

以上です。

【9番 川村 義幸】

議長。

【議長 那須 富重】

9番、川村 義幸議員。

【9番 川村 義幸】

ありがとうございます。本当に町長が言われるように、設備を整えてあげれば管理もしやすくなるのかなと。毎回、毎回管理もしなくて済むのかなと思います。

ぜひとも設備をきちっと整えてあげて、特に1世帯の水道、2世帯、3世帯で共同で引いている水道は本当に困っているので、よろしくお願いします。今、町長が言われたように、水道部会の会長になっているのであれば、私たち美郷町がその見本になるような個人の水道を整えていただけたらなと思っております。今後とも取組をよろしく願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

【議長 那須 富重】

次に、甲斐 秀徳議員の質疑を許可します。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8番、甲斐 秀徳議員。

【8番 甲斐 秀徳】

今回は10問の質問をしたいと思っております。9問が町長に対する質疑で、1問だけが教育長になってますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

質問が長いので、3つずつに分けて質問したいと思っております。3つをざっと行きますので、それで答えてもらえばいいと思っております。

昨日もありました「ちくせん」です。まだ種を蒔いた段階ということであり、3つに沿って各区が頑張ってますと。3つの枝が出て、最終的に花が咲き、実のなる頃の姿を町長はどのように捉えておるか、まずお聞きしたいと思います。

2番目、林業についてです。故意的に杉伐採が行われております。再造林するためにも、今、問題となっております花粉症が日本全国で拡大しております。杉花粉のない品種を今後、進めていくのだらうと思いますが、それについてどのように考えているかお聞きしたいと思います。

それから3番目、観光振興です。今の若い人達は、SNSでいろいろなものを見ながらこっちに来ると。いろいろな拡散をして、中でいいものだけピンポイントで来ると聞いております。今後そういうことを含めて、どう考えているかと。それと同時に、観光案内板の再点検と道路の分岐点などに、できたら道路標識に案内標識をつけていただけるとありがたいのではと思います。よろしくお願いたします。

【議長 那須 富重】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

昨日、「ちくせん」交流会を開催しましたが、本当に盛会のうちに終わったかなと。すばらしい交流会で、それぞれが参加した方々が自分事として捉え始めてきたと思っております。今後、非常に大きな花をそれぞれの色異なれど咲く喜びになるといいかなと思うところであります。今年度より全24地区で本格的な活動が始動しております「ちくせん」事業につきましては、議員のおっしゃるとおり地域運営の種蒔きの段階だと考えております。この事業により、地域の先人達が培ってきた美郷町という土壌にまかれた種がしっかりと根を張り、次世代にこの美郷町が持つ価値や豊かさをつないでいくような事業になればと考えております。この事業が花を咲かせ実をつけた姿としては、住んでいる方が笑顔で暮らし、次世代も住み続けられる地域、帰ってくる場所、ふるさととなり、自分が住んでいる関わっている地域の課題を自分事として受け止め、その対策を住民が一丸となって考え自主的に地域を運営できる仕組みが構築されればベストだと私は思っております。しかし、これまでも申し上げてきましたように、この取組は短期間で成果が出るようなものではなく、この取組が将来の美郷町にとってのターニングポイントとなるよう、継続は力なりという姿勢を基本に、今後も引き続き、同じ視点をもって試行錯誤をしながら取り組んでまいりたいと思っております。

次に、杉関係であります。国民の約40%が花粉症にかかっていると推測されている中、患者数は年々、増加傾向であり、議員の言われるとおり再造林については、花粉の少ない品種の杉苗の普及を進めていく必要があると考えているところです。

宮崎県内で流通している杉苗のほとんどは少花粉、低花粉の杉苗であります。山主からの品種の指定がない限り、近年、再造林されている杉苗のほとんどはこの品種でございます。令和5年度の美郷町の再造林面積は約224ヘクタールの見込み

であります。およそ10年前から低花粉のを杉苗が普及しております。毎年の再造林に伴い、少・低花粉の品種に置き換わるものと捉えているところでございます。

続きましての質問でございます。美郷町では、SNSについてはInstagramまたはFacebook、LINEを活用して情報発信に努めています。令和6年3月7日現在で本町が運営する美郷町公式Instagramにおきましては、2,349人のフォロワーを獲得しております。また、観光協会が運営する美郷町観光協会公式Instagramにおきましては、936人のフォロワーを獲得しており、両アカウントを活用して本町の三大祭りを中心としたイベントや観光施設、観光ツアー、特産品や四季折々の情報などの情報発信を行っているところであります。また、美郷町観光アプリ「DRIVE TO MISATO」を本町及び観光協会共同運営を行っております。点在する観光スポットを確認できるだけだけでなく、一目で確認できるだけでなくモデルコース機能も備わっており、観光周遊の手助けとなるコンテンツとなっております。今後も引き続き、広域的な観光事業を推進する目的で設立されている観光協会と連携しながら、旬の話題を発信することに努めます。また、観光案内板につきましては、県が設置しているひむか神話街道広域案内板の盤面劣化が著しいことから、昨年度より県において、順次、更新を行っております。また、日向東臼杵広域観光推進協議会で設置している日向東臼杵広域観光案内板においても、昨年度に点検を実施し洗浄及び塗装による更新を行っております。標識については、令和3年度において「DRIVE TO MISATO」の統一デザインを用いた案内標識を観光施設周辺を中心とする22か所に設置しております。

以上であります。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8番、甲斐 秀徳議員。

【8番 甲斐 秀徳】

「ちくせん」は一生懸命やっていて、今、種をまいた段階だろうと思っております。最終的に答えが出るのがいつなるか分からないような状態ですが、一生懸命、各地区で地区を盛り上げてもらって、最終目的はやはり移住定住を含めてやっていると思います。1つの目的の中に、やはり地区がまとまるのは非常にいいなと思っています。しかし年代がどんどん変わっていきますので、どのような考えを持っているかお聞きしたいと思います。

それから林業の苗です。聞いたところ森林組合は黙っていても、今は少花粉の苗を植えているということです。非常に安堵しています。これは長い年月、40年、50年の歳月が要ると思います。それが全体的となって、日本で花粉情報がなくなるような仕組みにさせていただけたらと思っています。これについて、答弁は結構です。

それから、観光振興のSNSについてです。椎葉村が、フェイスブックで毎回よ

く載っています。あれぐらいまめにいろいろな情報を出してもらおうと非常にありがたいと思っております。例えば、我々が気づかない林業センターには、いろいろな桜があります。秋になれば、そこは紅葉がすごくきれいです。そういった発信もしていただけたら非常にありがたいと思っております。

以上、2点についてお願いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

「ちくせん」は美郷町全体といいますか、どうしてもばらつきがあります。高齢者もいれば若い方もいる中で、うちの場合は高齢者の方が多く65歳以上が52.2%ぐらいの状況だと。その中でという話ではありますが、この「ちくせん」事業の最終目的、始めた目的はやはり人口対策が根底にある。それで始めているということでもあります。やはり人口減少にどこかで歯止めをしたいという頭がありますので、やっていく必要があると思います。

どうしても世代間の考え方も違ってくるのは、当たり前の話であります。先人に習うというか、持っている知識を次の世代に送っていく中で、地域がうまく回ればいいのではないかと思っております。お年寄り等を大切にしながら、やっていきたいと。すぐ高齢化率という話をします。高齢者が多くて何か高齢化率というと、年寄りがいることが悪いのではないかという感じを受けます。そうではなく元気なお年寄りがたくさんいれば、これはうちの宝だと思っております。高齢者と若者が一緒の地域で同じことを考えながらやっていくことが、大切かなと思うところです。今後、「ちくせん」は若い者を中心としながら、高齢者と一緒にやっていくことが必要かなと思うところでもあります。

今度は観光関係になります。昨日、県議の高岡出身の本田さんから「ちくせんがすごいですね」という話がありました。常任委員会で非常に勉強になると「ちくせん」で来たという話であります。また「いいところですね」という中で、やはり「DRIVE TO MISATO」をゴールデンタイムで打ち出していると。「お金もかかるでしょう」と。「非常にインパクトがある」「いい宣伝ですね」という話でありました。そういうことを考えていくと、認知度が高まってきたと。まだまだ議員が言うようにいい所がたくさんありますよと紹介していく必要があると。林業センターは県の施設であります。観光だけではなく、やはり同じ方向を向いてやっていく必要がある。林業振興については、そこを利用していろいろなことを挑戦できるのではなかろうかと。よく言う杉苗、ポットについても久保部長と話しても、「ぜひ、やってください」「補助金は出しますので」という話です。いろいろな形で林業センターを周知させて、こういう景色ですよ。美郷町はまだまだ観光的なところがいっぱいありますので、企画情報課また観光協会を中心としてやっていきたいと思うところでもあります。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8番、甲斐 秀徳議員。

【8番 甲斐 秀徳】

1番から3番までは、いろいろな観光問題から林業問題、「ちくせん」の問題とありますが、やはり継続は力なりだと思います。最終的にはやはりコツコツと継続していかないと。若い人達も巻き込んでやっていく、「ちくせん」は特にと言っていました、まさにそのとおりでろうと思います。今後頑張ってくださいなと感じております。3番目の観光もいろいろな場面で、季節柄もあります。そういったことを含めて、今後やっていただければありがたいかなと思っております。

それでは4番から6番までを、次の議題とします。

4番、簡易水道事業及び農業集落排水事業は公営企業会計への移行であります。会計勘定だけということですが、事業的には変わらないのか確認をお願いしたいと思っております。

それから、5番目の環境保全の維持です。山林伐採の作業道の埋戻しを確実に行われぬのが、河川汚濁の一因であるのではないかと思っております。特に、集中豪雨が頻繁に起こっています。指導の徹底の仕方は、どうなっているのかお伺いしたいと思います。

それから続きまして6番ですが、移住定住の促進についてです。これは「ちくせん」も含めますけども、国・県の支援金のほか町独自の支援金の増額、ふるさと納税を利用してはできないかということです。この答弁をお願いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

最初の簡易水道事業及び農業集落排水事業が、公営企業会計の移行でどうなるのかと御質問であります。私も多分、会計勘定だけだと。あとは全部同じと思っております。昨年12月定例会において、簡易水道事業及び農業集落排水事業それぞれ設置等に関する条例を可決していただきましたが、条例の中で地方公営企業法第2条第2項に規定する財務的規定等を適用することを明確に規定しております。これまでは一般会計と同様、現金主義・単式簿記でしたが、今度からは発生主義・複式簿記へ変わり、御確認いただいているように予算書の様式や添付書類など企業会計特有のものとなっております。人事給与や組織体制等については、これまで同様、町長部局の一機関として運営され、要するに西郷病院と同じ形態になるということでもあります。

続きまして、環境保全の維持、山林伐採であります。議員が言われたとおり、河川汚濁の要因の一つとして、山林伐採時に開設された作業道が挙げられると認識はしております。しかしながら、この開設した作業道に対して、施業完了後の埋戻し等の規定は特段ございません。その後の再生林、保育、除間伐の作業効率を考慮し、そのまま残す場合が多くなっております。森林法の規定により、立木を伐採する時は主伐・間伐を問わず伐採届を提出するようになっており、これに対する適合通知

書を発行することとなっております。この適合通知を発行する際に、作業道の開設にあっては、土地の保全、水源涵養、環境保全等に配慮し、当該地域及び周辺地域での土砂の流出崩壊、その他災害が発生しないよう十分、留意するよう書面と担当者の口頭の指導によって注意喚起を行っているところであります。また、美郷町森林整備計画の中で、高性能林業機械等による伐採搬出に当たっては、環境に配慮した高性能林業機械の作業システム指針を基準に、地形・地質等を十分に考慮し、産地の崩壊や土砂の流出等の災害の未然防止を図るよう留意することとしております。

さらに、県で策定している宮崎県作業道の指針、宮崎県伐採搬出及び再造林ガイドラインによりますと、作業道開設に当たっての指針を示し、森林の適正な管理を推進するよう、林業事業者向けの事業説明会時に合わせて研修等を行っているところであります。しかしながら、冒頭にも申し上げましたように、これらの各種指針やガイドラインには作業道の開設や施業完了後の埋戻しについて、いずれも強制力のあるものはございません。

甲斐議員の質問は、過去の招請懇談会でも幾度となく指摘を受けております。

また、高性能林業機械の普及に伴い全国的な問題となってきております。国や県から様々な情報を収集しながら、対応を検討してまいりたいと考えているところであります。今後も、林業事業者、特に素材生産業者には徹底した指導と協力をお願いしてまいりますが、同時に、森林林業活性化センター、警察、振興局、役場で実施する伐採パトロールも強化し、崩壊や土砂流出のおそれがある箇所については、現場での適切な指導も行っています。結論的には、罰則がないということでありまして、しかしながら、そういうことが原因でいろいろなことが起きていることも事実だろうと思っております。そういったことが起こらないがために、指導等をする必要はあると思うところであります。

続きまして、6番目の移住定住の関係で話させていただきます。移住支援金につきましては、町独自で増額することは考えておりません。理由としましては、他市町村において多額の移住支援金が交付されている現状ではあります。本町は近隣自治体の中でも移住者は多く、その経緯としては移住支援金ではなく、きめ細かな空き家バンク等の紹介、オーダーメイド移住ツアーがきっかけとなり、美郷町を知ってもらい、美郷町に惹かれ、美郷町に住みたいと思った方がほとんどであります。今後さらに地区別定住戦略とも連携しながら、この方針に沿って美郷町での暮らしを前面に押し出した移住定住の推進を図ってまいります。

このことにつきましては、美郷町まちづくり懇話会の質疑においても説明しており、委員の皆様にも御理解をいただいているところであります。なお、ふるさと納税の使い道としまして、町長お任せ事業をはじめ、町民が安心して暮らせる医療福祉事業など、町民の福祉の向上に係る事業に充当しております。本町に移住してこられた方も安心して生活できるものと考えております。お金があれば、確かに移住は呼び込めるかもしれませんが、やはり美郷町を好きになって、ここで生活したいと本当にそう願う人を応援していくということが一番いいのではないかと考えるところであります。

以上です。

【 8 番 甲斐 秀徳 】

議長。

【 議長 那須 富重 】

8 番、甲斐 秀徳議員。

【8 番 甲斐 秀徳】

4 番は、大体、分かりました。複式簿記で、病院会計と同じような形ですよ。はい、了解いたしました。

5 番ですが、やはりこの一番の問題はこのところだろうと思っております。昔は雨が少なく、河川作業をしている時はそうでもなかったような気もしております。

ただ一時期は全伐で、葉をつけたまま河川作業で1つの場所に下ろして、そこで枝を取り払って小切って出荷するという方法で、残った残さいがそのまま流れていくことも以前ございました。そういうことが、1つの原因になることもあります。今は残った残さいはほとんど持ち出して、それも細かく砕いて発電に持っていく方法をとっていると思っております。最終的なチェックをうまくしていただけるのですが。このチェックの件は、農林振興課がどう立ち合いとしているのか。森林組合と一緒にやってるのか、お聞きしたいと思っております。

それから、もう一つ、9 番目の定住定住の件です。支援はできないということで、当町としてはきめ細やかなことをしたいということです。きめ細かはいいんですが、他町村と違った、ここは違いますよということがありましたら、教えていただきたいのですが。

以上、2 件お願いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

チェックはそこまで把握しておりませんので、農林振興課長からさせていただきます。

今さっき言った移住定住です。やはりきめ細かな美郷町ならではのオーダーメイドということで、移住したい、その空き家を借りたいという人たちに付き添っていろいろなお話をしながら、気に入ってもらったら移住すると。これが一番特色かなと。こういうことまでしている市町村は少なからうと思っております。

昨日の話ではありませんけど、空き家対策の部分で、町の部分と「ちくせん」事業での空き家。「ちくせん」が持っている空き家で、これが強くなっていくのではないかと。地域で話すことが、地域の人々の空き家でやりやすいのではないかと。若杉議員が発表したのですが。この「ちくせん」物件として、空き家を把握してすることで、非常にいい形で埋まってくるのではないかと期待をしています。そのためには、やはり美郷町がいろいろな情報を出して一緒にやっていくことが、本当に空き家対策の美郷町ならではのということになるかと思っております。

以上です。

【農林振興課長 松下 文治】

議長。

【議長 那須 富重】

農林振興課長。

【農林振興課長 松下 文治】

先程の件ですが、今、伐採をする時には、町長が言われましたとおり主伐・間伐問わず、面積にもかかわらず必ず伐採届を出していただくようにしております。

現在は郵便での受付はせずに、実際、役場に来ていただいて、適合通知書を交付します。そのときに、作業道に関しても厳しく指導しているところです。それ以上の罰則規定はないので、一応、指導をして、そこで終わりでございます。

そういうこともあって、森林林業活性化センターという組織があります。これは業者と行政側でつくっている組織があります。それと警察、振興局と役場の四者で、耳川流域、日向、門川、諸塚、椎葉、美郷、この5市町村も、月に大体3回から4回、年間で30回から40回のパトロールをしております。パトロールの時点でいろいろな指導しております、その是正措置をするような現場もあります。そういった口頭で厳しく指導しているところです。最終的に伐採跡地を確認する、チェックは行っておりません。

以上でございます。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8番、甲斐 秀徳議員。

【8番 甲斐 秀徳】

1つの問題が、「チェックを行ってない」ということだそうです。もし大雨が降った場合に、もしこれが完全にここが原因で汚濁汚水や崖崩れが起こった場合にはどうするのかと。その処置は、結論を出すのはどうするのかお聞きしたいと思います。

それから移住定住ですが、これはいいです。

伐採したところの後の件について、お願いします。

【農林振興課長 松下 文治】

議長。

【議長 那須 富重】

農林振興課長。

【農林振興課長 松下 文治】

住民から「こういう現場があります」という事前に相談のあるところは、あります。年間やはり数件、そういう現場がございます。そこについては業者と現場で立ち会って、災害が発生しないような措置をしてくださいという指導を行っております。ただ、崩壊した所については、その因果関係と言われますと、なかなか難しいです。通常、時間雨量で20ミリ、日雨量80ミリの雨が降りますと、災害復旧事業の対象となります。なかなか判断する基準というのは難しい面があります。明らかに作業道が要因でということであれば、罰則はないのですが、指導をしていくし

かないのが現状でございます。
以上です。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8番、甲斐 秀徳議員。

【8番 甲斐 秀徳】

分かりました。一応きちんと後処理をするような策をとっていただければありがたいかなと思います。

続きまして、7番から9番までを行きたいと思います。

7番目の、医療の充実についてということです。この前テレビを見ましたが、北郷診療所においてリモート診療という何かデータのやり取りやっておりました。これは今後、活用してどうやっていくのかお伺いしたいと思います。

それから8番です。台風時の早めの避難促進は、今までやっているの思うのですが。なかなか自分の所にいた方がいいという人等々いると思います。避難促進は今のままでいいのか、もう少しそのテコ入れするのかお聞きしたいと思います。

それから9番目の治山砂防・河川対策についてです。

2度あることは3度あると考えておかななくてはならないと思っています。堆積土砂の除去対策事業がより他の災害が発生しないように、国・県への要望を全面的にするということです。議員としても、議会としても全面的に協力しますので、その時はよろしくお伺いしたいと思います。一番の問題は土捨て場の確保と、町長も述べております。あちらこちらと遠くに行くことは、設計上、見ていないでしょうから。近くで各区辺りに1つか2つぐらいあったほうがいいと思うのですが。この件について、所見をお伺いしたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

最初の医療のリモートであります。

皆さんご覧になったと思います。県から北郷診療所のリモートをしてくれたということで、私自身はうれしく思っています。そのためのいろいろな整備をやったので、やっと報われる思っているところでもあります。

今回のリモート診療事業は、宮崎県医療政策課が事業主体となって実施いたしました。中山間地域における医療デジタル化推進事業の一環として行われたもので、実証実験の検証フィールドとして、美郷町の医療機関である西郷病院と北郷診療所、そして南郷診療所が協力を行ったところでもあります。今後は、今回の事業における検証結果を踏まえて、さらに実効性や有効性を検証しながら、実装に向けて事業が展開されるものと考えます。リモート診療におきましては、中山間僻地における診

療体制の一つの手段となり得るものと考えております。町としても、事業の推進を注視してまいりたいと思っております。

中山間地域においては、医師の確保が非常に難しくなっています。リモートである程度の診療ができるということになれば、非常に助かると思っております。北條先生もいいことだとテレビの中で回答しておりました。今度県に行った時には、実用化に向けた取り組みをやってほしいとお願いしたいと思っております。

今度は、台風襲来時の早めの避難促進は今までのままでいいかということです。地球温暖化の影響によりまして、近年の台風は大型化をしております。今後は台風の進路予想によっては、町体育館等の頑丈な建物への避難も選択肢の一つとして避難誘導を行いたいと思っております。また、孤立するおそれのある集落についても、一時的に地区外に避難するなどの対策も検討する必要があると考えております。今までのままで大丈夫かと言われると、やはり疑問が残り大丈夫ではないという気がいたします。現に、皆さんが現地調査をしてきた中区・上区は、やはり地質が軟弱どこにいても絶対大丈夫ですよという話ではないということ。地震は別として、台風大雨が近づけば、避難する時間はありますので、安全な施設に誘導する、避難訓練をやっていく必要があると思っております。

また、美郷町でも地震が3月2日頃から震度3、震度2と発生しております。そのときにどうするか、自分の命は自分で守るということを頭において。避難経路を一回、一回皆さん頭の中に入れて、起きた時にはこう逃げるという常在意識の周知徹底、認識していくことが必要であると思っております。

9番目の土捨て場の件であります。

令和3年7月に静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩壊し大規模な土石流が発生したことや、危険な盛土等に関する法律により規制が必ずしも十分でないエリアが存在していること等を踏まえて、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する盛土規制法が令和5年5月26日に施行されております。規制区域は令和7年度に指定されると考えられており、規制区域内で行われる盛土等は知事の許可が必要となるようになります。令和6年度まで許可は必要ありませんが、継続して制度を行う場合、規制法にある技術基準に準じた盛土の勾配や高さ、水処理の対策等を行わなければ許可を得ることができないことになり、工事費も増すこととなります。

町内で発生が考えられている捨土については、町民や職員からの情報を基に、県の担当者や町職員、地権者との現地立会いを重ね、国道388号の新屋敷工区や舟方2工区、施行中の砂防や治山事業の土捨て場については、確保している状況であります。各地区において大規模な土捨て場の確保を行うと考えておりますが、様々な諸条件を解決する必要があります。今後も継続して情報収集や現地踏査を行ってまいりたいと考えております。また参考として書いてあるのですが、盛土が崩壊した場合、地権者の責任も発生することも、盛土法には盛り込まれる予定であると聞いております。そうすると非常に難しいと想定されます。土捨て場がないと事業が進まない、県もしてくれないという話になります。これは地権者の責任になると非常に問題だと思っております。やはり町として、土捨て場のいい場所を見つけて、それを買い込むというか、確保していくと。そしてそこにある程度できたら、今度はその間にいろいろな施設ができないか、そういう利用方法はないかと。中心部にそういう場所があれば、住宅用地にできるとか。後々を考えた時に買い込んでいく必要もいいのかと思うところであります。

以上です。

【議長 那須 富重】

ここで、時間が1時間を経過しましたが、休憩に入っているのかね。
それでは、10分間の休憩。10分ありませんが、11時10分からの再開とします。

(休憩：午前11時 2分)

(再開：午前11時10分)

【議長 那須 富重】

それでは、全員おそろいですので、議会を再開したいと思います。
答弁が終わりました。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8番、甲斐 秀徳議員。

【8番 甲斐 秀徳】

7番のリモート診療についてです。
少し知ってる方だったので伺ってみましたら、これが現実になればいいなという回答だったような気がしております。どこまでが分からないんですけども。
昔の電子カルテが各診療所ごとに全部使えるかどうか、お伺いしたいと思います。
それから、8番の件です。避難促進は今までの状況でいいのですが、やはり今、ゲリラ豪雨が多いので、早め、早めの避難を呼びかけることをやってもらいたいと思っております。

特に、西郷と西郷の上中が非常に今回は多かったです。北郷、南郷では危ない箇所はないのかなと思います。北郷と南郷は大丈夫なんでしょうか、お伺いしたいと思います。

それから、河川も全てなのですが、土捨て場の件です。

これは場所が非常に問題だろうと思います。以前のように、谷場を埋めることはできないから、一番いいのは田んぼのような平地で使っていないような所を役場が買い上げてというような形が理想だろうと思います。一、二か所は非常に難しいだろうなと思います。町としては一応、買い上げという形で進めるということです。ぜひとも、それはやっていただきたいなと思っております。

7番と8番について御回答をお願いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

今後、リモート診療という形になっていくだろうと私は思っております。

その実験から今度は実装して、より高度なやり取りができるかどうか、診療につなげていくことになると思います。詳しい事は分かりませんが、事務長で分かれば。

電子カルテも共有できるという話であります。その部分でカルテを向こうとつなげるかどうかということですが、それができていれば、「こういう症状ですよ」とやり取りができれば、先生たちはそれを見て「ああ、そうですか」とはっきり分かります。それはそれでいいのではないかと思います。

早く言えば今度、県立延岡病院等としっかりとした形が今後、出来上がっていくのではと思っております。そういう形が地域医療を守っていくその手助けになっていくのではと思っております。分からない部分は事務長にお願いします。

避難は、言われるように早い段階で避難をしていくことが鉄則だろうと思っております。議員がおっしゃいますように、南郷・北郷は大丈夫かと言われたら、「大丈夫だ」と言えません。これは「分からない」ということが実感であります。

南郷は、平成17年災の時に1,000ちょっと200ぐらい降っています。それは3日間で降った話です。今度は短時間雨量が、1日で900ぐらい降っています。確かに西郷に比べて地質は頑丈なのだろうと推測はできても、絶対ということとは言えません。いろいろな警戒区域、地形等あります。絶対大丈夫ですよという話ではなく、やはりちゃんと避難してくださいねと。南郷はそういうことが多くあるということで「大丈夫、大丈夫」と言う人が多くいらっしゃいます。昔の雨の降り方と今の降り方は違うということ認識していただいて、早めの避難がいいかなと思っております。

3地区で言えば、北郷が大きな山がないということで、割と守りやすいということおかしな話になりますが、災害には割と強いのかなと思っております。「絶対はない」ということです。やはり同じように周知徹底をしていく必要があると思っております。

土捨て場は、言ったような方法で進めていきたいと。土捨て場にも、熱海の件から高さや勾配などいろいろな規制がかかってきています。どこでもここでもという話ではない、どうしても土捨て場は平場になってくる可能性が高いと思っております。その中でいい場所を見つけていきたいなと思っております。

以上です。

【地域包括医療局事務長 田原 裕亮】

議長。

【議長 那須 富重】

田原地域包括医療局事務長。

【地域包括医療局事務長 田原 裕亮】

電子カルテの件につきましてです。

これは以前、中田議員からの一般質問を受けまして、医療局としても、電子カルテの共有化に着手をさせていただきました。結果としまして、現在、南郷診療所と北郷診療所の患者様の電子カルテについては全て西郷病院で共有ができる体制が整っております。

今回の実証実験のリモート診療では、電子カルテまでの連動は行いませんでした

が、今後、リモート診療の精度が上がるに合わせて電子カルテとセットでの診察を検討していくことになるかと思えます。

以上です。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8番、甲斐 秀徳議員。

【8番 甲斐 秀徳】

7番のリモート診療ですが、非常にありがたいと思っています。電子カルテが今後、生かされていく必要があるかなと思っています。全国の見本になるような手法でやっていただければありがたいかなと思っています。結構、お金がかかったので、お願いしたいと思っています。

それと同時に、医師不足の解決にはならないだろうけども、一つの方法として患者さんを診れるような形ができれば非常にいいかなと思っています。今後、進めていってもらいたいかなと思っています。

それから、9番目の盛土の件です。谷間を埋めるのは、非常に難しいことが出てくると思えます。できたら、田んぼの盛土のような、田んぼを1枚の広い田んぼにしていくような手法もあると思います。今後考えていってもらえば非常にありがたいかなと思っています。

戻りますけども、8番についてです。この前見てもらいました松の越の公民館は、今後改修、またはどこか他のところに造ることを想定しているのかどうか、お聞きします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

避難場所としては、菊池君のところ、広瀬さんの個人の家からの皆さんが避難していたということです。考えてみたら、あそこの方がまだ土地もしっかりしてあると。個人の家を避難場所にすることは、いかがなものかという気がします。それはそれで急場しのぎですが、町が指定したところに避難していただきたいと、または島戸公民館などに導すると。

一番思っていることは、台風の際は2日ぐらい前から情報が入ります。私1人の考えなのですが、上区なら上区の人達を全員マイクロバスに乗せて、役場近くに避難に来ていただく方法が一番安心というか、町外に出ている家族も安心かなと。

あそこで考えたとき、本当に雨が降った時に、どこが大丈夫かと聞かれた場合にここは大丈夫だという話はできません。そういったことを考えたときには、避難の仕方を検討する必要があるのではと、私個人としては思っているところです。

以上です。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8番、甲斐 秀徳議員。

【8番 甲斐 秀徳】

8番の台風襲来時や大雨が降る時の避難促進です。早め、早めの避難を即するよう住民の安心・安全をしていただければありがたいかなと思っております。

特に小さい河川が多く、土砂が相当流れてきます。そういったことも含めて、先程町長が言われましたように、集団避難も1つの策かなと思います。今後、検討してやっていただければ非常にありがたいと思います。

それでは、10番目になります。

美郷町はようやく3つの学校が、全て義務教育学校になります。今後、美郷ならではの教育の特色と、11年間の切れ目ない教育活動の展開について、教育長に伺います。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 那須 富重】

教育長、甲斐 秀徳議員。

【教育長 大坪 隆昭】

御指摘のとおり令和6年度から、美郷南学園が義務教育学校になることによって全ての学校が義務教育学校になります。

まず、美郷町における学校教育の特色ですが、4歳の園児から15歳までの生徒までが同じ学校、教育施設の中で教育活動が展開できるところが、一番の特色ではないかなと思っております。

それともう一つ、1つの自治体の中において、全ての学校が義務教育学校になっているのは美郷町だけでございます。

名前を挙げますと、木城町では1つの自治体に1つの義務教育学校だけで、ほか学校はございません。延岡の場合ですと、たくさんの小・中学校がある中に1つだけが義務教育学校でございます。

美郷町の場合、1つの義務教育学校の取組を他の義務教育学校と共有し合いながら、お互いに切磋琢磨しながら伸ばし合うということが期待できる、美郷町の特色になってくるのではないかと考えているところです。

義務教育学校の良さですが、施設一体型での一貫教育は平成23年度から美郷南学園をスタートとして取り組んできました。義務教育学校にすることによって、これまでより校長先生の裁量により、学級担任であったり教科担任であったり部活動の担当であったりとか、それぞれ発展的な一貫教育の展開が可能になってきます。

そのことにより子供達は多様な学びができ、成果が現れるのではないかと期待されているところです。

これまでの学校で取り組んでいる実践例としましては、幼・小・中それぞれの教員の免許を有する職員が学校行事それから教科等の指導において、専門的な立場か

ら支援に当たる姿が見ることができます。このことによって、複数の職員の子供たちの成長を見届けることができます。また、子供たちの悩みに応えることができます。

さらに職員同士のいいところなのですが、職員会議等において、幼稚園・小学校・中学校の教職員の情報交換が日常化されます。教職員の人事異動があった場合でも、切れ目なく子供たちの成長を見届けることができていると捉えております。

しかしながら、環境は整ったとはいえ、園児、児童・生徒に直接、指導に当たるのは学校現場の教職員であります。今後も教育委員会として、3校の実践を共有化して、施設一体型の一貫教育の成果をしっかりと見届けていきたいと考えてるところです。

以上です。

【 8 番 甲斐 秀徳 】

議長。

【議長 那須 富重】

8番、甲斐 秀徳議員。

【 8 番 甲斐 秀徳 】

いろいろな特色を述べていただきました。本当に素晴らしい教育ができれば非常にいいなと思っております。少し疑問に思っていたのですが、1年生から9年生まで、先生達はどちらのサポートもできると聞いたのですが。仮に先生が今日、急に休んだ場合には、先生達がどちらでもいけるということなのですか。例えば、小学校の先生が休んだ時には中学校から来てもらい、中学の9年生の先生が休んだ時には、小学校にから中学校に行けるというのは。でも、上になると専門があると思います。どうなんでしょうか、伺います。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 那須 富重】

教育長、甲斐 秀徳議員。

【教育長 大坪 隆昭】

基本的には、教職員が持っている免許が基本になってきます。

今現在でも、小学校の教員で中学校の例えば、体育や英語、外国語など複数の免許を持っている教職員がおられます。中学校の先生であっても、小学校の免許を持っている先生もおられます。さらに、小学校には幼稚園の免許を持っている先生もおります。そういった免許を有する者が、義務教育学校なると前期課程の教室に行くこともできます。実際、本年度、美郷北義務教育学校では、複式学級が2学級できまして、前期課程の小学校の教職員の定数が減ってしまいました。しかし、中学校の教職員が豊富におりますので、小学校の免許を持っている中学校の先生が小学校の6年生とか5年生の学級担任をして、1年、2年、3年、4年生は複式学級をせずに、小学校の免許持ってる先生がやっていくということもできます。さらには産休・育休が入ってきた場合、中学校の先生方が一時的に小学校の免許を持ってい

る先生が音楽や国語をしたりということもやっています。ただし、9年生になると入試がありますので、できるだけ専門的な教科の免許を持った先生方が当たるようにしているところです。

以上です。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8番、甲斐 秀徳議員。

【8番 甲斐 秀徳】

もう一つお伺いしたいと思います。国際交流員と外国人指導員、英語の先生の使い方は、以前と変わらななかどうかお伺いします。

【議長 那須 富重】

甲斐議員、これは通告がないですけど。
教育長、いいですか。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 那須 富重】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

A L Tと国際交流員、韓国の交流員についてです。まずA L Tは、英語の授業、それから美郷町のカリキュラムの中で1つ英会話科を設けておりますので、その授業の中で会話力を中心に、生の英語で会話ができるような、発音ができるような授業を定期的なカリキュラムに組み込んでいます。それから国際交流員、韓国の方です。この方は授業とは別に、総合的な学習の時間やほかの活動の中で国際交流の機会をつくって、韓国の文化を教えてもらったり、あるいは会話を教えてもらったりそういうことをしております。特に、国際交流員の場合ですと、子供達だけではなく高齢者の教室といった料理教室もしています。国際交流員とA L T等の動きは違っておりますが、そのような活動をしているところです。

以上です。

【議長 那須 富重】

それでは、次に、若杉 伸児議員の質問を許可します。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

私は、美郷町災害見舞金等基金条例の内容についてお伺いいたします。

町長は、この議案の説明の中で、「宮崎県安心基金支援などの基準を踏まえて、住民代表の委員会で内容を検討する」という説明でありました。この宮崎県安心基金支援金の基準は、具体的にどういった内容であるのか、また現在、町が定めている支援金、「要綱に従って調べます」という説明でありました。基本的にどういう点が違うのか、お伺いいたします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

御質問にある宮崎県安心基金支援金ですが、正確には宮崎県市町村災害時安心基金支援金といいます。財源となる基金は平成19年度から県と市町村が共同して、3年間積み立てたものであり、宮崎県市町村振興協議会が事務局となって管理をしております。

御質問の町が定めている支援金制度との違いについて、結論から申しますと、別々のものではなく一体の制度であります。振興協議会の要綱に基づき町に交付され、これを町から被災世帯へ交付する根拠を町が要綱を定めているという関係にあります。振興協会の要綱に規定されている算定基準は、全壊が20万円、大規模半壊等が15万円、中規模半壊、半壊及び床上浸水が10万円で、本町の要綱でも同額そのまま被災世帯へ交付することとしています。また、被害者生活再建支援法が適用されると国の制度による支援があり、被災程度、住宅の再建方法により最大300万円が交付されます。

しかしながら、これは被災世帯数などの基準により市町村ごとに適用されるもので、個別世帯では著しい被害を受けているものの、市町村単位での被災規模が基準に合致しない場合は支援を受けられないという不合理が生じます。これを救済するため、宮崎県では令和3年度から国の制度により支援されない被災世帯を対象に国の制度と同じ内容で宮崎県市町村被災者生活再建支援金を交付することとし、流れとしては先ほどの安心基金支援金と同様、県と市町村が一体的に対応しております。

国が決めている部分は、町村単位で見るということです。それに該当しない時には、同じ被災をしているのに何も出ないということがありますので、それではやはり不公平感があるということです。市町村振興協議会を母体としていろいろな形で手厚く給付するということがあります。

今回の基金条例ですが、今まで市町村協議会、振興協議会が行っているのは、直接被害、家が壊れるなど直接被害に対しての支援であります。今回、基金条例を出しているのは、間接被害になります。先程現地調査をしていただいた、道が壊れたおかげで非常な生活難儀をしていると。迂回路が遠いということに対して、何か考えることはないのかという部分になります。直接被害はこれで救うとしても、間接被害の部分を考えていかないと、今から先、何があるか分からないということで基金条例を提案したということでもあります。

以上です。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

町長の説明よく分かりました。私が言わんとしたことは、まさにそこだったんですよね。

私は、3月8日議員の皆さん方と一緒に一昨年、14号台風の中区、上区のその後の被害状況の確認に行ってきました。まさに寸断された道路がそのままになっており、これ何年かかるのだろうと、また改めて考えさせられました。

また、この件を説明される際に、町長、私の地区の地元になります中渡川地区のことも取り上げていただきました。ここは、県道でございます。この県道も一昨年の14号台風で寸断され、まだ現在もそのままになっております。また昨年の豪雨でもう一か所、崩落しました。この件に関しては、今年になって本格的に工事が始まったばかりであります。多分1年近くかかるのではなかろうかと考えています。

この方々や西郷の方々も含めてですが、約1年半にわたってそういった迂回を余儀なくされてるわけです。まさに間接的な被害を受けているわけです。

これはもちろん今から内容を検討するということですので、ある程度、柔軟な対応、考え方が出てくると思います。その辺も含めて、ぜひとも間接的な部分を見ていただくと非常にありがたいと、地域住民も納得してくれると思います。もう一度、確認させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員がおっしゃるようなことで、どうしても間接被害を受けて迂回路がと。これが二、三か月で災害復旧ができれば、それはもうそれでごめんなさいねという話かもしれません。しかし、言われるように1年以上という歳月をかけて非常に苦労されているということであれば、時限的に時間軸も持たなければならぬと思います。そういう部分を細かに決めて、支援をしていかないと大変かなど。

今は特に、燃料高騰等でガソリンはばかになりません。しっかりとした支援をしていきたいと思うところであります。

以上です。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

本当に、私の期待したとおりの回答をいただきましてありがとうございます。

何度も申しますように、「今後、内容を検討する」とあります。今後に起こり得る災害に対応するものであると考えております。ぜひとも、同じような現状で苦しんでおられる方がいますので、ぜひとも遡って対応していただけると、協議していただけるといいかなと思っております。よろしく願いいたします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

そうですね、やはりそこを含めて、そういう委員も含めて「いいのではないですか」という結論になれば対応していく必要があると思います。その中でじっくり要綱をつくって支援をしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【議長 那須 富重】

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

それでは、質疑なしと認めます。

ここで、今、総括質疑でしたが、一部、一般質問的な質疑に終始した点があります。もう少し的を絞っていただいて、質問を今後の総括的には生かしていただくようお願いしたいと思います。

それでは、これで総括質疑を終わります。

お諮りします。

議案第3号から議案第13号、議案第15号から議案第18号、議案第27号から議案第34号までの23件について、議長を除く9名の委員をもって構成する令和6年度予算等審査特別委員会を設置し、会議規則第39条の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、これに付託の上、審議したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

議案第3号から議案第13号、議案第15号から議案第18号、議案第27号から議案第34号までの23件について、議長を除く9名の委員をもって構成する令和6年度予算等審査特別委員会を設置し、お手元に配付しております議案付託表のとおり、これに付託の上、審議することに決定しました。

引き続き、特別委員の選任を行います。

お諮りします。

特別委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定によって、お手元に

配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがって、特別委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで委員長及び副委員長の報告を行います。

令和6年度予算等審査特別委員会の正副委員長については、申合せ事項及び議会運営委員会決定事項のとおり、委員長に副議長の川村 義幸議員、副委員長に総務厚生常任委員長、山本 文男議員。

以上のとおりであります。よろしくお願いいたします。

なお、特別委員長及び副委員長の任期は、今定例会の会期中とします。

付託しました23件につきましては、令和6年度予算等審査特別委員長はよろしくお願いします。

3月19日までは委員会審査となります。

明日は午前9時半からの会議となりますので、時間を間違えないようお願いいたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

【事務局長 沖田 修一】

「一同・起立・礼」お疲れさまでした。

(散会 午前10時40分)

令和 6 年第 1 回定例会

美郷町議会会議録(第 5 号)

令和 6 年 3 月 2 1 日

美 郷 町 議 会

令和6年第1回美郷町議会定例会会議録（第5日目）

令和6年3月21日（木曜日）

◎開会日時 令和6年3月21日 午後3時00分 開会
◎閉会日時 令和6年3月21日 午後3時43分 閉会

◎出席議員（10名）

1番 若杉 伸児君	2番 早川 節夫君
3番 中田 武満君	4番 兒玉 鋼士君
5番 山本 文男君	6番 中嶋奈良雄君
7番 川村 嘉彦君	8番 甲斐 秀徳君
9番 川村 義幸君	10番 那須 富重君

◎欠席議員 なし

◎欠員 11番 小路 文喜君

◎会議録署名議員 1番 若杉 伸児君 2番 早川 節夫君

◎事務局職員氏名 事務局長 沖田 修一君 書記 森川 晴君

◎説明のための出席者職氏名

町長	田中 秀俊君	副町長	藤本 茂君
教育長	大坪 隆昭君	会計管理者	泉田 博文君
総務課長	甲斐 武彦君	税務課長	川村 博昭君
企画情報課長	田常 浩二君	町民生活課長	田村 靖君
健康福祉課長	黒田 和幸君	建設課長	林田貴美生君
農林振興課長	松下 文治君	政策推進室長	長田 孝規君
教育課長	鎌田 次郎君	地域包括医療局事務長	田原 裕亮君
南郷地域課長	黒木 博文君		

◎会議の経過 別紙のとおり

令和6年第1回美郷町議会定例会 議事日程（第5）

令和6年3月21日
午後3時開議

- 日程第1 委員会審査報告
- 議案 第3号 公の施設の指定管理者の指定について
 - 議案 第4号 公の施設の指定管理者の指定について
 - 議案 第5号 公の施設の指定管理者の指定について
 - 議案 第6号 美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例
 - 議案 第7号 美郷町公の施設条例の一部を改正する条例
 - 議案 第8号 美郷町介護保険条例の一部を改正する条例
 - 議案 第9号 美郷町営住宅条例の一部を改正する条例
 - 議案 第10号 美郷町営賃貸住宅条例の一部を改正する条例
 - 議案 第11号 美郷町空家等対策の推進及び空家等の活用の促進に関する条例の一部を改正する条例
 - 議案 第12号 美郷町移住定住促進空き家活用住宅の管理に関する条例の一部を改正する条例
 - 議案 第13号 美郷町使用料徴収条例等の一部を改正する等の条例
 - 議案 第15号 美郷町災害見舞金等基金条例
 - 議案 第16号 財産の無償貸付について
 - 議案 第17号 財産の無償貸付について
 - 議案 第18号 財産の無償譲渡について
 - 議案 第27号 令和6年度美郷町一般会計予算
 - 議案 第28号 令和6年度美郷町国民健康保険事業特別会計予算
 - 議案 第29号 令和6年度美郷町介護保険事業特別会計予算
 - 議案 第30号 令和6年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計予算
 - 議案 第31号 令和6年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計予算
 - 議案 第32号 令和6年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算
 - 議案 第33号 令和6年度美郷町簡易水道事業会計予算
 - 議案 第34号 令和6年度美郷町農業集落排水事業会計予算

一括討論、個別採決

日程第2 議員派遣について

日程第3 閉会中の委員会活動の申し出について

令和6年第1回美郷町議会定例会
議事日程（第5の追加1）

令和6年3月21日
午後3時開議

追加日程1 議案 第36号 定住自立圏形成協定の一部変更について
提案理由説明、質疑、討論、採決

追加日程2 議案 第37号 令和5年度美郷町一般会計補正予算（第11号）
提案理由説明、質疑、討論、採決

会 議 録

令和6年3月21日
午後3時00分開議

【事務局長 沖田 修一】

「一同起立・礼」・・・おはようございます・・・御着席ください。

【議長 那須 富重】

改めまして、こんにちは。この3月の第1回の定例会が特別委員会を含めまして運営されてきましたけれども、本日が最後の会であります。しっかりと進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ただいまの出席議員は10名であります。

なお、石田北郷地域課長から、病氣入院のため欠席の申出がありましたので、これを受理しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

日程第1 委員会審査報告を行います。

- 議案第 3号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第 4号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第 5号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第 6号 美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第 7号 美郷町公の施設条例の一部を改正する条例
- 議案第 8号 美郷町介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 9号 美郷町営住宅条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 美郷町営賃貸住宅条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 美郷町空家等対策の推進及び空き家等の活用の促進に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 美郷町移住定住促進空き家活用住宅の管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 美郷町使用料徴収条例等の一部を改正する等の条例
- 議案第15号 美郷町災害見舞金等基金条例
- 議案第16号 財産の無償貸付について
- 議案第17号 財産の無償貸付について
- 議案第18号 財産の無償譲渡について
- 議案第27号 令和6年度美郷町一般会計予算
- 議案第28号 令和6年度美郷町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第29号 令和6年度美郷町介護保険事業特別会計予算
- 議案第30号 令和6年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第31号 令和6年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計予算
- 議案第32号 令和6年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算
- 議案第33号 令和6年度美郷町簡易水道事業会計予算
- 議案第34号 令和6年度美郷町農業集落排水事業会計予算

お諮りします。

議案第3号から議案第13号、議案第15号から議案第18号、議案第27号から議案第34号までの23件を一括議題とし、本案に対する令和6年度予算等審査特別委員長の審査報告を求めたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがって、23件を一括議題とし、委員長の審査報告を求めます。

令和6年度予算等審査特別委員長 川村 義幸議員。

【9番 川村 義幸】

議長。

【議長 那須 富重】

予算等審査特別委員長、川村 義幸議員。

【9番 川村 義幸】

それでは、私の方から令和6年度予算等審査特別委員会について、会議規則第7条の規定に基づき、審査報告を行います。

お手元に配付の委員会審査報告書により報告いたします。

委員会審査報告書

令和6年3月11日、本委員会に付託された下記の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1. 付託議案

議案第3号から議案第13号、議案第15号から議案第18号、議案第27号から議案第34号の23件の委員会審査報告書のとおりです。

2. 審査の経過

令和6年3月11日、12日、13日、14日、15日、18日、19日の7日間、委員会を開催して、副町長、教育長、各課等の長、担当者の出席を求め説明を受けた後、審議を行い、慎重に審査を行った。

3. 審査の結果

審査の結果、本委員会に付託された上記議案23件については、原案のとおり可決すべきものと決定した。

4. 付記事項

- ① 6次産業化の拠点施設整備の計画については、定期的に議会に対して説明会を開催すること。
- ② 地区別定住戦略事業は13地区が令和6年度で事業最終年の3年目を迎えるが、過去の取組を検証した上で、その後の取組についても継続した支援を行うこと。

- ③ 災害復旧の早期完成に最大限努力しているとは承知しているが、生活に大きな支障が出ている災害については、一層の早期完成に努めること。
また、そういった地域で、災害復旧に多大な期間を要する場合は、出来る限り緊急車両が通行できるような、迂回路の整備を行うこと。
加えて、国県道の災害復旧についても、早期の完成を関係機関に積極的に要望を行うこと。
- ④ オンライン医療相談事業については、保護者の不安や負担軽減、医師などの働き方改革につながり効果が高いと思われるので、継続した事業とすること。
- ⑤ 鳥獣害対策指導員の地区毎の報酬は、年間勤務数に大きな違いがないのに、賞与が支給される地区と支給されない地区があり、年間報酬総額が大きな差となっているので、公平な運用に是正すること。

(口頭による意見)

- ① 定住者確保のため、地域おこし協力隊の農業振興策は事業承継につながるよう、選定作物の拡大を行うこと。
- ② プレミアム商品券については、希望する多くの世帯が活用できるように見直しをされているが、今後も町民のニーズに沿った内容となるよう、その都度、検討すること。
- ③ 事業の事前調査や計画作成の支援機関への委託については、その効果など必要性を十分検討すること。

以上で、令和6年度予算等審査特別委員会の審査報告を終わります

【議長 那須 富重】

委員長報告が終わりました。

お諮りします。

23件を一括して質疑を省略し、一括して討論を行いたいと思います。
これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがって、23件を一括して討論を行うことに決定しました。

これから、23件を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

議案第27号 令和6年度美郷町一般会計予算についての賛成討論を行います。
賛成討論をいたしますが、委託業務について、気づいた点を申し述べ、要望を行

いたいと思います。的外れなことも言うかと思いますが、お許しを願います。

委託業務の削減、見直しについては、毎年、決算監査意見書にも上がっています。今回の予算委員会においても、口頭の意見として加えていただきました。

企画情報課の2つの事業について考えてみました。

1つは、地区別定住戦略の中の中間支援組織委託業務事業です。

人口分析、住民への聞き取り、ワークショップ等の業務で、一部国・県からの交付税措置がありますが、令和2年度から本年度までの4年間、約3,750万円が委託料として支払われ、来年度も1,200万円ほどの高額の委託料が計上されています。担当課も私たち町民も、この4年間の取組で、十分「ちくせん」についての知見を得てきたと考えます。コンサルなしで自走していけるのではないのでしょうか。真に費用に見合うだけの業務委託の効果があるのか注視していきたいと思ます。

2つ目は、総合戦略策定支援業務委託料です。

地域ビジョンの策定が主な業務のようで、4つのビジョンが掲げられています。

- 1、地域に地方に仕事をつくる。
- 2、人の流れをつくる。
- 3、結婚・出産・子育ての希望をかなえる。
- 4、魅力的な地域をつくる。

以上となっていますが、この4つのビジョンは、先ほど述べた中間支援組織委託業務事業の過去4年間で、町民が学び、意見を出し合い、考え、試行錯誤しながら実践してきたものだと思います。担当課も、多岐にわたるフレッシュな情報を十分に獲得していることを考えれば、アドバイスを受けることなく自力で総合戦略の策定は可能ではないかと考えます。

私は、予算委員会で総合戦略、委託業務のことを「学校の宿題をお金を払って塾の先生にやってもらうようなもの」と言いましたが、この職員でできる部分はぜひとも職員でやっていただきたいと思ます。

また、委託の内容を簡素化または削減できないか、各課各担当者においてよく検討され、今後、必要があれば、英断をもって委託料を削減されるよう要望し、私のさ、賛成討論といたします。

【議長 那須 富重】

ほかに討論はありませんか。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

私は、議案第15号 美郷町災害見舞金等基金条例について、賛成の立場から意見させていただきます。

先日、議会で西郷、上区、中区の災害復旧状況を確認させていただきました。今さらではありますが、工事の難しさ、そして今後の取組の厳しさを再認識させられました。私の地元、中渡川地区も、1年が経過してやっと工事が始まったばかりで

あります。町内、地域によって状況は様々ではありますが、一昨年台風以前の生活に戻っていない町民がいらっしゃることははっきりしております。

この災害見舞金は、今後、起こり得ると予測される南海トラフ地震、また、年々、激しさを増しておりますゲリラ豪雨、また、台風災害等を見据えた条例であると考えております。しかしながら、従来の支援金の枠を超えて、直接、住宅等に被害のない間接的な被害者にも対応してくれるものと期待しております。

また、1年以上にわたって間接的な被害を受けておられる町民の皆様にも遡って支援していただきたくお願いいたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。以上です。

【議長 那須 富重】

ほかに討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号 公の施設の指定管理者の指定についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第3号 公の施設の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第4号 公の施設の指定管理者の指定についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第4号 公の施設の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第5号 公の施設の指定管理者の指定についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第5号 公の施設の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第6号 美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第6号 美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第7号 美郷町公の施設条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第7号 美郷町公の施設条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 美郷町介護保険条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第8号 美郷町介護保険条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号 美郷町営住宅条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第9号 美郷町営住宅条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 美郷町営賃貸住宅条例の一部を改正する条例の採決を行います。

ます。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第10号 美郷町営賃貸住宅条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 美郷町空家等対策の推進及び空き家等の活用の促進に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第11号 美郷町空家等対策の推進及び空き家等の活用の促進に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号 美郷町移住定住促進空き家活用住宅の管理に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第12号 美郷町移住定住促進空き家活用住宅の管理に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号 美郷町使用料徴収条例等の一部を改正する等の条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第13号 美郷町使用料徴収条例等の一部を改正する等の条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号 美郷町災害見舞金等基金条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第15号 美郷町災害見舞金等基金条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 財産の無償貸付についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第16号 財産の無償貸付については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第17号 財産の無償貸付についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第17号 財産の無償貸付については、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第18号 財産の無償譲渡についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第18号 財産の無償譲渡については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第27号 令和6年度美郷町一般会計予算の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第27号 令和6年度美郷町一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号 令和6年度美郷町国民健康保険事業特別会計予算の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第28号 令和6年度美郷町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第29号 令和6年度美郷町介護保険事業特別会計予算の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第29号 令和6年度美郷町介護保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第30号 令和6年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計予算の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第30号 令和6年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第31号 令和6年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計予算の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第31号 令和6年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第32号 令和6年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第32号 令和6年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第33号 令和6年度美郷町簡易水道事業会計予算の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第33号 令和6年度美郷町簡易水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第34号 令和6年度美郷町農業集落排水事業会計予算の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第34号 令和6年度美郷町農業集落排水事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りします。

ここで、お手元に配付しておりますとおり

議案第36号 定住自立圏形成協定の一部変更について

議案第37号 令和5年度美郷町一般会計補正予算(第11号)

以上、2件が提出されました。

これを日程に追加し、追加議事日程(第5の追加1)として、議題にしたいと思っております。

これに御異議はありませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第36号 議案第37号の2件を追加議事日程（第5の追加1）として、議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第36号 定住自立圏形成協定の一部変更についてを議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、議案第36号 定住自立圏形成協定の一部変更について、提案理由を申し上げます。

この議案は、延岡市を中心とした県北9市町村で形成する「宮崎県北定住自立圏」に係る議会の議決事件を定める条例に基づき、平成22年1月に締結した定住自立圏形成協定の一部を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

変更点としましては、令和5年6月に定住自立圏構想推進要綱が改正され、「定住自立圏においても、デジタル技術を活用した取組を積極的に進めていくことが求められる」との文言が盛り込まれたことから、「救急医療の高度化のためのデジタル技術の活用や新たな救急モビリティの活用」「マイナンバーを活用した行政手続のオンライン申請等の推進」等を追加しています。

また、環境に関連して「圏域全体での脱炭素化の実現」や「森林保全の促進」「大規模災害時の相互応援体制の整備」等を追加するほか、要綱改正に合わせた協定区分の修正等を行っています。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ 「なし」との声あり ）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ 「なし」との声あり ）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第36号 定住自立圏形成協定の一部変更についての採決を行います。

ます。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第36号 定住自立圏形成協定の一部変更については、原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第2 議案第37号 令和5年度美郷町一般会計補正予算(第11号)を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第37号 令和5年度美郷町一般会計補正予算(第11号)について説明いたします。

今回の補正は、一般会計補正予算(第10号)上程後に、システム改修後のデータ抽出により、支給対象者の選定及び申請書受領事務等を考慮した結果、年度内で支出が完了しない見込みとなりました。

住民税均等割のみ課税世帯臨時給付金及び低所得子育て世帯こども加算金について、新たに繰越明許費の追加補正を上程するものであります。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第37号 令和5年度美郷町一般会計補正予算(第11号)の採

決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第37号 令和5年度美郷町一般会計補正予算(第11号)については、原案のとおり可決されました。

日程第2 議員派遣についてを議題といたします。

会議規則第129条第1項の規定により、議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定するとなっております。

本定例会以降、令和6年6月までの議会で派遣する議員につきましては、お手元に配付しました名簿のとおり選任したいと思います。

なお、日時、場所等については、議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議はありませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがいまして、議会で派遣する議員は、別紙のとおり選任することに決定しました。

閉会中の委員会活動の申出についてを、議題とします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員長、総務厚生常任委員長、文教産業常任委員長からそれぞれ申出が提出されております。

お諮りします。

会議規則第75条の規定により、閉会中の調査研究の申出がありました。

申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

よって、閉会中の調査研究については、申出のとおり決定しました。

ここで、町長から発言の申出がありましたので、これを許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、貴重なお時間をおかりまして、3月議会定例会のお礼を申し上げます。

この定例会で報告1件、諮問1件、議案33件、本日、追加議案2件、合計37件の議案を提案させていただきました。

3月6日から本日までの16日間の日程で慎重に審議をいただき、全議案可決をいただきましたことに感謝を申し上げます。

付記事項がありますので、その執行には議会の皆様には丁寧に説明し、町民の皆様には理解を求めてまいります。特に、この3月定例会は各会計令和6年度当初予算を提案していますので、私にとりましては非常に責任の重い定例会であります。

予算編成において、私の本気度、そして職員の本気度、侃々諤々で編成した予算であります。改めまして、可決いただき感謝を申し上げます。

一般質問では5名の議員の皆様から質問をいただきました。一般質問の答弁のとおりしっかりと対処してまいります。議員各位の御理解と御協力もお願いを申し上げます。また、任期3年目の始まりでありますので、この定例会から新たな気持ちで町民の福祉の向上に取り組んでまいります。ここ数年はコロナ禍による行動規制や行事中止縮小を余儀なくされてきましたが、昨年、5類へ変更され世の中がようやくコロナ禍前の日常が戻ってくる1年でありました。しかしながら、消滅したわけではありませんので、今までどおり予防は大切かと思っております。

昨年のこの議会で、「令和4年3月16日午後11時36分、福島県沖を震源とする震度6強の地震が発生をいたしました。東日本大震災から11年、その地震と重ね合わせた方々は恐怖を感じたことと思います。いつ、どこでどんな災害が発生するか予測はできませんが、南海トラフ地震に連動した日向灘地震は必ず発生すると言われております。常在危機意識を持って町民への周知を図る必要があると認識しています」と、こう言っています。

今年1月1日に能登半島地震が発生しました。最大震度7、多くの方々が犠牲となり被災をいたしました。お亡くなりになられました方々には、心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災をされました方々にお見舞いを申し上げます。

最近、美郷町でも地震が数回、発生をしております。自分の命は自分で守る、そのためには、町民の防災意識の高揚が必要不可欠であります。またかと言われるくらい防災無線等での周知徹底を図りたいと思っております。

結びに、昨日が二十四節気の春分でありましたが、「残暑は秋の彼岸までに治まり、余寒は春の彼岸までに和らぐ」と言われております。寒い日もあるかと思っておりますので、お体には御自愛いただき、議員各位のさらなる御活躍と御健勝を御祈念申し上げます。本当にありがとうございました。

【議長 那須 富重】

議長といたしまして、一言、お礼を申し上げます。

令和6年第1回定例会の閉会に当たりまして、一言の御挨拶をいたします。

本定例会は3月6日から16日間の長丁場でしたが、新年度の予算審議など執行部の皆様には詳細な説明や質疑への対応など、真摯に御対応いただきました。この間、議員各位の努力と、町長をはじめ執行部の皆様の御協力に対しまして、心から厚くお礼を申し上げます。

この定例会では、開会冒頭での挨拶でも申し上げましたが、災害復旧費が昨年度比で10億円近く上回ります24億1,400万円となっております。

議会では、被災地住民の要請を受けまして、定例会前と本定例会中、2度の現地調査を実施しまして、被災住民の意見を聞き、復旧状況を細かく見てまわったところでもあります。災害の大きさとその復旧の難しさを改めて実感し、今後の復旧について、執行部の皆様と連携しながら積極的な要望活動を含む必要な対策にしっかりと取り組まなければならないと考えたところでもあります。

一方では、世界的なエネルギー、資材、飼料等の物価の高騰に関してはまだまだ先の見通せない状況であります。町民の皆様の離農、廃業につながらないように、議会としましてもこれらに対する取組を後押しするとともに、執行部の皆さんと連携しながら対策してまいりたいと考えております。

議会は、執行部の皆様が効率的でより効果的な業務が執行できるよう、議会運営に努めなければならないと考えております。限られた予算、人材ではありますが、議会と執行部はお互い知恵を出し合い、協調して、真の住民の福祉の向上のための行政であることを願うものであります。

ここで、この3月末をもちまして退職される職員の皆様がおられますが、在任中、町政の多方面にわたりまして、幾多の業績を残されましたことに深く敬意を表するものであります。今後とも御健勝にて御活躍いただき、美郷町町政の発展のため、引き続き、御指導、御支援を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

これから忙しくなりますけれども、皆様方にはくれぐれも健康に御留意の上、町政発展のために御尽力賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たっての御挨拶いたします。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

以上をもちまして、令和6年度第1回美郷町議会定例会を閉会いたします。

【事務局長 沖田 修一】

「一同・起立・礼」・・・お疲れさまでした。

(閉会：15時43分)